

7月企画運営委員会次第

日 時 平成28年7月21日(木)15:00～

場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

(1) 第57回関東ブロック保育研究大会の開催結果について

(2) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について

(3) 平成28年度保育所等の健康研修について

(4) その他

4 報告事項

(1) 全保協情報 16-19～25

(2) 部会からの報告

(3) 地域からの報告

(4) その他

閉 会

※8月企画運営委員会(予定)

平成28年8月25日(木)10:30～ 県社会福祉会館

第57回関東ブロック保育研究大会 事業報告

- 1 期 日 平成28年7月7日(木)～8日(金)
- 2 会 場 (1) 全体会 [1日目:7月7日(木)]
 湯本富士屋ホテル・グラントコンベンションホール(箱根町湯本)
 (2) 分科会 [2日目:7月8日(金)]
 ・第1分科会 ホテルおかだ・富士の間
 ・第2分科会 湯本富士屋ホテルグラントコンベンションホール箱根中・西
 ・第3分科会 小田原お堀端コンベンションホール
 ・第4分科会 ホテル南風荘・第二会議室
 ・第5分科会 湯本富士屋ホテルグラントコンベンションホール箱根東
 ・第6分科会 天成園・コンベンションホール
 ・第7分科会 おだわら市民交流センターUMECO第1～第3会議室
 ・第8分科会 箱根湯本ホテル・アジストホール
 ・特別分科会 生命の星地球博物館・講義室
- 3 参加者 (1) 全体会 1,090名
 (2) 分科会 1,077名 総数 2,167名
- 4 実施概要 1日目:全体会 平成28年7月7日(木) 湯本富士屋ホテル・グラントコンベンションホール
- 11時00分 受付開始
- ※11時30分 大会運営委員会
- 12時10分 オープニング① 落語 柳家 三三
- 12時50分 オープニング② 子どもの健康・未病について
 神奈川県副知事 中島 正信
- 13時10分 開会式(司会:長澤彩子)
 歓迎のことば 大会運営委員長(神奈川県保育会理事長) 萩原 敬三
 花のおさなご斉唱 指揮者:元鎌倉女子大学教授 三縄 公一
 演奏者:横浜女子短期大学教授 横森 弘之
 黙祷(保育関係物故者)
 児童憲章朗読 神奈川県保育士会会長 飯塚 裕子
 主催者あいさつ 神奈川県副知事 中島 正信
 関東ブロック保育協議会会長 奥村 尚三
 開催都市市町長あいさつ 箱根町長 山口 昇士
 小田原市長 加藤 憲一
 来賓あいさつ 全国保育協議会会長 万田 康
 来賓・主催者紹介
 大会決議宣言 神奈川県保育会副理事長 宮田 丈乃
- 14時20分 行政説明 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課
 課長補佐 加藤 正嗣
 「保育行政の動向と課題について」
- (休憩:15:20～15:30)
- 15時30分 基調講演 「うきうきミニライブ」 チーマー

16時40分 次期開催地あいさつ 茨城県保育協議会会長

清水 敏孝

17時00分 1日目終了

※17時30分 分科会打合せ会

2日目:分科会 平成28年7月8日(金)

1 箱根地区(生命の星を含む)

9時10分～9時30分 受付(各分科会場)

9時30分～12時00分 分科会討議

12時00分～13時00分 昼食(各分科会場)

13時00分～15時00分 分科会討議

15時00分 終了解散

2 小田原地区

9時30分～10時00分 受付(各分科会場)

10時00分～12時30分 分科会討議

12時30分～13時30分 昼食(各分科会場)

13時30分～15時30分 分科会討議

15時30分 終了解散

※16時15分 処理委員会 会場:湯本富士屋ホテル・グラントコンベンションホール箱根東

【分科会概要】

・第1分科会:「新たな時代の保育実践」

助言者 吉田 正幸 氏(保育システム研究所 代表)

・第2分科会:「配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて」

助言者 広瀬 宏之氏(横須賀市療育相談センター 所長)

・第3分科会:「保育者の資質向上を図る」

助言者 増田 まゆみ 氏(東京家政大学 教授)

・第4分科会:「地域の子育て家庭への支援の充実に」

助言者 新保 幸男 氏(神奈川県立保健福祉大学 教授)

・第5分科会:「家庭や地域との連携による食育の推進」

助言者 元田 由佳 氏(小田原短期大学 准教授・管理栄養士)

・第6分科会:「子どものより良い育ちにむけた

関係機関とのネットワーク」

助言者 田中 利則 氏(湘北短期大学 教授)

・第7分科会:「保育の社会化にむけて」

助言者 原 孝成 氏(湘北短期大学 教授)

・第8分科会:「公立保育所の使命と地域社会での役割」

助言者 亀谷 美代子 氏(社会福祉法人白峰会白峰保育園 園長)

・特別分科会:保育所等の防災対策

午前中:地震対策等の講演

午後:グループ討議・意見交換

助言者 杉原 英和 氏(神奈川県安全防災局安全防災部長)

笠間 友博 氏(生命の星地球博物館主任研究員)

第60回全国保育研究大会（徳島県）意見発表者

関東ブロック代表

・第2分科会	静岡県	三島市立青木保育園	主任保育士	岩見	真紀
・第3分科会	栃木県	さくら保育園	園長	佐原	美佳
・第4分科会	相模原市	すこやか保育園	園長	小林	祐子
・第5分科会	川崎市	すこやか溝口保育園	栄養士	山永	かおる
・第6分科会	横浜市	横浜市鶴見保育園	保育士	田中	祐子
・第8分科会	山梨県	市川町立富士見保育所	所長	望月	順子

分科会テーマ

○第2分科会

「配慮を必要とする子どもや家庭への支援に向けて」

保育所・認定こども園等では、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加が指摘されてきています。また、保護者自身が生活面など何らかの課題をもち、子育てに困難が生じるケースも増えています。

本テーマでは、こうした子どもや保護者に対する保育・子育て支援関係者としてのかかわり方、あるいは保育者としていかに寄り添い、支援を行うべきかについて研究を深めます。

○第3分科会

「保育者の資質向上を図る」

保育所・認定こども園等における今日的状況として、職員の就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や、職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度施行後、利用者のいっそうの多様化が進むことが想定されます。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の内外の研修や情報共有のあり方、保育者の自己評価など、職員の資質向上にむけた効果的な実践、さらには、今後保育者に求められる資質向上のあり方について研究を深めます。

○第4分科会

「地域の子育て家庭への支援の充実にむけて」

保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられています。また、新たな幼保連携型認定こども園では、子育て支援の実施が義務付けられています。

一方で地域のつながりが弱まるなか、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが特に重要な取組となっています。

本テーマでは、地域子育て支援における保育所・認定こども園等の機能や、保育者に求められる知識や技術を、いかに地域支援に活かしていくかなど、地域子育て家庭に対する支援のあり方について研究を深めます。

○第5分科会

「家庭や地域との連携による食育の推進」

乳幼児期の食育の推進は、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。そして、食に関する家庭との相互理解、さらには地域子育て家庭にむけた食育実践や地域の食文化継承などの視点から、保育所のみならず家庭や地域との連携のもとで実践を進めることが必要となります。

さらに、保育現場では、自園調理の意義や有効性の確立ならびに、食物アレルギーをもつ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保護者、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食をとおした保育実践のあり方などについて研究を深めます。

○第6分科会

「子どものより良い育ちに向けた関係機関とのネットワーク」

子どものより良い育ちにむけ、保育所・認定こども園等、小学校さらに中学校との連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえる視点として重要です。

また、新制度では各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画(都道府県においては子ども・子育て支援事業支援計画)」に基づき事業実施が行われ、各地域の保育施策の充実化にむけては、保育・子育て支援関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築もいっそう大切となります。

さらには、子どもの貧困に起因する課題への対応、児童虐待予防、病児・病後児保育など、保育所・認定こども園等単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもってすすめるべき取り組みは多くあります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにむけた、多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所・認定こども園等が果たすべき役割などについて研究を深めます。

○第8分科会

「公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割」

保育・子育て支援の今日的な流れにおいては、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性であり、保育の質やその実践において地域間格差がすすむことが懸念されます。

本テーマでは、地域全体の保育の質の向上にむけた公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割意識の普及、行政機関でもある特性を活かした具体的実践のあり方などについて研究を深めます。

平成28年7月14日
一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

第57回関東ブロック保育研究大会「報告書」
「分科会」報告作成要領（案）

平成28年3月14日
広報・資料作成部

1 規格について

- (1) 1分科会あたり表題（助言者名・議長名等）1ページ。各発表1ページ。
写真（3枚）1ページの合計6ページ構成。（第2と第6分科会は3発表のため最終ページを白紙とする）
- (2) 1発表あたりA4版「横書き」1枚。
- (3) ページレイアウトの余白は全て20ミリ。文字サイズ10.5ポイント。
「45字×45行」（最大・約2025字）（ちなみに本要領は、同規格です。）

2 ページ規格について

- (1) 1行目に発表順番と都県市名。2行目を開け、3行目を『1, 発表概要』とし、4行目より概要を記載する。
- (2) 発表概要の最終行から1行開け、その次の行を『2, 質疑』とし、その次の行より記載する。
- (3) 質疑の最終行から1行開け、その次の行を『3, まとめ』とし、その次の行より記載する。
- (4) 発表概要10行・質疑14行・まとめ14行を目安とするが、それぞれのボリュームにより記載内容を調整する。（調整で減らす優先順位は発表概要から。）

3 掲載内容について

- (1) 発表概要については、事前に研究発表の骨子（450字程度）を発表者に提出して頂き、その内容と合わせて研究視点にも基づいて整理し記載する。
- (2) 質疑については、質疑応答と参加者から寄せられた意見等、要点を整理し記載する。
- (3) まとめについては、助言者の要点等を整理し記載する。

4 記述方法について

- (1) 長文を多用せず、簡潔な表現とする。
- (2) 語尾は、常体「である」表現とする。

5 原稿作成日程について

- (1) 各分科会の幹事・書記等は7月29日（金）までに事務局に提出する。
- (2) 広報・資料作成部は、8月上旬より提出原稿の校正等に着手する。
- (3) 訂正等については分科会運営部等と相談のうえ対応する。

6 その他

- (1) 大会資料に記載のある内容の重複掲載は行わない。
- (2) 要点のみの掲載となるため、全体のバランスを勘案し訂正することもある。
- (3) 原稿の提出方法は、データによる提出とする。

7 特別分科会における取扱いについて

- (1) 記載要領は他の分科会と同様とする。表題（助言者名等）と写真で2ページ。
- (2) のこりの4ページに講演の概要や情報交換の内容、ディスカッションで明らかになった課題などを掲載する。
- (3) 詳細は、分科会運営部と相談のうえ対応する。

平成28年7月 日

企画運営委員 殿

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について（依頼）

時下、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町村の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、出欠等につきましては、別添FAX用紙にて、8月5日(金)までにご回答いただきますようお願いいたします。

1 日 時 平成28年8月25日(木) 14:00～19:30

2 場 所 ホテルプラム

横浜市西区北幸2-9-3 横浜駅西口より徒歩約7分

Tel 045-314-5546 (代)

3 連絡協議会（2階パレロワイヤルII）

(1) 主催者挨拶

(2) 出席者自己紹介

(3) ○議題

講演「社会福祉法人法の改正について」

神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課 浅野 浩主任専門員

情報交換「補助金の見直しについて」

(4) その他

4 情報交換・懇親会（2階サロンドフレール）

5 参加費等

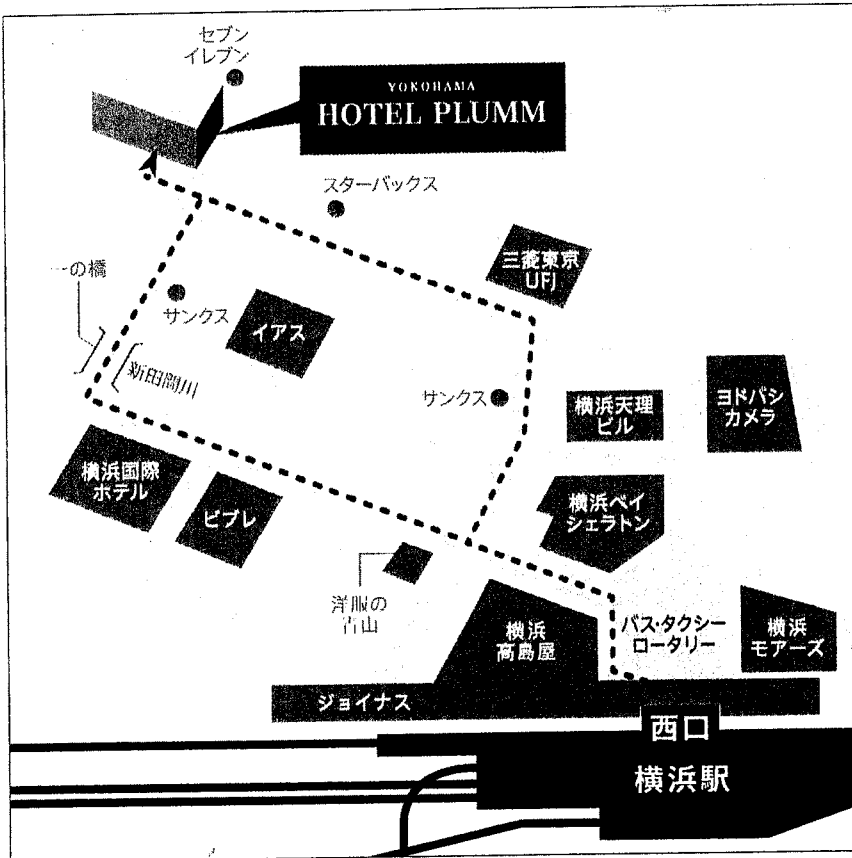
次のおりのご費用を、ご負担願います。

(1) 連絡協議会 会場・資料代 1,000円

(2) 情報交換・懇親会 参加費 4,000円

(問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754)

ACCESS



【駅からの道順】

横浜駅西口(中央改札)を出て左へ。高島屋の角を左折、大きな通りを直進。
3つめの信号「一の橋」を右折。橋を渡って直進、最初の左角にPLUMM。

【交通】

JR新横浜駅より地下鉄で10分 / 羽田空港よりバスで30分
成田空港よりタクシーで1時間30分 / 首都高速道路横羽線 横浜西口ランプより車で1分
東名高速道路横浜町田インターより車で30分


YOKOHAMA
HOTEL PLUMM
〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸2-9-1
tel 045-314-3111
HP www.hotel-plumm.jp/

FAX 送信用

県保育会事務局行
(FAX 045-311-1837)

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について

氏名() 保育園名()

① 出欠について

連絡協議会

出席

欠席

情報交換・懇親会

出席

欠席

(いずれかに○をお願いします)

※ 8月5日(金)までに、県保育会事務局あてにご返送下さい。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉法改正で社会福祉法人に責務化された「地域における公益的な取組」の趣旨等が示される…………… 1
- ・「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定される…………… 1
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律が公布される…………… 2

社会福祉法改正で社会福祉法人に責務化された 「地域における公益的な取組」の趣旨等が示される

平成 28 年 6 月 1 日、厚生労働省は、社会・援護局福祉基盤課長通知『社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について』を発出しました。

通知では、法改正後に議論が継続されていた、改正法第 24 条第 2 項に係る「地域における公益的な取組の該当性」を判断する際の参考となる考え方が示されました。

なお、公益的な取組は限定的な例示ではなく、その妥当性の考え方が示されていることにご留意ください。

※詳細は、別添資料をご参照ください。

「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定される

平成 28 年 6 月 2 日、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。

本ニュースのNo.16-16にて案段階の情報をお伝えしましたが、その内容から大きな変更はございません。

今後、関連する詳細な通知や、財源確保に向けた取組等の動きがあった場合は、本ニュースでお知らせしてまいります。

※プランの全文は、下記 URL からご参照いただけます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>

児童福祉法等の一部を改正する法律が公布される

平成 28 年 5 月 27 日に国会にて成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」は、同年 6 月 3 日に公布されました。

今般の改正では、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることを目的としています。

児童虐待に関連しては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、おおむね平成 32 年度末までに全国展開を目指していくこととされました。

法改正によって、同センターの設置根拠が設けられるとともに、市町村は同センターを設置する努力義務が課せられます。

また、市町村の設置する要保護児童対策地域協議会（要対協）の調整機関に、専門職を置くことが努力義務から義務化されるとともに、当該調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとされました。

※通知の全文は、下記 URL からご参照いただけます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160606N0010.pdf>

社援基発 0601 第 1 号
平成 28 年 6 月 1 日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。)が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、その趣旨及び内容については、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」(平成 28 年 3 月 31 日社援発 0331 第 41 号社会・援護局長通知)においてお示ししたところです。今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項のいわゆる「地域における公益的な取組」について、その趣旨等を下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内関係機関、関係団体への周知等よろしくお取りはからい願います。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成 27 年 4 月 17 日社援基発 0417 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)は廃止します。

本通知のうち、3(3)については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1 「地域における公益的な取組」を行う趣旨

社会福祉法人(以下「法人」という。)については、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の際に、社会福祉法第 24 条(経営の原則)において法人の本旨に関する規定を整備したところですが、今般、平成 28 年改正法第 24 条第 2 項で規定された「地域における公益的な取組」に係る責務については、法人の本旨から導かれる法人が本来果たすべき役割を明確化したものです。

2 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 平成 28 年改正法第 24 条第 2 項の要件

平成 28 年改正法第 24 条第 2 項は、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」としています。

当該規定に明記された「地域における公益的な取組」の要件は、

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること

です。

上記の法律上の要件は、法人が他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することを明記したものであり、上記③の要件である「無料又は低額な料金で提供される福祉サービス」の実質的な意義は、既存の制度の対象とならず、公的な費用負担^(※)がない福祉サービスを提供することです。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

(2) 「地域における公益的な取組」の要件の意義

「地域における公益的な取組」は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

社会福祉法における公益事業とは、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であって、社会福祉と関連のない事業は該当しません。

したがって、「地域における公益的な取組」は、社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要があります。

- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

福祉サービスを受ける者としては、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」と規定されており、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当します。

- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

無料又は低額な料金で提供される福祉サービスとは、多様な事業主体が福祉サービスの実施主体として参入する中、法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置などの公的な助成が行わ

れているものであり、高い公益性を有する特別の法人に求められる役割として、地域社会に積極的に貢献していくための事業等です。

したがって、当該取組は、直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当します。

なお、既存の制度の対象となり、公的な費用負担^(※)がある場合は、無料又は低額な料金で提供する福祉サービスとはいえ、「地域における公益的な取組」には該当しません。

※ 委託事業又は補助事業による事業費全額についての公費負担のことをいいます。

「地域における公益的な取組」の該当性を判断する際の参考となる考え方は〔別添1〕のとおりです。

3 「地域における公益的な取組」実施の際の留意事項

- (1) 「地域における公益的な取組」と平成28年改正法第55条の2（平成29年4月施行分）に規定する「地域公益事業」の関係について（〔別添2〕参照）

「地域における公益的な取組」は、全ての法人の責務として規定したものであり、継続的に行われるものではない取組も含まれます。

一方、平成28年改正法第55条の2に規定する「地域公益事業」は、社会福祉充実残額を保有している法人が、その財産を活用する社会福祉充実計画に位置付ける「事業」として規定しているものであり、社会福祉法第26条に規定する公益事業に含まれるものです。

なお、平成28年改正法第55条の4において、法人が社会福祉充実計画を作成する場合の検討順位は、第1に「社会福祉事業（職員処遇の充実を含む）」、第2に公益事業の中の「地域公益事業」、第3に「その他の公益事業」とされています。

- (2) 定款上の取扱いについて

「地域における公益的な取組」のうち、継続的に行われるものではない取組については、従前の取扱いのとおり定款の変更を必要としません。

なお、公益事業のうち、規模が小さい事業の取扱いは以下の通知のとおりです。

「公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。」

（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙2社会福祉法人定款準則第二条（備考一））

(3) 所轄庁の指導監督について

「地域における公益的な取組」は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応するものであり、所轄庁は、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならず、社会福祉法第61条第1項第1号及び第2号（事業経営の準則）を遵守することが必要です。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

（事業経営の準則）

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を經營する者に轉嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を經營する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。

三 （略）

2 （略）

(4) その他

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人として、「地域における公益的な取組」を実施するものであり、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉事業の適切な実施に影響が及ばないようにしなければなりません。

については、福祉各法に基づく基準や運営費等に係る取扱い（注）に則して実施することが必要です。

（注）

① 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）

- ② 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）
- ③ 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成18年10月18日障発第1018003号）
- ④ 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて（平成24年8月20日障発0820第8号）
- ⑤ 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成12年3月10日老発第188号）

また、「地域における公益的な取組」については、各法人がそれぞれ主体的に実施することが求められますが、小規模な法人において、単独で実施することが困難であるような場合には、複数の法人で連携し実施することも考えられます。その場合、各法人は、単に資金拠出するだけではなく、その役員、職員が直接サービス提供に関わるなど実質的に事業等の実施主体となる必要があります。

平成28年改正法第24条第2項のいわゆる
「地域における公益的な取組」の考え方について

- 以下については、平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の該当性を法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨（前記要件等）に則して判断する必要があります。

なお、

ア 「地域における公益的な取組」は、以下の例に限定されるものではないこと

イ 「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があります。
を念のため申し添えます。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ・ 地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
- ・ 要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 子育て家族への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 - ・ 家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
- ・ 法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係

地域公益取組(事業)(24条第2項)

【責務規定】

・右記のうち、事業性のないもの(取組)

公益事業

地域公益事業(55条の2第4項第2号)

【社会福祉充実残額の再投下対象事業】

- ・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
(例:介護保険制度外の通院支援、外出支援、見守り支援、買い物支援、家事支援(ゴミ出し、洗濯、掃除、電球の交換)、入浴支援、配食、入院手伝い、移動支援、居場所作り)
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
(例:低所得者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、低所得世帯の子どもに対する学習支援・奨学金の助成)
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援
(例:児童養護施設退所者、矯正施設退所者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、奨学金の助成)

等

地域公益事業を除く公益事業(55条の2第4項第3号)

- ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・社会福祉士養成施設 等

社会福祉事業

【通常の利用料より低額で提供するもの(社会福祉法人軽減等)】

- ・特別養護老人ホーム 等

社会福祉事業(55条の2第4項第1号)

- ・特別養護老人ホーム
- ・保育所 等

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

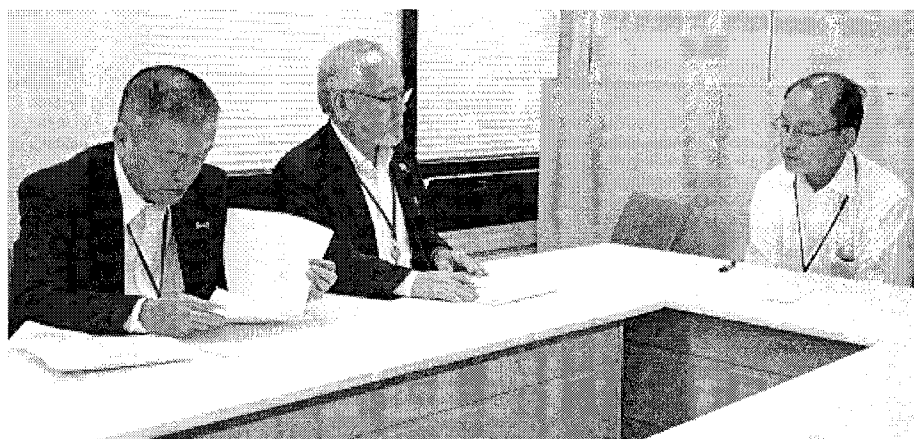
—今号の目次—

- ・『平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望』提出…………… 1
- ・子ども・子育て支援新制度における「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」
が一部改正される～認定こども園特別支援教育・保育経費について、自治体独自助成との
併給が可能に～…………… 2
- ・建築基準法施行令等の一部改正により、保育所等の保育室を 4 階以上に設置する場合の
階段室の防災設備等の取扱いが変更される…………… 2
- ・平成 28 年熊本地震の被災市町村に所在する施設への給付ならびに利用者負担等の取扱いに
ついて、事務連絡が発出される…………… 2

『平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望』提出

6 月 15 日、全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会で構成する保育三団体協議会は、『平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望』を、厚生労働省ならびに内閣府へ提出しました。

※要望の全文は、別添資料 1 をご参照ください。



(写真右から：朝川保育課長、万田康会長、森田昌伸副会長)

これに先立つ 6 月 10 日、保育三団体協議会代表者会議（第 2 回）、実務者会議（第 2 回）を開催し、子ども・子育て会議に関する各団体の意見交換や、新制度施行後の課題についての情報共有と改善に向けた活動方法や、平成 29 年度保育関係予算、制度等に向けた要望書の協議を行いました。

**子ども・子育て支援新制度における
「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」が一部改正される
～認定こども園特別支援教育・保育経費について、自治体独自助成との併給が可能に～**

認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の実施について、平成27年7月に通知がされています。

当該通知では、「認定こども園特別支援教育・保育経費」として、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業が位置付けられています。

今般、平成28年6月3日付でその一部改正がなされ、これまで事業要綱に記されていた「認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であっても、各都道府県からの独自助成等を受けている場合は、本事業の対象としないこと。」の文言が削除され、自治体からの補助との関係性が整理されました。

※詳細は、別添資料2をご参照ください。

**建築基準法施行令等の一部改正により、保育所等の保育室を
4階以上に設置する場合の階段室の防災設備等の取扱いが変更される**

平成28年6月1日、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知『建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う法令上の所要の整理について(通知)』が発出されました。

これにともない、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)等における、防災設備の取扱いが変更されました。

※詳細は、別添資料3をご参照ください。

**平成28年熊本地震の被災市町村に所在する施設への給付ならびに
利用者負担等の取扱いについて、事務連絡が発出される**

平成28年熊本地震による、教育・保育給付や利用者負担等の取扱いについて、事務連絡「平成28年熊本地震に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて(周知)」が、平成28年6月6日に発出されました。

施設が被災していたり、在籍児童が通所等できない状態であったりする際の特例として、「各月初日の利用子ども数」に応じて公定価格を算定し、施設型給付を支給することや、避難者が避難先市町村において教育・保育施設等を利用する際の利用者負担の取扱いについて示されています。

なお、詳細については、追って実施要綱等で示される予定です。

事務連絡の全文は、下枠内をご参照ください。

平成28年6月6日

各都道府県、指定都市、中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成28年熊本地震に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて(周知)

平成28年熊本地震による被災者・被災施設等に係る「子どものための教育・保育給付」等の取扱いについて、下記のとおり周知しますので、各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、詳細については、追って実施要綱等でお示しする予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 被災市町村に所在する特定教育・保育施設等に係る取扱いについて

平成28年熊本地震について、災害救助法が適用された市町村(以下「被災市町村」という。)において、①教育・保育の提供が困難となった特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)、又は②教育・保育の提供を行っているものの、被災・避難により在籍はしているが通所等ができない状態にある子どもが存在する特定教育・保育施設等に関しては、法人又は施設と職員との雇用契約が継続しており、法人又は施設の職員の職務として、仮設の教育・保育施設等での教育・保育、他の教育・保育施設等への派遣等、何らかの教育・保育等に係る業務に従事している場合には、特例として、「各月初日の利用子ども数※」に応じて公定価格を算定し、施設型給付を支給すること。

※「各月初日の利用子ども数」とは、各月初日の在籍子ども数を指す。

被災市町村は、個々の実情に応じて、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第214号)第24条等に基づく利用者負担の免除を適切に行っていただきたいこと。

2. 被災市町村からの避難者が避難先市町村において利用する教育・保育施設等に係る取扱いについて

被災市町村の居住者で、被災により避難した者等(以下「避難者等」という。)が、これまで利用していた特定教育・保育施設等に在籍したまま、一時的に別の教育・保育施設等(以下「避難先施設等」という。)を利用する場合、当該避難先施設等の利用については、「一時預かり事業」の枠組を活用して、各避難者等について通常の特定教育・保育等の提供があった場合と同額の財政支援を行うこととし、「一時預かり事業」に係る実施要件・交付基準額について特例を設けること(公定価格相当額を利用開始時に遡って支援する予定)。

なお、避難先施設等においては、避難者等から利用者負担は徴収しないこと。

3. 留意事項

上記1.及び2.の取扱いにあたっては、避難者等が避難元市町村により支給認定を受けた状態を継続していることが前提となる。避難先市町村が新たに支給認定を行った場合、避難元市町村における支給認定が取り消され、上記の取扱いが適用できなくなるので、ご留意の上、市町村間で適切に調整を図っていただきたいこと(仮に、避難先市町村で既に支給認定を受けているような場合は、遡及して取り消すなどの対応をご検討いただきたい)。

平成28年6月15日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

内閣府特命担当大臣（少子化対策）加藤 勝信 様

公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

平成29年度保育関係予算・制度等に向けた要望

今や、少子化対策、待機児童解消問題は国民的な関心事です。「待機児童解消加速化プラン」の推進とともに、「一億総活躍社会」の実現に向けて「夢を紡ぐ子育て支援」として、すべての子ども・子育て支援が日本の未来を支えるための重要な施策として「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

一方、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されましたが、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする法の趣旨を踏まえ、財源の確保とともに、より一層の子ども・子育て施策の推進をはかるために以下について要望します。

1. 保育の質・機能の向上のために

- 制度検討の当初に見込まれた「量の拡充」・「質の改善」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期に確保することを要望します。
- 待機児童の解消と急速な保育ニーズ拡大への対応には、保育士等の人材の確保が肝要です。確実な職員の定着・確保と処遇改善の実現につながる給付の一層の充実を要望します。
- 人材不足を解消する際には、決して質の低下につながる規制緩和は行わないでください。
- なお、0.3兆円超で見込まれる「質の改善」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』を最優先し、更に以下の項目を優先的に取り組んでください。

- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・ 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置
- ・ 1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1）
- ・ 4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1）
- ・ 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と事務職員の配置
- ・ チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃

2. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進

- 待機児童解消加速化プランに基づく保育の供給体制の整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」及び「安心こども基金」の補助基準単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

3. 保育料の負担軽減

- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減を要望します。

4. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の維持

- 平成29年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させる政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り、公費助成に関して今後も維持・継続することを要望します。

5. 幼児教育の無償化について

- 乳幼児期の教育の無償化は、子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現が必要です。

6. 税制改正に係る要望について

- 待機児童解消のため、保育所の用に供した土地及び建物については、貸主の固定資産税（相続税を含む。）を減額・免除することを要望します。

府子本第325号
28文科初第374号
雇児発0603第2号
平成28年6月3日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の一部改正について

平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正したので、通知する。

なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱新旧対照表

改 正	現 行
<p>府子本第88号 27文科初第239号 雇児発0717第6号 平成27年7月17日</p> <p><u>一次改正</u> 府子本第325号 <u>28文科初第374号</u> <u>雇児発0603第2号</u> <u>平成28年6月3日</u></p>	<p>府子本第88号 27文科初第239号 雇児発0717第6号 平成27年7月17日</p> <p>内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について</p> <p>地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、今般、別紙のとおり「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

(略)

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第29号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新規参入施設への巡回支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

(略)

別紙

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱

1 事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適当と認められた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

(1) 新規参入施設等への巡回支援

① 支援内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の（ア）～（オ）のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

（ア）事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業

（イ）事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業

（ウ）小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たった連携先の紹介等を行う事業

（エ）小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業

（オ）その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

② 支援対象となる事業者

待機児童解消加速化プランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、事業の拡大を図ることが必要な保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であつて、市町村において支援が必要と認めた事業者とする。

なお、既にこれらの事業を実施している事業者であつても、他の事業を新規に開始する場合は、市町村の判断により、当該事業の対象として差し支えないものとする。

③ 支援チーム

支援内容に応じて、市町村の担当者などの行政関係者のほか、保育所の保育士OBなどの事業経験者、公認会計士など監査・会計分野に関する知識を有する者、福祉分野における法人経営者などにより構成

される支援チームを適宜設けることとする。

なお、必要な助言・指導等を行う体制が整っている場合には、地域の実情や必要な支援内容等により、チームを設けずに支援を行うこととしても差し支えない。

④ 支援期間

新規参入事業者への支援期間については、個々の事業者の状況に応じて設定し、必要に応じて延長等を行うこと。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

① 対象施設

健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、②の要件をみたす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する施設

② 職員加配の対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

③ 職員配置

②の要件を満たす子どもの教育・保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の算

定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に基づき配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者を配置すること。

5 留意事項

- ・ 新規参入施設等への巡回支援について、委託により事業を実施する場合であっても、市町村において新規参入事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。
- ・ 認定こども園特別支援教育・保育経費について、別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であっても、各都道府県からの独自助成等を受けている場合は、本事業の対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別表 認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子ども

認定こども園の類型	子どもの支給認定の区分(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項各号)
幼保連携型	1号
幼稚園型	2号及び3号

5 留意事項

新規参入施設等への巡回支援について、委託により事業を実施する場合であっても、市町村において新規参入事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。
(削る)

(略)

(略)

	校法人化のため の努力をする 園（志向園） を含む。）	接続型	3号
		単独型	1号及び2号
	上記以外	並列型・接続型	1号～3号
		保育所型	1号
地方裁量型			1号～3号

単独型・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第1号に規定する幼稚園。

並列型・・・認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設。

接続型・・・認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設。

府子本第 8 8 号
27文科初第239号
雇児発0717第6号
平成27年 7月17日

一次改正 府子本第 3 2 5 号
28文科初第374号
雇児発0603第2号
平成28年6月3日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、今般、別紙のとおり「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第29号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新規参入施設への巡回支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱

1 事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。
なお、市町村が適当と認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

(1) 新規参入施設等への巡回支援

① 支援内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の（ア）～（オ）のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

（ア）事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業

（イ）事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業

（ウ）小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業

（エ）小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業

(オ) その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

② 支援対象となる事業者

待機児童解消加速化プランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、事業の拡大を図ることが必要な保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者とする。

なお、既にこれらの事業を実施している事業者であっても、他の事業を新規に開始する場合は、市町村の判断により、当該事業の対象として差し支えないものとする。

③ 支援チーム

支援内容に応じて、市町村の担当者などの行政関係者のほか、保育所の保育士OBなどの事業経験者、公認会計士など監査・会計分野に関する知識を有する者、福祉分野における法人経営者などにより構成される支援チームを適宜設けることとする。

なお、必要な助言・指導等を行う体制が整っている場合には、地域の実情や必要な支援内容等により、チームを設けずに支援を行うこととしても差し支えない。

④ 支援期間

新規参入事業者への支援期間については、個々の事業者の状況に応じて設定し、必要に応じて延長等を行うこと。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

① 対象施設

健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、②の要件をみたす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する施設

② 職員加配の対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

③ 職員配置

②の要件を満たす子どもの教育・保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

5 留意事項

新規参入施設等への巡回支援について、委託により事業を実施する場合であっても、市町村において新規参入事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別表 認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子ども

認定こども園の類型		子どもの支給認定の区分（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号）	
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）以外		1号
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）	並列型	2号及び3号
		接続型	3号
	上記以外	単独型	1号及び2号
		並列型・接続型	1号～3号
保育所型		1号	
地方裁量型		1号～3号	

単独型・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第1号に規定する幼稚園。

並列型・・・認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設。

接続型・・・認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項、評議員の選任及び解任方法、定款例（案）が示される～社会福祉法人制度改革に係る事務連絡が発出～…………… 1

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項、評議員の選任及び解任方法、定款例（案）が示される

～社会福祉法人制度改革に係る事務連絡が発出～

厚生労働省は、平成 28 年 6 月 20 日付で、社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について、以下の 6 点の事務連絡を発出しました。

- ①社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）
- ②「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ について
- ③社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について
- ④社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について
- ⑤社会福祉法人制度改革における理事等の解任について
- ⑥社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について

※いずれも別添及び全保協ホームページ「保育制度関係資料」に掲載の内容を参照。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/hoikuseido/hoikusiryu.html>

①の留意事項に対応して、②の FAQ（よくある質問と回答）がまとめられていますので、併せて内容をご確認ください。なお、現時点の考え方が示されたものであり、今後随時追加等がされ、また変更があり得るとされています。

②の FAQ では、「評議員の特殊関係者」について、以下に抜粋する複数法人の兼務等の取扱い等、複数具体例が図示されています。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ について（抜粋）

問 11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

（答） 1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。

2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3 名以上とすることが適当である。

【参考】③社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について（抜粋）

（例）（評議員の選任及び解任）

第〇条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

問 14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

（答） 1. 人数に制限なく兼務可能である。

問 15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

（答） 1. 人数に制限なく兼務可能である。

2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A 社会福祉法人の評議員の過半数を B 社会福祉法人の役員が占める場合においては、A 社会福祉法人の役員又は職員が B 社会福祉法人の評議員となることはできない。

問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

（答） 1. 可能である。

2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

なお、評議員の員数の経過措置については、④「社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について」で、『平成 27 年度のサービス活動収益が「4 億円を超えない法人』とする方向性が示されています。

また、会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」を基準とする予定であるとされ、この基準は、今後政令で定められることとなります。

事 務 連 絡
平成28年6月20日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について
(経営組織の見直しについて)

社会福祉法人制度改革において、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）により、経営組織の見直し等が行われるところです。

今般、経営組織の見直しに関する留意事項について、別添のとおり、まとめましたので、お示しいたします。

なお、本事務連絡については、現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得ることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について
(経営組織の見直しについて)

(目次)

第1章	社会福祉法人の機関設計	1
第2章	評議員及び評議員会	2
	(1) 評議員の選任及び解任	2
	(2) 評議員の資格等	2
	(3) 評議員の任期	5
	(4) 評議員に欠員が生じた場合の措置	6
	(5) 評議員会の権限	6
	(6) 評議員会の運営	6
第3章	役員	10
第1節	理事	10
	(1) 理事の選任及び解任	10
	(2) 理事の資格等	10
	(3) 理事の任期	11
	(4) 理事に欠員が生じた場合の措置	11
	(5) 理事の権限等	11
	(6) 理事の義務等	12
第2節	監事	13
	(1) 監事の選任及び解任	13
	(2) 監事の資格等	13
	(3) 監事の任期	14
	(4) 監事に欠員が生じた場合の措置	14
	(5) 監事の職務及び権限等	14
第4章	理事会	16
	(1) 理事会の権限等	16
	(2) 理事会の運営	16
	(3) 内部管理体制の整備	18
第5章	会計監査人	22
	(1) 会計監査人の選任及び解任	22
	(2) 会計監査人の資格	22
	(3) 会計監査人の任期	23
	(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置	23
	(5) 会計監査人の職務及び権限等	23
	(6) 会計監査人の設置義務について	23
	(7) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用	25
第6章	評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	28
	(1) 評議員の報酬	28

(2) 理事の報酬	28
(3) 監事の報酬	28
(4) 会計監査人の報酬	28
(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準	28
(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表	29
第7章 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任	30
(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任	30
(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任	31
第8章 計算	32
第1節 会計帳簿	32
(1) 会計帳簿の作成及び保存	32
(2) 会計帳簿の閲覧等の請求	32
第2節 計算書類等	32
(1) 計算書類等の作成及び保存	32
(2) 計算書類等の監査等	32
(3) 計算書類等の定時評議員会への提出等	32
(4) 会計監査人設置社会福祉法人の特則	33
(5) 計算書類等の備え置き及び閲覧等	33

第1章 社会福祉法人の機関設計

今日、措置から契約への移行など福祉サービスの供給のあり方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められる。特に、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公益性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっている。

改正前の社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織については、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人等の運営に求められるガバナンスを十分に果たせる仕組みとはなっていない。

他方、平成18年の公益法人制度改革においては、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人について新たな機関設計が導入され、役員等の権限・義務・責任の明確化、評議員会による理事等を牽制監督する仕組みの導入、会計管理の専門機関である会計監査人制度の導入といったガバナンスを強化する措置が講じられている。

このため、社会福祉法人についても、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図ることとした。

第2章 評議員及び評議員会

社会福祉法人の評議員会については、これまで、措置事業、保育所等を経営する事業、介護保険事業のみを行う法人を除き、その設置を求めているが、法律上、評議員会の設置は任意であり、また、諮問機関として位置付けられているため、理事等の執行機関に対する牽制機能が十分働かないという課題があった。このため、公益法人制度改革を参考に、評議員会に役員を選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議する権限を与え、これを通じて理事等を牽制監督する役割を担わせることとした。

こうした評議員・評議員会の重要な役割を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）は、評議員の選任・解任、資格、兼職禁止等に関する規定を置いている。

（1）評議員の選任及び解任

ア 評議員の選任及び解任方法について

評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされている。

定款で定める方法としては、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。

イ 最初の評議員の選任について

評議員については、平成29年4月1日までに、あらかじめ、法第39条の規定の例により選任しておかなければならないとされている（改正法附則第9条第1項）。このため、社会福祉法人においては、同日までに、上記アの趣旨を踏まえた評議員の選任方法を記載した定款の変更を行った上で、当該変更後の定款に基づき評議員を選任しておくことが必要である。なお、あらかじめ選任した評議員の任期は平成29年4月1日から開始し（同条第2項）、平成29年3月31日において評議員である者の任期は、同日において満了することとなる（同条第3項）。

（2）評議員の資格等

ア 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

- ・ 社会福祉法人の評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、以下（イからエ）の要件に適合し、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

イ 評議員の欠格事由

評議員となることができない者は、次に掲げる者である（法第40条第1項）。

- ① 法人（同項第1号）
- ② 成年被後見人又は被保佐人（同項第2号）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）

ウ 評議員の兼職禁止

- ・ 評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない（法第40条第2項）。

エ 評議員の特殊関係者

- ・ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第40条第4項及び第5項）。
- ・ 特殊の関係がある者は、厚生労働省令で定めることとしているが、以下の内容を定める予定である。
 - ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員

※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人

- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員又は役員（これらの評議員又は役員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

オ 評議員の員数

- ・ 評議員の数は、理事の員数を超える数としている（法第40条第3項）。ただし、一定の事業規模を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上としている（改正法附則第10条）。
- ・ この一定の事業規模は、政令で定めることとしている。（法人における準備期間を考慮し、予め方向性について別途お知らせすることとする。）

カ 評議員の確保の支援について

- ・ 平成29年4月1日から、全ての社会福祉法人に対して評議員会の設置が義務付けられ（法第36条）、各法人は、同日までに、あらかじめ、評議員を選任しておかなければならないこととなる（改正法附則第9条第1項）。
- ・ この場合、評議員は、小規模な法人などでは、評議員の候補となる人材に関する情報が不足する、あるいは、地域における人材に限られるなどの要因によりその確保が困難となることも想定される。
- ・ このため、社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行うことが求められる。
- ・ 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおりである。

なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、上記の事情により、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応することとされたい。

(ア) 地方自治体が行うべき支援

- ・ 所轄庁は、社会福祉法人を指導監督し、適正な運営を確保することに責任を有する立場にあることから、法人からの評議員の確保に関する相談に応じて必要な支援を行うことが求められる。なお、所轄庁は、法人を指導監督する立場にあることから、支援に当たって法人の自主性・自律性を阻害するこ

とがないよう配慮することが必要である。

- ・ また、所轄庁及び所轄庁に該当しない都道府県においては、(イ)に定める社会福祉協議会が行う取組を支援することが求められる。具体的には、地域の各種団体に対し、広く人材の情報の提供に係る協力要請を行うとともに、得られた情報を社会福祉協議会へ提供することが考えられる。

(イ) 社会福祉協議会に期待される取組

- 市区町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会は、法第109条第1項第4号又は法第110条第1項第1号に基づき、評議員の確保に関し、以下の社会福祉法人に対する支援を行うことが求められる。

I 市区町村社会福祉協議会については、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 担当者(部署)を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。
- ② 地域の状況等に応じて、以下の取組を積極的に行う。
 - ・ あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。なお、施設連絡会等を設置している場合は、当該連絡会の取組として実施する。
 - ・ 評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。

II 都道府県・指定都市社会福祉協議会については、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 担当者(部署)を決定し、管内の市区町村社会福祉協議会に対する支援を実施。特に、専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社会福祉協議会に対し、情報提供。
- ② 社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置。
- ③ 福祉関係団体等を通じた社会福祉施設関係者への周知。等

(3) 評議員の任期

- ・ 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである(法第41条第1項)。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができる(同項ただし書)。
- ・ ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能である。
- ・ なお、施行日時点(平成29年4月1日)における現職の評議員の任期は、平成

29年3月31日において満了することとなる（改正法附則第9条第3項）（（1）イ参照）。

（4）評議員に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する（法第42条第1項）。
- ・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。

（5）評議員会の権限

- ・ 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- ・ 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- ・ なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。

（6）評議員会の運営

- ・ 改正法により、定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行うこととなるが、その評議員会の招集やこれらの事項に係る議案の提案等は、理事、理事会が行うことが原則である。具体的な手続は以下のとおり。

ア 評議員会の招集

（ア）評議員会の招集権者

評議員会の招集権限は、原則として理事にある（法第45条の9第3項）。

なお、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項（以下「議題」という。）及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる（法第45条の9第4項）。この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等には、評議員自らが所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができる（法第45条の9第5項）（P8エ③参照）。

（イ）招集事項の決定

評議員会を招集するには、まず、①評議員会の日時及び場所、②議題、③議案といった招集事項を理事会の決議により定めることが必要である（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第181条。議案については厚生労働省令で定める予定。）。

（ウ）招集通知

次に、招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の一週間前（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出することが必要である（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第1項）。通知は、電磁的方法によっても可能であるが、その場合には評議員の承諾が必要である（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第2項）。

なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第183条）。

イ 評議員会の決議

- ・ 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない（法第45条の9第9項）。
- ・ また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、評議員には、理事と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法第38条、民法第644条）、このような評議員によって構成される評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、相互に十分な討議を行うことによって決議を行うことが必要であるからである。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。なお、この議決権の行使に関する規律については、理事会と同様である（P17第4章（2）イ参照）。

ウ 評議員会の決議の省略

- ・ 理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項）。
- ・ この場合、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会の決議が

あったものとみなされた日から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第2項）。

- ・ なお、議題の全てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなされる（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第4項）。

エ 評議員の権限

評議員個々についても、以下の権限が付与されている。

① 議題の提案権

- ・ 評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第184条）。
- ・ ただし、この請求は、評議員会の日（定款による短縮が可能）までにしなければならない。
- ・ これは、評議員会は、招集通知に掲げられた議題以外の事項については、決議することができないため（法第45条の8第2項）、評議員会の日の一週間前までに発出する招集通知に議題を記載できるようにする必要があるからである。

② 議案の提案権

- ・ 評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）。
- ・ この場合、法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条において、「評議員は、理事に対し、評議員会の日（定款による短縮が可能）までに、議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる」と規定されていることから、評議員が議案を提案する場合は、評議員会における議論を有益なものとするため、事前に他の評議員や執行機関である理事において十分な検討時間を確保することが法の趣旨である。

③ 評議員会招集権

- ・ 評議員会の招集権限は、原則として理事にあるが（法第45条の9第3項）、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる（法第45条の9第4項）。
- ・ また、評議員会の招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる（法第45条の9第5項）。
 - i 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - ii 前項の規定による請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会

の招集の通知が発せられない場合

- この場合、所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。

第3章 役員

第1節 理事

(1) 理事の選任及び解任

- ・ 社会福祉法人制度においては、改正法により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、理事の選任・解任の決議は評議員会で行うこととなった（法第45条の4第1項）。理事等の選任・解任の手續など評議員会の運営の詳細は第2章(6)参照。
- ・ なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって、解任することができることとしている（法第45条の4第1項）。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 理事の資格等

ア 理事の欠格事由

- ・ 理事の欠格事由は、評議員と同様である（法第44条第1項において準用する法第40条第1項）。

イ 理事の資格要件

- ・ 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）

ウ 理事の特殊関係者

- ・ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下このウにおいて「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならないこととしている（法第44条第6項）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。
- ・ 特殊の関係がある者は、厚生労働省令で定めることとしているが、以下の内容を定める予定である。
 - ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該理事に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であつてこれらの者と生計を一に

するもの

- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

※ 業務を執行する社員を含む。

- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

（3）理事の任期

- ・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。
- ・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

（4）理事に欠員が生じた場合の措置

- ・ 平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。
- ・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第45条の6第1項）。

（5）理事の権限等

- ・ 以下の①から③に掲げる理事は、それぞれ以下に定める職務及び権限等を有する。

① 理事長の職務及び権限等

- ・ 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。
- ・ 具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第45条の13第4項に掲げる事項以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行する。
- ・ そして、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。
- ・ なお、業務執行とは、契約にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、

代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみなされることをいう。

- ・ 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。

これは、理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保するためである。

したがって、この報告は現実開催された理事会において行わなければならないが、第4章（2）ウ（法第46条の16第2項）による報告を省略することはできない（法第45項の14第9項において準用する一般法人法第98条）

② 業務執行理事の職務及び権限等

- ・ 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。
- ・ 業務執行理事は、理事長と同様、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。また、この報告は現実開催された理事会において行わなければならないが、報告を省略することはできない。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- ・ 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。

（6）理事の義務等

- ・ 理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務が課されている（法第38条、法第45条の16第1項並びに法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条及び第85条）。
- ・ また、特別背任罪（法第130条の2）及び贈収賄罪（法第130条の3）等の罰則が設けられている。

第2節 監事

(1) 監事の選任及び解任

- ・ 監事の選任及び解任は、理事と同様、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）。
- ・ 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。

(2) 監事の資格等

ア 監事の兼職禁止

- ・ 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができない（法第44条第2項）。

イ 監事の資格要件

- ・ 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第5項）。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する（同項第1号）
 - ② 財務管理について識見を有する者（同項第2号）

ウ 監事の特殊関係者

- ・ 監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第44条第7項）。
- ・ 特殊の関係がある者は、厚生労働省令で定めることとしているが、以下の内容を定める予定である。
 - ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該役員に雇用されている者
 - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
 - ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である役員(これらの役員が当該社会福祉法人の監事総数の三分之一を超えて含まれる場合に限る。)
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

(3) 監事の任期

- ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである(法第45条)。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。
- ・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

(4) 監事に欠員が生じた場合の措置

- ・ 監事に欠員が生じた場合の措置は、理事と同様である(P.11 第1節(4)参照)。

(5) 監事の職務及び権限等

ア 監事の権限

- ・ 監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができる(法第45条の18第2項)。
- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条2項)。
- ・ その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条3項)。

イ 理事への報告義務

- ・ 監事は、①理事が不正の行為をしたとき、②理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があるとき、④著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負う(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条)。これは、理事の法令定款違反等について、理事会による是正を促す趣旨である。

ウ 理事会への出席義務

- ・ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条)。これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨である。

エ 評議員会に対する報告義務

- ・ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条)。

第4章 理事会

(1) 理事会の権限等

- ・ 改正法により、理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

ア 理事会の組織

- ・ 理事会は、全ての理事で組織される（法第45条の13第1項）。

イ 理事会の職務

(ア) 業務執行の決定

- ・ 理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定を行う（法第45条の13第2項第1号）。

(イ) 理事の職務執行の監督

- ・ 理事会は、理事の職務の執行を監督する（法第45条の13第2項第2号）。

(ウ) 理事長の選定および解職

- ・ 理事会は、理事長の選定及び解職を行う（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）。

ウ 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。

(2) 理事会の運営

ア 理事会の招集

(ア) 理事会の招集権者

- ・ 理事会の招集権限は、原則として各理事にある（法第45条の14第1項本文）。ただし、定款の定めまたは理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることができる（同項ただし書）。
- ・ この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる（同条第2項）。この請求のあった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事

会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる（同条第3項）。

(イ) 招集通知

- ・ 理事会を招集する者は、理事会の日の原則として1週間（定款による短縮が可能）前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければならない（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条1項）。
- ・ 通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えない。また、議題を通知することも必須ではない。
- ・ なお、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条2項）。

イ 理事会の決議

- ・ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款による引上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引上げが可能）をもって行う（法第45条の14第4項）。理事会の決議の公正を期する必要があることから、決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない（同条第5項）。
- ・ また、理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められない。これは、理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法第38条、民法第644条）、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからである。
- ・ ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。

ウ 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条）。

- ・ 理事の提案につき、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる。
- ・ これは、議決権を行使することができる理事の全員が、決議の目的となる事項についての提案に同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べない場合には、会議を開催しなくても、各理事及び監事が当該議案を決議することについてその責任を伴う十分な意思表示を行っているものと認めることができ、また、提案に全員が賛成であるならば、討議を省略することによる理事会機能の形

骸化という弊害のおそれも少ないと考えられるためである。

- ・ なお、理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだからである。
- ・ 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができる(法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条)。ただし、法第46条の17第9項の規定による業務の執行状況に関する理事長及び業務執行理事の報告は省略することができない(法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条2項)。

エ 理事会の議事録等

- ・ 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- ・ 議事録が書面で作成されているときは、出席した理事(定款で署名又は記名押印しなければならない者を出席した理事長と定めた場合には、当該出席した理事長)及び監事が署名又は記名押印しなければならない。(法第45条の14第6項)。
- ・ 議事録が電磁的記録で作成されている場合には、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない(同条第7項)。
- ・ 理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される(同条第8項)。
- ・ 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面または電磁的記録(以下、議事録と併せて「議事録等」という)も同様である(法第45条の15第1項)。
- ・ 評議員は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、債権者は理事又は監事の責任を追及するため必要があるときに限り、裁判所の許可を得て、次の請求をすることができる(同条第2項、第3項)。
 - ① 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - ② 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの(当該事項を印字した紙等)の閲覧の請求又は謄写の請求裁判所は、評議員又は債権者が議事録等の閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができない(同条第4項)。

(3) 内部管理体制の整備

- ア 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法

人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる。（法第45条の13第4項第5号及び第5項）

イ 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、厚生労働省令で以下の内容を規定する予定である。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 法人における作業については、以下のとおりとなる。

- ① 内部管理体制の現状把握
 - ・ 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認
- ② 内部管理体制の課題認識
 - ・ 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定
- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
 - ・ 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定
- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備
 - ・ 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

(参考例)

内部管理体制の基本方針

本〇〇福祉会は、平成〇〇年〇月〇日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本〇〇福祉会の基本方針を以下のとおり決定した。

1 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2 リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び経営会議等に報告する。
- ⑤ 当会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

3 コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当協会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規程等を定める。
- ② 当会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 当会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を経営会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏

まえ、所要の改善を図る。

4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当協会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

第5章 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査とは、社会福祉法人が作成する計算書類等を対象として、外部の独立した第三者としての会計監査人が監査を行い、計算書類等の適正性について保証を与えるものである。

これにより、財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化だけでなく、業務の効率化、効率的な経営の実現にも資するものである。

(1) 会計監査人の選任及び解任

ア 会計監査人の選任

- ・ 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。
- ・ 理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。

イ 会計監査人の解任

- ・ 会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ・ 理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。
- ・ 監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。

この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。

(2) 会計監査人の資格

- ・ 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。
- ・ 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。

具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができない。

(3) 会計監査人の任期

- ・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条の3第1項）。
- ・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。

(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置

- ・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は、(2)の会計監査人と同様である（法第45条の6第4項）。
- ・ なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要である。

(5) 会計監査人の職務及び権限等

- ・ 会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する義務を負う（法第45条の19第1項及び第2項）。
- ・ 会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができる（同条第3項）。
- ・ また、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（同条第4項）。
- ・ 会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期すため、当該社会福祉法人の理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である等の関係のある者を補助者として使用することができない（同条5項）。

(6) 会計監査人の設置義務について

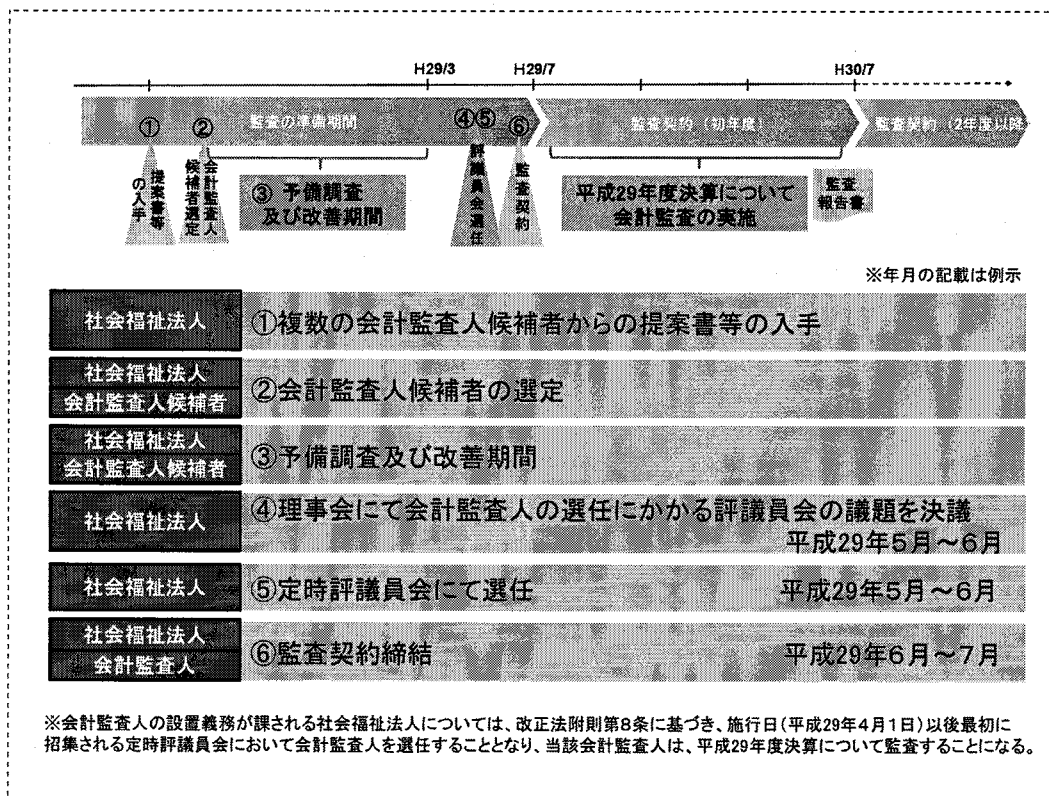
ア 会計監査人設置義務対象法人の基準

- ・ 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」（以下「収益」という。）又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」（以下「負債」という。）を基準とする予定であり、当該基準については、今後政令で定める予定である。
- ・ なお、会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要となる。

イ 会計監査人の選任等の流れについて

- ・ 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度（例：平成29年度）の前年度（例：平成28年度）から、下記のとおり、準備作業等が必要になるので、法人においては、当該前年度（例：平成28年度）における収益・負債を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- ・ 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいが、平成29年度の会計監査人の選任については、施行までの準備期間を考慮し、理事会決議などによる取扱も可能とする。
- ・ その際、下記スケジュール例を参考にし、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討*のうえ、選定すること（選定基準のイメージは、別紙のとおり）。
※ 価格のみで選定することは適当ではないこと。
- ・ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

(スケジュール例) 平成29年度設置対象法人の場合



ウ 監査証明範囲の設定について

- ・ 今般の会計監査人制度の導入は、法人としてのガバナンスの強化、財務規律の

強化の一環として導入するものであり、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類（第1様式）及びそれに対応する附属明細書の各項目とする。

- ・ その際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、必要に応じて、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても監査手続の対象となる。

エ 監事が会計監査人に求める監査に関する報告について

- ・ 監事は、会計監査人に対して、必要があるときは、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関する報告を求めることができることとなっている（法第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第2項）。そのため、会計監査人は、監事に対して、監査証明（会計監査報告）のほかに、その監査に関する報告を行う責務がある。

(7) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用

会計監査人を設置しない法人においては、以下の例に掲げられたような支援項目から、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、必要な支援を選択して、専門家を活用することが望ましい。

（支援の例）

○財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援の例

- ・ 法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- ・ 経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・ 会計帳簿の記載、証憑書類の整理方法等に係る現状把握、効率化等改善に対する支援
- ・ 会計ソフトの設定、入力科目等の設定、入力マニュアルの提示等パソコン会計の導入支援 等

○財務会計に関する内部統制の向上に対する支援の例

- ・ 法人全般の統制
例) ガバナンス体制（理事会、評議員会、監事等）、各種規程・業務手順の整備、職務分掌体制、予算実績分析体制等に対する支援 等
- ・ 各種事業の統制
例) 購買、固定資産管理、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続等に対する支援 等
- ・ 決算の統制
例) 決算・財務報告に関する規程の整備、決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制、計算書類等の確定作業等に対する支援 等

(別紙)

社会福祉法人〇〇会会計監査人選定基準のイメージ

(基準制定の目的)

第1条 この会計監査人選定基準は、社会福祉法人〇〇会（以下、「法人」という。）が複数の会計監査人候補者（以下、「候補者」という。）から提案書等を入手した際の候補者選定の基準を定めるもの。

(選定基準項目)

第2条 次の各号に掲げる事項に対する評価を行うものとする。

- 一 監査の実施体制等に対する評価
 - 二 監査に要する費用に対する評価
 - 三 監査の実績等に対する評価
 - 四 監査の品質管理体制に対する評価
- 2 前項第1号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 当該法人に対する監査の基本方針及び考え方（着眼点や重点項目）
 - 二 主要な監査手続及び監査要点
 - 三 法人本部及び施設等を監査するチーム体制
 - 四 監査スケジュール
 - 五 監査の責任者及び担当者の経歴及び実務経験等
 - 六 監査の指導的機能に対する考え方
 - 七 監査のサポート体制
 - 八 監事、内部監査担当部門との連携に関する考え方
- 3 第1項第2号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 監査報酬見積費用総額（見積り及び積算の方法を含む。）
 - 二 監査日程(日数)の大幅な変更が生じたときの処理方法
- 4 第1項第3号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 監査実績
 - 二 社会福祉法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 三 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に対する監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 四 当該法人が実施している事業と類似の事業を実施している組織の監査実績、非監査実績（会計指導、経営支援等）
 - 五 日本公認会計士協会又は公的機関における社会福祉法人制度に関係する部会等への関与実績
- 5 第1項第4号に規定する評価については、次の各号に掲げる項目によるものとする。
- 一 品質管理の体制（日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針等に即し

- た品質管理を行っているかなどを評価)
- 二 会計監査人候補者に関して公認会計士法に基づく処分がある場合はその内容とこれ
に対して取った措置（過去〇年間）

第6章 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

(1) 評議員の報酬

- ・ 評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）は定款で定めなければならない（法第45条の8第4項において準用する一般法人法第196条）。無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(2) 理事の報酬

- ・ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条）。

(3) 監事の報酬

- ・ 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）。
- ・ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなる（同条2項）。
- ・ また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができる（同条3項）。
- ・ 無報酬の場合には、その旨定めることとなる。

(4) 会計監査人の報酬

- ・ 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければならない（法第45条の19第6項において準用する一般法人法第110条）。

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている（法第45条の35第1項）。

なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（法第45条の35第2項）、公表しなければならない（法第59条の2第1項第2号）。

- ・ 厚生労働省令では、具体的には、以下①から④までのとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定める予定である。

- ・ なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。
- ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分
 - ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めること。
- ② 報酬等の金額の算定方法
 - (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
 - (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
 - (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
 - (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。
- ③ 支給の方法
 - ・ 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。
- ④ 支給の形態
 - ・ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。
- (6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表
 - ・ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。

第7章 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任

ア 損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負う（法第45条の20第1項）。
- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため（法第38条）、任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反（第45条の16第1項）も含まれる。）である。
- ・ なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられる。

イ 損害賠償責任の免除

(ア) 総評議員*の同意による免除

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができない（法第45条の30第4項で準用する一般法人法112条）。

※ 「総評議員」とは、定款上の評議員定数や評議員の出席者数ではなく、評議員の現在員数のことである。

(イ) 評議員会の特別決議による一部免除

- ・ 法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（(ウ)において「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができる（法第45条の20第4項で準用する一般法人法第113条第1項）。

① 理事長 6

② 業務執行理事 4

③ 理事、監事、会計監査人 2

- ・ これは、理事が軽微な過失により多額の損害賠償責任を負担することをおそれて業務執行が萎縮するのを防止するためである。
- ・ 理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければならない（法第45条の30第4項において準用する一般法人法第113条3項）。
- ・ なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていない。これは、評議員は業務執行を

担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないからである。

(ウ) 理事会の決議による一部免除

- ・ 社会福祉法人においては、理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる（法第45条の30第4項において準用する一般法人法第114条第1項）。
- ・ この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも監事の同意を要する（同条2項）。
- ・ なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、(イ)同様、一部免除に関する定款の定めは認められていない。

(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、本来、社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては一般の不法行為（民法第709条）責任以外の責任は負わないと考えられる。
- ・ しかし、理事、監事、評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には、第三者に対して責任を負うこととしている（法第45条の21第1項）。
- ・ なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられるが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法第644条）、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定を設けているところである。

第8章 計算

第1節 会計帳簿

(1) 会計帳簿の作成及び保存

- ・ 社会福祉法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない（法第45条の24第1項）。会計帳簿は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その閉鎖の時から10年間保存しなければならない（同条第2項）。

(2) 会計帳簿の閲覧等の請求

- ・ 社会福祉法人の評議員は、計算書類の承認等を行う評議員会の構成員として、社会福祉法人の経理の状況を会計帳簿等から正確に知る必要がある。このため、評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる（法第45条の25）。
 - ① 会計帳簿又はこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求。
 - ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法（紙等に印字したものを想定）により表示したものの閲覧又は謄写の請求。

第2節 計算書類等

(1) 計算書類等の作成及び保存

- ・ 法第45条の27第2項において、社会福祉法人が各事業年度において作成すべき書類として、①貸借対照表、②収支計算書、③事業報告、④①～③の附属明細書が規定されている。
- ・ また、計算書類等は後日紛争を生じた場合の重要な資料となり得るため、その作成後10年間保存しなければならない。

(2) 計算書類等の監査等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を受けなければならない（法第45条の28第1項）。
- ・ さらに、会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算書類及びこれらの附属明細書並びに財産目録について、会計監査人の監査を受けなければならない（同条第2項）。
- ・ 監事及び会計監査人の監査を受けた計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(3) 計算書類等の定時評議員会への提出等

- ・ 理事は、監事の監査（会計監査人を置く場合は、会計監査人の監査も含む。）を受け、さらに理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し

なければならない。

- ・ 定時評議員会に提出された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない（法第45条の30第2項）。事業報告については、評議員会への報告で足りることとしている（同条第3項）。

（4）会計監査人設置社会福祉法人の特則

- ・ 会計監査人を置く社会福祉法人においては、一定の要件を満たす場合には、（3）にかかわらず、計算書類について、定時評議員会の承認を受けることを要せず、定時評議員会においてその内容を報告することで足りることとしている（法第45条の31）。

- ・ 一定の要件は、厚生労働省令で定めることとしているが、以下の要件をみたしていることを定める予定である。

ア 計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれていること

イ 会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと

ウ 特定監事^{※1}が特定理事^{※2}及び会計監査人に対して監査報告の内容を通知すべき日までに通知せず、当該通知すべき日に監事の監査を受けたものとみなされた計算書類でないこと。

※1 会計監査報告の内容の通知を受ける監事として定められた監事。当該通知を受ける監事を定めていない場合は、全ての監事。

※2 会計監査報告の内容の通知を受ける理事として定められた理事。当該通知を受ける理事を定めていない場合は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事。

（5）計算書類等の備え置き及び閲覧等

- ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならない（法第45条の32第1項）。
- ・ 従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが（同条2項）、当該法人が計算書類を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要である（同項ただし書）。

事 務 連 絡
平成28年6月20日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」（平成28年6月20日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出したところです。

当該事務連絡に関するFAQについて、別添のとおり、まとめましたので、お示しいたします。今後、FAQについては、随時追加等を行っていく予定です。

なお、本FAQについては、現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得ることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」 に関する FAQ

社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 6 月 20 日

※本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「改正法」：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）

「法」：社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（注）現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

(目次)

評議員選任・解任委員会	6
問1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。.....	6
問2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。.....	6
問3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。.....	6
問4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。.....	6
問5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。.....	6
問6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。.....	6
問7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。.....	7
問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。.....	7
問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。...	7
問10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。.....	7
問11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。.....	7
問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。.....	7
評議員の兼職禁止	8
問13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。.....	8
評議員の特殊関係者	9
問14 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。.....	9
問15 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。.....	10
問16 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。.....	11
社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	12
問17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。.....	12
問18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。.....	12
問19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。.....	12
問20 共同評議員会の開催は可能か。.....	12
問21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。....	12
問22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P25において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。.....	12
問23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。.....	13
評議員会	13
問24 評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」	

という議案を提案することは可能か。.....	13
問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。.....	13
問 26 評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。..	14
問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。.....	14
問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。....	14
問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P9において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。.....	15
役員	15
問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。.....	15
問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。.....	15
問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。.....	16
問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事を選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。.....	16
問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。.....	17
問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。.....	17
問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。.....	17
問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。.....	17
問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。.....	18
問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P25において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。.....	18
会計監査人	18
問 40 会計監査人の設置義務は、施行日（平成29年4月1日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成29年度決算から必要となるものであり、平成28年度決算については監査不要と理解してよいのか。.....	18
問 41 社会福祉法第45条の2において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。.....	18
問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人	

になることは可能か。.....	19
問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。.....	19
問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。.....	20
報酬	20
問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。.....	20
問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味するのか。.....	20
問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。.....	21

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ

評議員選任・解任委員会

問1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。

(答)

1. 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

問2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。

(答)

1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

問3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。

(答)

1. 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。
2. その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。
3. また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

問5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。
2. この場合、特定の理事が委員を選任とした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。

問6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第31条第5項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第31条第5項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
2. 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。

(答)

1. 事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）になることは可能である。

問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

(答)

1. 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

問10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。

(答)

1. 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。
2. 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。

問11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。
2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。

問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。

(答)

1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。

2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

評議員の兼職禁止

問 13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。

(答)

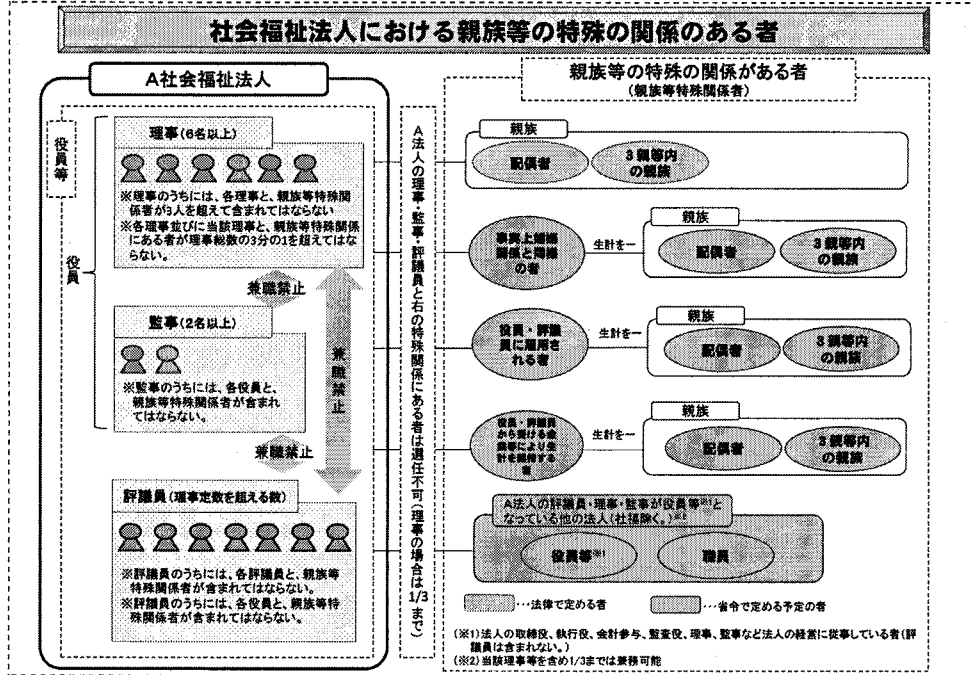
1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない（法第 40 条第 2 項）。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。
2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日までに代わりの理事が就任しなければならない。
この場合、当該代わりの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる（改正法附則第 14 条）ため、4 月 1 日から 3 月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成 29 年 6 月末までとなる。
3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。

評議員の特殊関係者

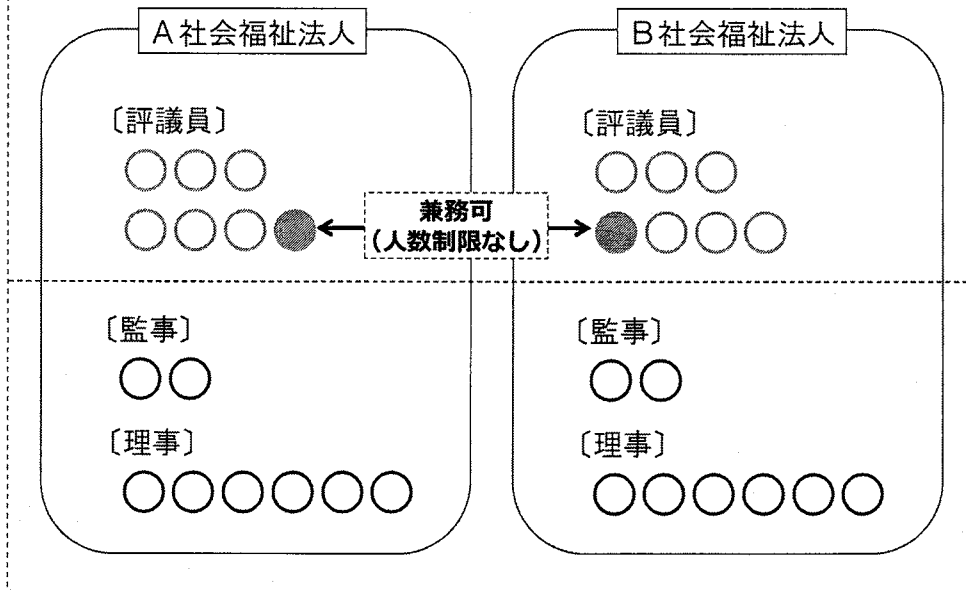
問 14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。



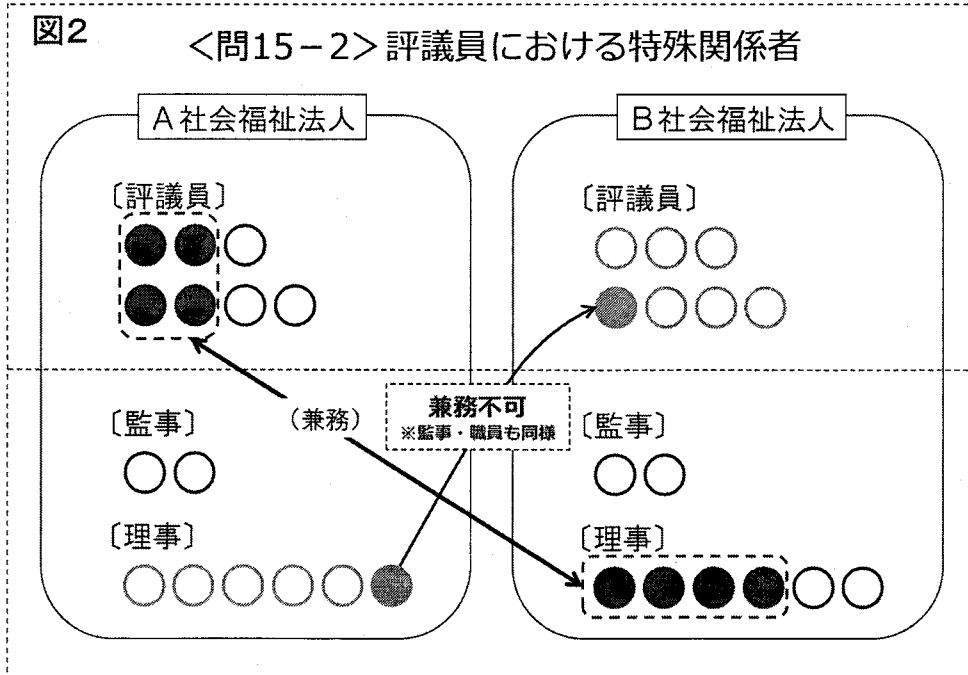
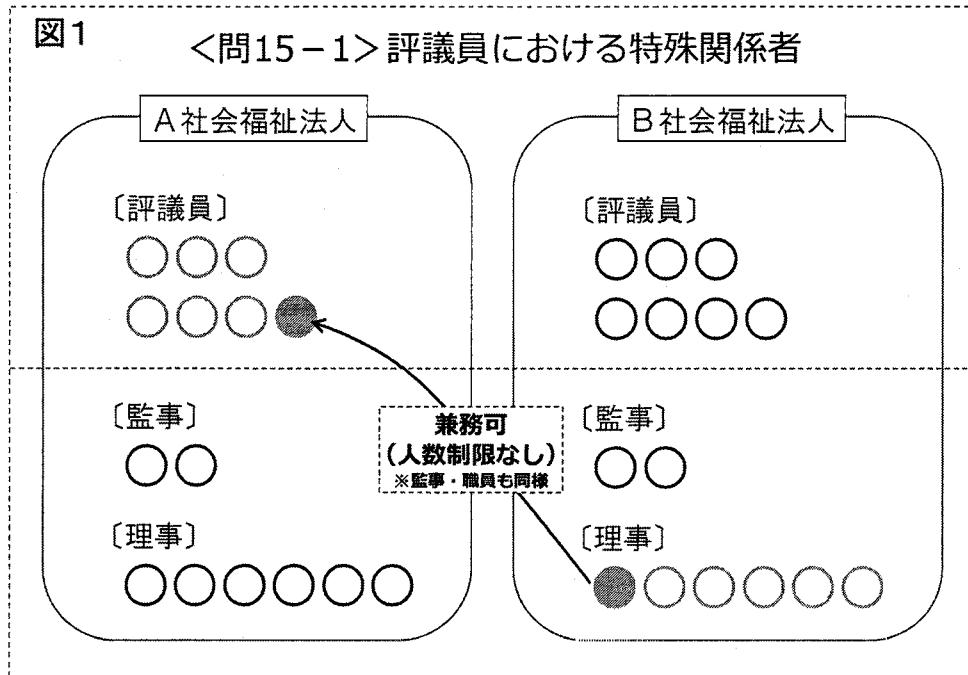
<問14> 評議員における特殊関係者

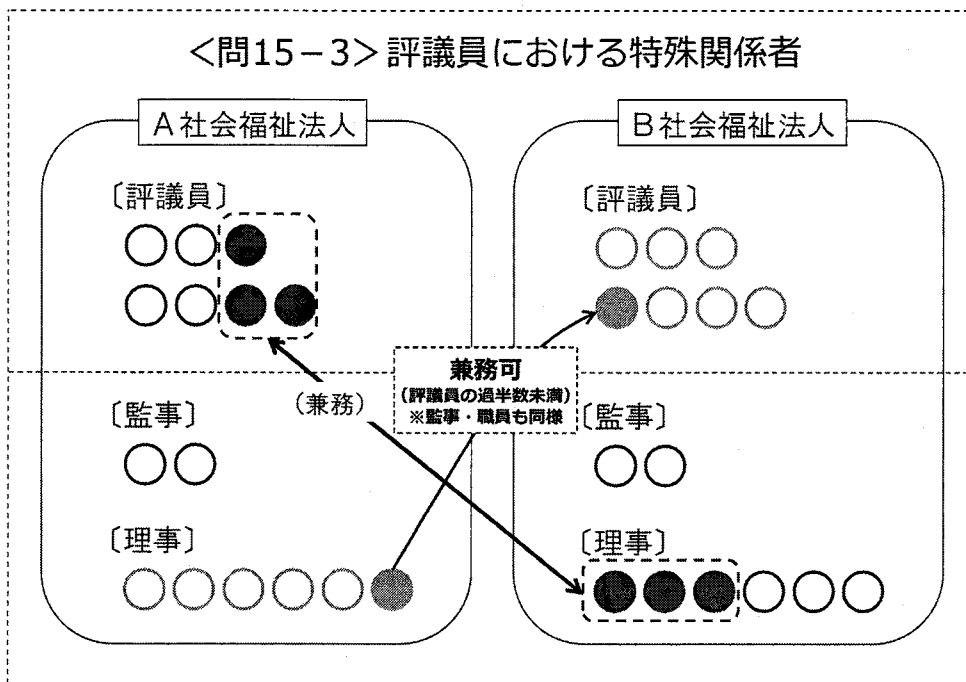


問15 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

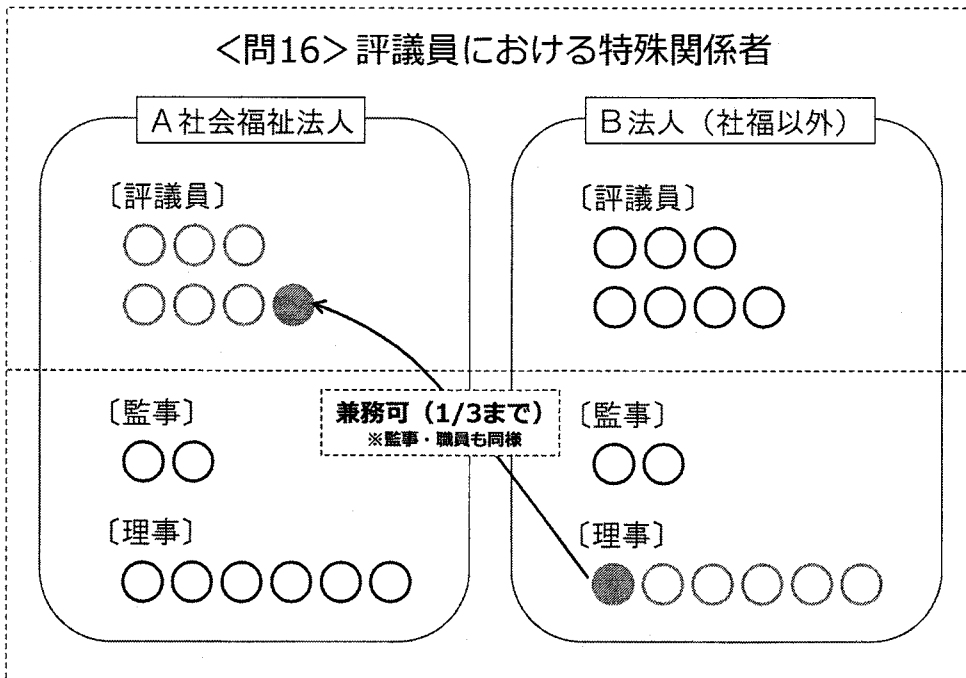




問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。



社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

問 17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。

(答)

1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。

問 18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

(答)

1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。

(答)

1. 居住地等の地域による制限はない。

問 20 共同評議員会の開催は可能か。

(答)

1. 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。
2. 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
3. その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。

問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。

(答)

1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。
2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P25において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。

(答)

1. 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する

観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。

2. このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たる場合には、評議員に選任することは適当でない。

問 23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。

評議員会

問 24 評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。

(答)

1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般法人法第 185 条）とされている。
2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「A を選任（解任）する」という議案に対し、「B を選任（解任）する」という提案を行うことは可能。
3. これに対し、議題が「A を選任（解任）する件」であれば、「B を選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。

(答)

1. 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（法第 45 条の 14 第 8 項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない（注 1）。
2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。

(注 1)

理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事長と定めることもできる（法第 45 条の 14 第 6 項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

(参照条文)

(理事会の運営)

第四十五条の十四 (略)

2～5 (略)

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 (略)

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 (略)

問 26 評議員会において、役員の新任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。

(答)

1. 法律又は定款で定めた役員の数に欠けた場合には、選任した役員（新任されなかった役員）が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する（第45条の6第1項）。

問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。

(答)

1. 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。

問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。

(答)

1. 理事が評議員会の目的である事項（議題）について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができる者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項）。

2. したがって、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実に開催しないことは可能である。

3. なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておかななければならない（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項）。

問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P9 において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。

(答)

1. 権限濫用と認められる場合とは、例えば、
 - ・ 平成 28 年 6 月 20 日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示したとおり、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されると解されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。

役員

問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。

(答)

1. 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第 61 条第 1 項の公私分離の原則に照らし適当でない。
2. 社会福祉協議会にあっては、その目的である地域福祉の推進を図るための行政との連携が必要であることから、関係行政庁の職員が、その役員となることが可能である（法第 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項）。ただし、当該社会福祉協議会の役員総数の五分之一を超えてはならない。（法 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項）

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答)

1. 理事の任期

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時までとされる（法第 45 条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第 45 条ただし書）。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、4 月 1 日から 3 月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成 30 年 6 月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの 2 年間となるが、平成 30 年 4 月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 31 年 6 月末の定時評議員会までの 1 年 3 ヶ月間余となる。

2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第41条第1項）。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能（同項ただし書）。

問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

（答）

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第45条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

（参照条文）

（役員任期）

第四十五条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

（答）

1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる（法第45条）。

ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。

例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。

2. なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の

選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。

(答)

1. 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる(第43条第2項)。補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ(法第45条)、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能(法第45条)。
2. 評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である(第41条第2項)。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが(法第41条第1項)、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることが可能(法第41条第2項)。

問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にすることか。

(答)

1. 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者(執行役員)とすることは可能か。

(答)

1. 理事会において、特定の業務執行を理事(理事長、業務執行理事)ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。
2. ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。

問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。

(答)

1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。

2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。

(答)

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P25において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。

(答)

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当でない。

会計監査人

問 40 会計監査人の設置義務は、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいか。

(答)

- 1 お見込みのとおり。

問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条第 1 項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。
 - ① 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の

責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類

② 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類

③ ①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2. したがって、

- ・ 当該社会福祉法人の役員（過去1年以内に当該法人の役員であつた者含む。）、職員（過去1年以内に当該法人の職員であつた者を含む。）については、上記①又は②に該当し、会計監査人になることはできない。
- ・ 評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人となることはできない。

問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。

問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 公認会計士法第24条第1項第3号及び第2項、同施行令第7条第1項第6号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。

(参照条文)

○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

- 一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
- 二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
- 三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

- 2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

- 3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

○公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

- 六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。

（答）

1. 法人の責めによらない理由とは、①災害の発生、②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、③会計監査人が法第 45 条の 5 第 1 項各号（以下 i から iii）のいずれかに該当すること、により会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。
- i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ii 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等

報酬

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

（答）

1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということを意味するのか。

（答）

1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第 45 条の 35 第 1 項）。

2. 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。
3. なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
2. 他方、個人情報保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

事 務 連 絡

平成28年6月20日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について

社会福祉法人制度においては、社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、評議員会を法人運営の重要事項を決議する必置の機関としております。適正な法人運営を確保するためには、重要な立場にある評議員には、社会福祉法人の運営に必要な識見を有し、理事等の業務執行を適正に監督・牽制することができる者が選任されることが重要です。

改正法による改正後の社会福祉法においては、評議員の選任・解任の方法は、法人の定款で定めることとしていますが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。

定款で定める評議員の選任・解任の方法としては、評議員の構成が特定の関係者に偏ることがないように、例えば、以下の例のように、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法が考えられます。

所轄庁におかれては、上記の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の評議員の選任・解任の適正が確保されるよう指導監督いただくようお願いいたします。なお、評議員の選任・解任の方法は以下の例に限られるものではありませんので、法人の特性等に照らし適切に指導願います。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（例）

（評議員の選任及び解任）

第〇条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

事 務 連 絡

平成28年6月20日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」（平成28年6月20日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において別途お知らせすることとした評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模については、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人とする予定です（平成28年度以降のサービス活動収益の額は考慮しません。）。

事 務 連 絡
平成28年6月20日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革における理事等の解任について

社会福祉法人制度においては、社会福祉法等の一部を改正する法律により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられることとなりました。評議員会においては、法律に規定する重要事項を審議することになりますが、その中で理事等の選任・解任を決議することとされています。

この評議員会による理事等の解任については、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人において導入されている仕組みであり、これらの法人類型と同等の公益性を担保するため、社会福祉法人においても制度化されたものです。

他方、理事等の選任・解任は、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会による解任権が濫用されるようなことがあってはなりません。

このため、法律では、評議員が自由に理事等を解任することを認めず、その解任事由を制限しています。具体的には、社会福祉法第45条の4第1項において、次のいずれかに該当する場合に限って、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができることとしています。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

こうした法律の趣旨を踏まえれば、上記の解任事由については、理事等が形式的に職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されると解すべきものです。

所轄庁におかれては、上記の趣旨を踏まえ、社会福祉法人における評議員会の適正な運営が確保されるよう指導監督（例えば、評議員が理事の解任を議題として評議員会の招集を請求し、所轄庁の許可を求めてきた際）いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
平成28年6月20日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例（案）について

社会福祉法人制度改革に伴い、各社会福祉法人において、今後、定款変更等の作業が必要となります。

今般、各社会福祉法人における定款変更等の事前準備作業の参考として活用いただけるよう、別添のとおり、社会福祉法人定款例（案）をお示しさせていただきます。

今後、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老第794号、児発第908号）別紙2の社会福祉法人定款準則については、「準則」としての位置付けから「例」として改正することを予定しており、その際には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条の特例（公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）との関係、所轄庁における定款の確認方法等をお示しさせていただく予定です。

本事務連絡でお示しする社会福祉法人定款例（案）については、現時点の考え方を示したものであり、今後、必要な修正等を行った上で、上記改正通知において社会福祉法人定款例としてお示しする予定であることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考）社会福祉法人定款例（案）の考え方

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例として示すものであること。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、必要的記載事項*を全て記載するとともに、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

※記載事項の区分

- 必要的記載事項 → 全ての事項を定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等）
- 相対的記載事項 → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項であり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、記載したものを変更するときは、定款変更の手続が必要となる事項

(案)

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 保育所の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 相談支援事業の経営
- (ヘ) 移動支援事業の経営
- (ト) 地域活動支援センターの経営
- (チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあつては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（1）及び（2）の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（1）及び（2）の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。
なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考)

無報酬の場合は、その旨を定めること。

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）。

第三章 評議員会

（構成）

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、報酬の額を定款で定める場合以外は、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

（開催）

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、（〇月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人名二名がこれに記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び〈会計監査人並びに〉職員

(役員〈及び会計監査人〉の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○名以上○○名以内
- (2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

〈4 この法人に会計監査人を置く。〉

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(3) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある。

あること。

＜例＞理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

- 2 理事のうち1名を、会長、〇名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

＜例＞

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員<及び会計監査人>の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かななければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二十六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考)

定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟(平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地(平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を

担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第〇〇条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の事業
- (2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（注1）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記

載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可(社会福祉法第四五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕

に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・企業主導型保育事業 全国5会場で説明会開催（内閣府）…………… 1
- ・「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表について…………… 2
- ・認定子育てハッピーアドバイザー養成講座 開催のお知らせ…………… 2

企業主導型保育事業 全国5会場で説明会開催（内閣府）

政府は待機児童加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分としましたが、企業主導型保育事業の創設により、一層の保育の受け皿整備を行っていくこととしています。

本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

本年5月、6月に東京都で開催された3回の説明会に引き続き、全国5会場で以下のおり開催されることとなりました。従業員のための保育施設を設置・運営することを検討される企業・団体向けに開催されます。

設置・運営の主体として、社会福祉法人等が運営する既存の保育所・認定こども園等もその役割が期待されていますので、地域のニーズに応える取り組みの推進に向けてご活用ください。

会場	日時	場所	定員	申込締切※
福岡	7月12日(火) 13:30～15:00	九州経済産業局 九経交流プラザ 大会議室(福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階)	70名	7/8(金) 17時
さいたま	7月13日(水) 14:00～15:30	関東経済産業局 8-2 会議室(さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館8階)	80名	7/8(金) 17時
札幌	7月27日(水) 14:00～15:30	北海道経済産業局 第一会議室(札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎6階)	50名	7/22(金) 17時
広島	8月3日(水) 14:00～15:30	中国経済産業局 第1会議室(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館2階)	70名	7/29(金) 17時
高松	8月9日(火) 13:00～14:30	四国経済産業局 607会議室(高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎6階)	60名	8/5(金) 17時

※事前申込制、先着順、参加費無料。申込みが定員に達した場合は、その時点で受付を終了。

主催：内閣府 対象：企業、団体等（従業員のための保育施設の設定に関心のある企業・団体等）

申込方法：下記のURLに記載の【参加申込フォーム】よりお申し込みください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/setsumeikai_hoiku.html

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>仕事・子育て両立支援事業・その他>平成28年度企業主導型保育事業～説明会について～

「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」 の公表について

6月30日、内閣府は「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」等に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった事故の情報について、平成28年度分の事故情報データベースを公表しました。

平成27年度は461件の公表がありました。新たに83件の事故情報が公表されています。事故の概要、要因分析欄等各欄の記載は、事故の報告を行った自治体によるものです。

公表された事故情報データベースのPDF・excelは、以下の内閣府ホームページからご覧いただけます。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部 新着情報

【教育・保育施設等における事故情報データベース平成28年度分(平成28年6月30日 新規)を掲載】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

認定子育てハッピーアドバイザー養成講座 開催のお知らせ

全国保育協議会では、平成26・27年度の2か年にわたって、会報「ぜんほきょう」の連載企画、明橋大二先生（真生会富山病院心療内科部長）の『子育てパパ・ママに贈る子どもとのかかわり方ワンポイント』を掲載いたしました。

明橋先生が理事長を務める「NPO法人子どもの権利支援センターぱれっと」が主催する、「認定子育てハッピーアドバイザー養成講座」の第6期(28年9月9日～10日：関西会場)・第7期(28年12月2日～3日：関東会場)の募集が行われています。

自己肯定感の大切さや甘えの重要性などを深く学び、地域で広める方を養成する講座で、講座を受講された方は、申請により「認定子育てハッピーアドバイザー」資格が付与されます。

プログラム・申込方法等講座の詳細は、別添のチラシ及び「NPO法人子どもの権利支援センターぱれっと」のホームページをご参照ください。

NPO法人子どもの権利支援センターぱれっと

<http://npo-palette.org/information/entry-000089.html>

認定子育てハッピーアドバイザー 養成講座

「子育てハッピーアドバイス」の基本的な考え方、自己肯定感の大切さや甘えの重要性などを深く学び、地域で広めてくださる方を養成する講座です。

講座を受講された方には、申請により「認定子育てハッピーアドバイザー」資格が付与されます。

現在子育て支援に関わっておられる方、今後子育て支援に関わりたいと考えておられる方、どなたでも、ぜひご参加ください。



講師

NPO 法人子どもの権利支援センターぱれっと 理事長 明橋 大二



【プロフィール】

現職：真生会富山病院心療内科部長（精神科医）

富山県虐待防止アドバイザー、高岡児童相談所嘱託医、
小学校スクールカウンセラー

*フジテレビ「笑っていいとも!」、読売テレビ「情報ライブミヤネ屋」NHK 教育テレビ「となりの子育て」などにも出演。

*著書：「なぜ生きる」「輝ける子」など。

「子育てハッピーアドバイス」は、シリーズで450万部を超えるベストセラーとなり、韓国、中国、台湾、タイでも翻訳出版されている。

★ 6期と7期の受講者を同時に募集します。

第6期

【関西会場】

日時：平成28年9月9日（金）～10日（土）

9日（金）：13:30～19:30

10日（土）：9:00～16:30

場所：宝塚市男女共同参画センター・エル

住所：兵庫県宝塚市栄町二丁目1番2号「ソリオ2」4階

第7期

【関東会場】

日時：平成28年12月2日（金）～3日（土）

2日（金）：13:30～19:30

3日（土）：9:00～16:30

場所：大宮ソニックシティ

住所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5

受講費

45,000円（資料代含）

※ 受講後、資格申請料として別途5,000円が必要。

定員

事前申し込み 先着24名
（申し込み方法は裏面）

受付開始日：平成28年6月1日

お問い合わせ先

〒939-0341 富山県射水市三ヶ 3652-2

ぱれっと研修事業部

TEL 080-4256-1423

MAIL Palette.hat@gmail.com



主催



特定非営利活動法人子どもの権利支援センターぱれっと

皆さまへ

子育てハッピーアドバイスは、発刊より10年を経過し、シリーズで累計450万部と、多くの子育て中の親御さんや支援者の方々に受け入れられてきました。

自己肯定感の大切さや、抱き癖は心配ない、甘えの重要性など、この本のメッセージは、多くの人の共感を受け、子育ての現場に生かされてきたと感じます。しかしその一方で、学力重視、しつけ重視の考え方は、未だに親や教育者の中に根深く、結果として日本の子どもたちの自己肯定感は決して改善していないと感じます。

私は現在、年間100回くらいの講演をしておりますが、それでもその倍以上の依頼をお断りせざるを得ない状況です。ハッピーアドバイスのメッセージに賛同して下さる方は全国にたくさんおられるし、そういった方々と力を合わせて、「自己肯定感の大切さ」「甘えの重要性」を伝えていけば、もっともっと日本の子育ての状況は変わっていくのではないかと思います。

そこでこの度、ハッピーアドバイスのベースにある基本的な考えをよく理解し、地域で広めて下さる人材を養成するため、『自己肯定感を育む子育てスペシャリスト養成プログラム(略称:HAT)』事業を立ち上げました。

今回は一般・子育て支援者向けベーシック資格としての「認定子育てハッピーアドバイザー養成講座」を開催します。すでに子育て支援に関わっておられる方、あるいは、現在は子育て中だが今後は支援にも関わってみたいと考えておられる方に、ぜひ参加して頂きたいと思います。

一緒に力を合わせて、子どもも親も幸せな社会を作っていきますませんか？

明橋大二

— 資格について —

「認定子育てハッピーアドバイザー」資格取得者は、『子育てハッピーセミナー』を開催することができ講師やアドバイザー同士の交流や支援情報の交換などの機会にも参加できます。

さらに深く学びたい、子育て支援のスペシャリストとしてステップアップしたい指導者向けの講座「子育てHATマスター養成講座」の受講資格も同時に付与されます。

内容

1 日 目	開講式	講座目的・グランドルール
	テーマⅠ	セッション1～3 自己肯定感について
	テーマⅡ	セッション1～3 甘えについて
2 日 目	テーマⅢ	子育てハッピーセミナー 紹介・解説
	テーマⅣ	セッション1～3 子どもへの支援・事例の理解と対応
	テーマⅤ	セッション1～3 親の支援・事例の理解と対応
	テーマⅥ	子育てハッピーセミナー デモンストレーション・評価
	閉講式	認定子育てハッピーアドバイザー修了証授与

お申込み方法

◎下記事項をご記入の上、FAX 又はメールでお申込みください。

後日こちらから、先着による受講の可否・振り込み先等のご案内をいたします。

(受講受付完了後にキャンセルの場合、3日前まで全額返金；但し送金手数料は受講者負担)

先着順：定員になり次第締切ります



FAX:0766-55-2799 MAIL:palette.hat@gmail.com

(ローマ字ふりがな) 氏名	生年月日	S・H	年	月	日
	性別	男 ・ 女			
受講希望	6期(宝塚会場) ・ 7期(大宮会場) ← いずれかに○を付けてください				
住所	〒				
電話・FAX	(TEL)		(FAX)		
メール	palette.hat@gmail.com からのメールが受信出来るよう、設定をお願いします。				
所属・職業					

平成 28 年度 社会福祉法人制度改革対応セミナー（前期）

開催要項

昨年度末、改正社会福祉法が成立し、現在、社会保障審議会福祉部会において、平成 29 年 4 月の施行に向けて審議が行われています。今回の改正について、社会福祉法人の存在意義を社会に改めて示すために、積極的な対応を図る契機と捉え、課題に対し、スピード感とエビデンス、戦略をもって、円滑に進めていくことが求められます。

今回のセミナーでは、各法人における取り組みを円滑に推進できるよう、改正の趣旨や政省令事項の改正内容の詳細について、具体的な準備作業の内容・スケジュールを中心に解説することを目的として開催します。

1. 開催日時

平成 28 年 7 月 27 日（水）13 時～16 時 30 分

2. 場所

ホテル横浜キャメロットジャパン 5 階

3. 主催

神奈川県社会福祉協議会 経営者部会

全国社会福祉法人経営者協議会（共催）・全社協・社会福祉施設協議会連絡会（後援）

4. 内容

(1) あいさつ・趣旨説明

(2) 講義「社会福祉法改正への対応と実践」(90 分+質疑応答 30 分)

講師：全国経営協制度・政策委員会 委員

久木元 司氏

<主な内容>

- 平成 28 年 4 月施行事項のポイント
- 平成 29 年 4 月施行に向けた理解と対応
 - ・ガバナンスの強化
 - ・社会福祉法人による地域における公益的な取組
- 『アクションプラン 2020』の活用について

(3) 事業説明「改正法施行に向けた会員法人向け支援ツールについて」(60 分)

講師：全国経営協事務局

<主な内容>

- 社会福祉法人に対する理解を促進するための情報発信
- 改正法施行に向けた会員法人向け支援ツールについて

5. 対象

県内の社会福祉法人の役職員 定員 300 名

※定員を越えた場合は、複数名お申込の法人からの参加人数を制限させて頂く場合がございます。

その際は、事務局よりご連絡申し上げますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

6. 参加費

全国経営協会法人の役職員 無料

上記以外の社会福祉法人の役職員 5,000 円

※参加費は、当日受付にてお預かりいたします。

7. 申込み・締切

平成 28 年 7 月 13 日 (水) 必着で、申込書と事前アンケートを FAX にて事務局までお送りください。

8. その他

セミナー当日は、ご家庭や施設にある食品を皆様から少しずつご寄贈いただき、かながわライフサポート事業で必要とされている方々へ届ける「フードドライブ活動」も、実施させていただきます。この取り組みは、農林水産省が提唱する「食品ロス」の削減にも寄与するものでもあります。セミナー当日、ご家庭や施設にある賞味期限が 3 か月以上の常温保存ができる食品（缶詰、乾麺など）1 品をご寄贈いただければ幸いです。ご協力の程よろしく願いいたします。

【事務局】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

福祉サービス推進部ライフサポート担当

(担当：大関・井藤・石川)

TEL. 045-311-8753 FAX. 045-320-4077

MAIL. kls@knsyk.jp

No.	都道府県	組織名称	〒	所在地1	所在地2	担当部署	電話	F A X
1	北海道	道社会福祉法人経営者協議会	060-0002	札幌市中央区北2条西7-1	北海道社会福祉総合センター	施設経営支援部 施設福祉課	011-280-3161	011-280-3162
2	北海道	青森県社会福祉法人経営者協議会	030-0822	青森市中央3-20-30	県民福祉プラザ2階	総務企画課総務企画係	017-777-1294	017-723-1394
3	北海道	岩手県社会福祉法人経営者協議会	020-0831	盛岡市三本柳8地割1-3	ふれあいランド岩手	福祉経営支援部	019-637-4403	019-637-4255
4	北海道	宮城県社会福祉法人経営者協議会	980-0004	仙台市青葉区宮町1-4-47	社会福祉法人青葉福祉会内	法人本部	022-263-0531	022-262-4346
5	北海道	秋田県社会福祉法人経営者協議会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館内	地域・施設振興部 福祉施設経営指導センター	018-864-2707	018-864-2840
6	北海道	山形県社会福祉法人経営者協議会	990-0021	山形市小川町2-3-31	山形県総合社会福祉センター内	総務企画部企画公益係	023-641-0561	023-622-5866
7	北海道	福島県社会福祉法人経営者協議会	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター内	福祉サービス支援課	024-523-1256	024-524-3618
8	北海道	茨城県社会福祉施設経営者協議会	310-8586	水戸市千波町1918	茨城県総合社会福祉会館内	福祉事業部	029-241-1133	029-241-1434
9	北海道	栃木県社会福祉法人経営者協議会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ	地域福祉部経営指導室	028-622-5711	028-622-5788
10	北海道	群馬県社会福祉法人経営者協議会	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター4階	施設福祉課	027-289-3344	027-255-6173
11	北海道	埼玉県社会福祉法人経営者協議会	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国さいかプラザ内	施設業務課	048-822-1191	048-822-3078
12	北海道	長野県社会福祉法人経営者協議会	380-0928	長野市若里7-1-7	長野県社会福祉総合センター内	長野県福祉人材研修センター	026-226-7330	026-227-0137
13	北海道	新潟県社会福祉法人経営者協議会	950-8575	新潟市中央区上所2-2-2	新潟県社会福祉プラザ3階	福祉人材課	025-281-5523	025-282-0548
14	北海道	千葉県社会福祉法人経営者協議会	260-8508	千葉市中央区千葉港4-3	千葉県社会福祉センター内	福祉サービス事業部	043-245-1104	043-245-9040
15	北海道	東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会	162-8953	新宿区神楽河岸1-1	セントラルプラザ5階	福祉部経営支援担当	03-3268-7192	03-3268-0635
16	北海道	神奈川県社会福祉協議会 経営者部会	221-0844	横浜市新神奈川区沢渡4-2	神奈川県社会福祉会館内	福祉サービス推進部ライオクラブ担当	045-311-8753	045-320-4077
17	北海道	山梨県社会福祉法人経営者協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ4F	福祉振興課	055-254-8610	055-254-8614
18	北海道	静岡県社会福祉法人経営者協議会	420-8670	静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館内	福祉企画部経営支援課	054-254-5231	054-251-7508
19	北海道	富山県社会福祉法人経営者協議会	930-0094	富山市安住町5-21	富山県総合社会福祉会館内	施設団体支援課	076-432-6010	076-432-6009
20	北海道	石川県社会福祉法人経営者協議会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	石川県総合社会福祉会館内	施設振興課	076-224-1212	076-222-8900
21	北海道	福井県社会福祉法人経営者協議会	910-8516	福井市光陽2-3-2	福井県社会福祉センター内	福祉サービス支援課	0776-24-2347	0776-24-8942
22	北海道	岐阜県社会福祉法人経営者協議会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉農業会館内	施設団体の振興部	058-273-1111	058-275-4888
23	北海道	愛知県社会福祉協議会 社会福祉法人経営者委員会	461-0011	名古屋市中区白壁1-50	愛知県社会福祉会館内	施設福祉部	052-212-5509	052-212-5510
24	北海道	三重県社会福祉法人経営者協議会	514-8552	津市栄橋2-131	三重県社会福祉会館内	福祉研修人材部 (経営相談)	059-228-0014	059-222-0305
25	北海道	滋賀県社会福祉法人経営者協議会	525-0072	草津市笠山7-8-138	滋賀県立長寿社会福祉センター2F	経営部門 法人経営担当	077-567-3921	077-567-5160
26	北海道	京都府社会福祉法人経営者協議会	604-0874	京都市中京区竹町通船場丸入る海木町375	京都府立総合社会福祉会館	総務部 福祉経営推進室	075-252-6292	075-252-6310
27	北海道	大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設経営者部会	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター	施設福祉部	06-6762-9001	06-6768-2426
28	北海道	兵庫県社会福祉法人経営者協議会	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター内	福祉事業部	078-242-4635	078-251-5678
29	北海道	奈良県社会福祉法人経営者協議会	634-0061	橿原市大久保町320-11	奈良県福祉総合センター内	総務企画課	0744-29-0100	0744-29-0101
30	北海道	和歌山県 民間社会福祉施設経営者協議会	640-8545	和歌山市手平2-1-2	県民交流プラザ和歌山ヒップ愛内	総務・資金部 地域連携班	073-435-5224	073-435-5226
31	北海道	鳥取県 社会福祉施設経営者協議会	689-0201	鳥取市伏野1729-5	県立福祉人材研修センター内	福祉振興部 福祉法人等支援担当	0857-59-6344	0857-59-6340
32	北海道	島根県社会福祉法人経営者協議会	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根内	法人支援部	0852-32-5958	0852-32-5956
33	北海道	岡山県社会福祉法人経営者協議会	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	岡山県総合福祉・NPO・ボランティア会館内	福祉経営支援部	086-226-3529	086-801-9190
34	北海道	広島県社会福祉法人経営者協議会	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館内	法人振興課	082-254-3416	082-256-2228
35	北海道	山口県社会福祉法人経営者協議会	753-0072	山口市大手町9-6	山口県社会福祉会館	総務企画部福祉振興班	083-924-2799	083-924-2798
36	北海道	徳島県社会福祉法人経営者協議会	770-0943	徳島市中昭和町1-2	徳島県立総合社会福祉センター内	総務企画課	088-654-4461	088-654-9250
37	北海道	香川県社会福祉法人経営者協議会	760-0017	高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター内	法人振興課	087-861-5611	087-861-2664
38	北海道	愛媛県社会福祉法人経営者協議会	790-8553	松山市持田町3-8-15	愛媛県総合社会福祉会館内	経営管理課	089-921-8344	089-921-8939
39	北海道	高知県社会福祉法人経営者協議会	780-8567	高知市朝倉375-1	高知県立交流プラザ1F	福祉施設支援課	088-844-4611	088-844-9443
40	北海道	福岡県社会福祉法人経営者協議会	816-0804	春日市原町3-1-7	福岡県総合社会福祉センター内	施設福祉部 施設課	092-584-3377	092-584-3369
41	北海道	佐賀県社会福祉法人経営者協議会	840-0021	佐賀市鬼丸町7-18	佐賀県社会福祉会館内	施設人材課	0952-23-4248	0952-28-4950
42	北海道	長崎県社会福祉法人経営者協議会	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合社会福祉センター内	施設団体課	095-844-2056	095-845-1181
43	北海道	熊本県社会福祉法人経営者協議会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合社会福祉センター 5階	施設福祉課	096-324-5462	096-355-5440
44	北海道	大分県社会福祉法人経営者協議会	870-0907	大分市大津町2-1-41	大分県総合社会福祉センター内	施設団体支援部	097-558-0300	097-558-6001
45	北海道	宮崎県社会福祉法人経営者協議会	880-8515	宮崎市原町2-22	福祉総合センター内	地域福祉部 施設支援課	0985-22-3380	0985-23-3160
46	北海道	鹿児島県社会福祉法人経営者協議会	890-8517	鹿児島市鴨池新町1-7	鹿児島県社会福祉センター内	施設福祉部	099-257-9885	099-250-9358
47	北海道	沖縄県社会福祉法人経営者協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1	沖縄県総合社会福祉センター内	施設団体福祉部	098-887-2000	098-887-2024

都道府県経営協経営セミナー（前期）

1. 開催方法

- (1) 主催 各都道府県社会福祉法人経営者協議会
- (2) 共催 全国社会福祉法人経営者協議会
- (3) 後援 全社協・社会福祉施設協議会連絡会

2. 趣 旨

- すべての社会福祉法人が今回の法改正に対して積極的に対応し、社会福祉法人が今後も社会福祉の主たる担い手としての役割を果たして、社会福祉法人の主体性を確保し、自律的な経営が実現できるよう、連絡会を構成する種別協議会・団体連絡協議会が一体となって、取り組んでいく必要がある。
- そこで、連絡会を構成する各種別協議会・団体連絡協議会が会員施設・法人に対して、都道府県経営協の主催する「社会福祉法人経営セミナー」へ参加を呼びかけ、これからの法人経営に資することを目的として開催する。

3. 日 程

都道府県	日 程	都道府県	日 程
北海道	7月7日 (木)	滋賀県	8月30日 (火)
青森県	7月14日 (木)	京都府	8月1日 (月)
岩手県	7月27日 (水)	大阪府	7月5日 (火)
宮城県	7月19日 (火)	兵庫県	7月22日 (金)
秋田県	8月31日 (水)	奈良県	7月28日 (木)
山形県	7月11日 (月)	和歌山県	8月2日 (火)
福島県	6月30日 (木)	鳥取県	8月3日 (水)
茨城県	8月22日 (月)	島根県	6月29日 (水)
栃木県	7月8日 (金)	岡山県	8月25日 (木)
群馬県	7月20日 (水)	広島県	8月18日 (木)
埼玉県	8月24日 (水)	山口県	8月4日 (木)
千葉県	7月19日 (火)	徳島県	7月6日 (水)
東京都	8月24日 (水)	香川県	7月5日 (火)
神奈川県	7月27日 (水)	愛媛県	6月28日 (火)
新潟県	7月29日 (金)	高知県	8月17日 (水)
富山県	8月19日 (金)	福岡県	8月9日 (火)
石川県	7月27日 (水)	佐賀県	7月22日 (金)
福井県	7月26日 (火)	長崎県	7月21日 (木)
山梨県	8月10日 (水)	熊本県	7月12日 (火)
長野県	8月5日 (金)	大分県	7月29日 (金)
岐阜県	8月9日 (火)	宮崎県	8月29日 (月)
静岡県	8月22日 (月)	鹿児島県	7月15日 (金)
愛知県	7月25日 (月)	沖縄県	7月13日 (水)
三重県	8月26日 (金)		

※ 詳細は、全国経営協ホームページ (<https://www.keieikyo.gr.jp/>) を参照

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて…………… 1
- ・第 60 回全国保育研究大会 フリー発表分科会の応募締切を 7 月 14 日まで延長！…………… 3
- ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による仕事・子育て両立支援事業の創設について…………… 3
- ・平成 28 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集期間延長のご案内…………… 5

平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて

平成 28 年 6 月 17 日付で、内閣府・文部科学省・厚生労働省は、事務連絡「平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて」を都道府県宛に発出しました。

本ニュースNo.15-28（平成 28 年 3 月 25 日号）で、処遇改善等加算の平成 28 年度における取扱いが追って発出される旨お知らせしておりましたが、今般、【資料 1-1】のとおり示されました。以下枠内に主な内容を抜粋いたします。

なお、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日）【資料 1-2】及び平成 27 年 8 月 28 日付け事務連絡【資料 1-3】において、示されており、併せて対応等ご確認ください。

平成 28 年度における処遇改善等加算の取扱いについて（抜粋）

1. 平成 28 年度の公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準について

国家公務員給与改定に伴う人件費改定率について、平成 26 年度が 2.0%、平成 27 年度が 1.9%であることから、平成 28 年度の処遇改善等加算に係る「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」は「3.9%」として、これが確実に賃金に反映されるよう取り扱うこととすること。

2. 個々の職員の勤続年数の算定について

～施設・事業所が廃園しているなどの理由により、在職証明書等の取得が困難な場合には、雇用保険の加入履歴や年金定期便の写しなど、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等をもって、当該職員の勤続年数を確認して差し支えない。

また、これらの資料等によっても勤続年数を確認できないことについて合理的な理由があると考えられる場合には、確認できる期間のみで算定すると勤続年数が相当低くなる恐れがあることから、当該職員について、勤続年数の算定対象となる職員から除外す

ることも可能とする。

なお、過去に勤務した施設・事業所における勤続年数の確認に当たり、平成27年度から変更が生じない書類については、提出を省略して差し支えない。

3. 賃金改善要件分による賃金改善に係る留意事項について

① 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額について

「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」は、各施設・事業所の判断により、以下の簡便な算定方法による算定も可能とする。

(簡便な算定方法)

基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額

$$= \text{基準年度の一人当たり人件費}(\ast 1) \times (1 + \text{処遇改善等加算(基礎分)上昇率}(\ast 2)) \\ \times \text{当年度の職員数(常勤換算数)}$$

※1 基準年度の一人当たり人件費

$$= \text{基準年度の賃金総額} \div \text{基準年度の職員数(常勤換算数)}$$

※2 処遇改善等加算(基礎分)上昇率

$$= \text{当年度の処遇改善等加算率(基礎分)} - \text{基準年度の処遇改善等加算率(基礎分)}$$

② 賃金改善要件分による賃金改善総額について

「i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金改善後の賃金の総額」から「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計を差し引いて得られる賃金改善総額について、「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計とを比較して、原則としてその3%（平均勤続年数が11年以上の施設は4%とし、キャリアパス要件未達成の施設は1%を減ずることとする。以下同じ。）以上の賃金改善をすること。

ただし、同一の設置者が複数の特定教育・保育施設等を運営し、配分調整を行っている場合には、個々の施設・事業所ではなく、同一の設置者が運営する施設・事業所全体で3%以上の賃金改善をすればよいこと。

なお、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率による賃金改善の実施を求めると、施設の自己負担が生じる場合があることから、この場合、処遇改善通知に定める算式により算定された加算見込額以上の賃金改善を行っていれば、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率を上回るまでの必要はないものとする。

4. 平成27年度の実績報告書の取扱いについて

平成27年度の実績報告書における「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」の算定は、3. ①の方法により算定することも可能であること。

なお、既に提出した書類について再提出を求めるものではないので留意されたいこと。

第 60 回全国保育研究大会 フリー発表分科会の 応募締切を 7 月 14 日まで延長！

全国保育協議会では、毎年「全国保育研究大会」を開催し、全国からおよそ 1,700 名の参加者のもと、保育・子育て支援に関する実践者の姿勢を社会にアピールするとともに、今日的な保育・子育て支援の実践ならびに制度等をめぐる課題について幅広く研究協議を行っています。

この「全国保育研究大会」において、保育・子育て支援関係者が自由なテーマで研究発表し、協議・交流を深める場として「フリー発表分科会」を設けており、第 60 回全国保育研究大会においても、下記のとおり実施することといたしました。

この機会にぜひ、日頃の保育・子育て支援に関する研究活動の成果をご発表いただき、子どもを主体とした実践にむけ、多くの参加者と情報共有したく、締切を 7 月 14 日 (木) まで延長して受け付けます。多くの皆さまのご参画をお待ち申し上げます。

第 60 回全国保育研究大会 フリー発表分科会 研究発表の募集について

1. 発表日：平成 28 年 10 月 13 日 (木) ※第 60 回全国保育研究大会第 2 日目
2. 会場：徳島県徳島市内 (未定) ※会場は、後日ご案内します。
※第 60 回全国保育研究大会のメイン会場は、アスティとくしまです。
3. 発表時間：25 分程度 (研究発表：20 分、質疑応答：5 分)
※応募者の人数により、多少変更する場合があります。
4. 募集内容：保育・子育て支援に関する研究発表
5. 研究発表者の条件
全保協会則第 4 条に定める会員に所属する関係者または、保育・子育て支援に係る行政関係者であること
6. 応募締切：7 月 14 日 (木) ※延長して受付中！
※詳細は、下記に掲載の「フリー発表分科会の募集案内」をご参照ください。
全保協ホームページ「研修会・大会等案内」
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による 仕事・子育て両立支援事業の創設について

平成 28 年 6 月 24 日、内閣府及び厚生労働省は、各都道府県、指定都市、中核市宛てに「仕事・子育て両立支援事業の創設について」事務連絡を発出しました【資料 2】。

本事業の実施に関して特に留意を要請する事項 (以下、枠内に抜粋) が示されたもので、本事業に係る会員におかれましては、ご確認ください。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による
仕事・子育て両立支援事業の創設について（抜粋）

1 保護者等への情報提供

届出事項とされている保育サービスの内容及びその利用者負担額、保育士等の配置数等のほか、連携施設の有無、地域枠の設定状況など企業主導型保育施設の情報については、企業主導型保育助成事業の実施者である協会より都道府県に情報を提供することとしていることから、都道府県は、管内で実施されている利用者支援事業等において活用等が図られるよう管内市町村への当該情報の提供に努めること。

また、市町村は、利用者支援事業などにおいて、保育所等への入所を希望する保護者に対し、当該企業主導型保育施設も含めて案内するなど必要に応じて企業主導型保育事業の積極的な活用を努めること。

なお、子どもが企業主導型保育施設を利用している保護者が、保育所等への入所を希望する場合に、当該企業主導型保育施設を利用していることをもって、保育所等への入所に係る利用調整の過程において不利な取扱いをすることがないように配慮願いたい。

2 都道府県等が実施する保育従事者等に対する研修

都道府県及び市町村は、各自治体において実施する保育従事者等に対する研修について、企業主導型保育施設の設置希望者や企業主導型保育施設等に周知を行い、研修への参加を促すこと。

また、協会において実施する保育従事者等に対する研修（子育て支援員研修）についても積極的に活用されたい。

3 設置を希望する企業等への助言等

都道府県及び市町村は、企業主導型保育施設の設置を希望する企業等から問合せがあった場合は、協会や内閣府、厚生労働省の連絡先を紹介する等の助言を行うこと。

4 連携施設の確保に関する協力

市町村は、企業主導型保育施設が満3歳未満の児童のみを受け入れている場合など卒園後の受け皿の確保が必要な場合であって、当該企業主導型保育施設からの求めがある場合、必要な協力を行うよう努めること。

都道府県は、管内市町村に対して必要な協力・助言を行うこと。

5 その他

上記のほか、今後、必要に応じて、企業主導型保育事業に関し、別途事務連絡を送付することがあること。

※上記のほか、別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業の助成に係る申請について」が添付され、同事業に係る申請手続き等に関する詳細案内がありますので、【資料 2】の事務連絡をご参照ください。

平成 28 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集期間延長のご案内～民間社会福祉事業職員課程・秋期コース～

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、標記通信課程の募集をしています。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格である一方、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの民間社会福祉事業の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として広く準用されており、児童福祉の分野では保育所や児童養護施設などからも例年多くのお申込をいただいております。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、社会福祉士通信課程短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

本課程の受講申込期間を、当初の締切日（6月30日）から、平成28年8月1日（月）まで延長いたします。詳しくは受講案内をご覧ください。是非受講をご検討ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

社会福祉主事資格認定通信課程の概要

- (1) 受講期間； 平成28年10月～平成29年9月（1年間）
- (2) 学習内容； 自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）
- (3) 受講料； 87,400円
（添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む（消費税込額））
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- (4) 受講資格； 社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること。
- (5) 申込期間； 平成28年8月1日（月）当日消印有効
※定員に達し次第締め切る場合があります

<受講案内・申込書のダウンロードはこちらから>

中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/>

【お問合せ先：全国社会福祉協議会・中央福祉学院 TEL. 046-858-1355】

各道府県
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参画(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費等(私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。)に係る処遇改善等加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「処遇改善通知」という。)のほか、平成27年8月28日付け事務連絡においても、その取扱いについてお示してきたところですが、より円滑な実施を図るため、平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて、下記の通りお示します。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村への周知・助言等をお願いいたします。

記

1. 平成28年度の公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準について
国家公務員給与改定に伴う人件費改定率について、平成26年度が2.0%、平成27年度が1.9%であることから、平成28年度の処遇改善等加算に係る「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」は「3.9%」として、これが確実に賃金に反映されるよう取り扱うこととすること。

2. 個々の職員の勤続年数の算定について

処遇改善通知1(1)(ウ)に定めるとおり、個々の職員の勤続年数の算定にあたっては、現在勤めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員が過去に勤務した施設・事業所における勤続年数を合算することとしているところ、これらの施設・事業所が廃園しているなどの理由により、在職証明書等の取得が困難な場合には、雇用保険の加入履歴や年金定期便の写しなど、加算認定申請書に記載された履歴が把握・推認される資料等をもって、当該職員の勤続年数を確認して差し支えないこと。また、これらの資料等によっても勤続年数を確認できないことについて合理的な理由があると考えられる場合には、確認できる期間のみで算定すると勤続年数が相当地になる恐れがあることから、当該職員について、勤続年数の算定対象となる職員から除外することも可能とすること。

なお、過去に勤務した施設・事業所における勤続年数の確認に当たり、平成27年度から変更が生じない書類については、提出を省略して差し支えないものとすること。

3. 賃金改善要件による賃金改善に係る留意事項について

- ① 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額について

「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」は、当年度における各職員について基準年度の賃金水準に当てはめて計算した場合の賃金の総額をいうが、全ての職員については基準年度の賃金水準に当てはめて作業を行うと、施設・事業所の規模等によっては多大な事務負担が発生する恐れがあることから、各施設・事業所の判断により、以下の簡便な算定方法による算定も可能とすること。

(簡便な算定方法)

基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額

$$= \text{基準年度の一人当たり人件費}^{(※1)} \times (1 + \text{処遇改善等加算(基礎分)上昇率}^{(※2)}) \times \text{当年度の職員数(常勤換算数)}$$

※1 基準年度の一人当たり人件費

$$= \text{基準年度の賃金総額} \div \text{基準年度の職員数(常勤換算数)}$$

※2 処遇改善等加算(基礎分)上昇率

$$= \text{当年度の処遇改善等加算率(基礎分)} - \text{基準年度の処遇改善等加算率(基礎分)}^*$$

*平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については、「基準年度の処遇改善等加算率(基礎分)」は、平成24年度における民間施設等給与改善費の加算率とする。
なお、幼稚園(幼稚園から移行した認定こども園を含む)など、平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設以外の特定教育・保育施設等については、施設を受け入れた前年度における職員の平均勤続年数(処遇改善等加算における平均勤続年数の算定方法に準じて算定する)をもとに、仮定の数値として算出することとなる。

② 賃金改善要件分による賃金改善総額について

「i」当年度に賃金改善を行った場合の賃金改善後の賃金の総額」から「ii」基準年度

における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計を差し引いて得られる賃金改善総額について、「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計とを比較して、原則としてその3%（平均勤続年数が11年以上の施設は4%とし、キャリアパス要件未達成の施設は1%を減ずることとする。以下同じ。）以上の賃金改善をすること。

ただし、同一の設置者が複数の特定教育・保育施設等を運営し、配分調整を行っている場合には、個々の施設・事業所ではなく、同一の設置者が運営する施設・事業所全体で3%以上の賃金改善をすればよいこと。

なお、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率による賃金改善の実施を求めると、施設の自己負担が生じる場合があることから、この場合、処遇改善通知に定める算式により算定された加算見込額以上の賃金改善を行っていれば、すべての職員の（基準年度における賃金水準の）総人件費に対し、賃金改善率を上回るまでの必要はないものとする。

4. 平成27年度の実績報告書の取扱について

平成27年度の実績報告書における「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」の算定は、3. ①の方法により算定することも可能であること。

なお、既に提出した書類について再提出を求めるとはならないので、留意されたいこと。

5. 短時間勤務の職員に対する処遇改善について

施設・事業所において、短時間勤務の職員を活用する場合には、その就業の実態に応じ、正規職員と均衡のとれた待遇の確保を図ること等に留意しつつ、処遇改善に取り組むこと。

6. 公・私施設間における職員の賃金水準の格差是正について

施設・事業所において、職員の処遇改善を行う場合には、公・私施設間における職員の賃金水準の格差是正にも十分に留意しつつ、処遇改善に取り組むこと。

府政共生第349号
26文科初第1463号
雇児発0331第10号
平成27年3月31日

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）（以下「告示」という。）については、本日公布されたところであるが、このうち処遇改善等加算に係る取扱いは下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図りたい。

記

(目的)

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数、経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

(加算対象)

全ての都道府県及び市町村以外の施設・事業者が運営する特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の職員を対象とす

る。

(加算率の認定)

処遇改善等加算（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらなければならないこと。都道府県知事は、施設・事業所ごとに認定した加算率を管轄する市町村長に通知し、通知を受けた市町村は、その内容を施設・事業所の設置者に通知することとする。

(賃金改善要件等に係る使途)

施設型給付費及び地域型保育給付費は、委託費として支給を受ける私立保育所（都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所をいう。以下同じ。）を除き、その使途を制限しないことを基本としているが、賃金改善要件に係る加算率に基づき支給される処遇改善等加算の額については、上記目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）の賃金改善に充てるものとする。また、職員1人当たりの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。

(提出時期)

加算の認定を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村長に提出するものとする。市町村長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

1 加算率の区分

(1) 当該施設・事業所に対する処遇改善等加算の加算率は、職員1人当たり平均勤続年数につき次の「加算率区分表」の左欄の年数の区分に応じ、同表の右欄の基礎分及び賃金改善要件分の値を合計して得た値によるものとする。

ただし、平成27年3月31日以前においてすでに保育所として運営していた施設（平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。以下同じ。）のうち、平成26年度の保育所運営費における民間施設給与等改善費の加算率の区分の算定に当たった際の職員1人当たり平均勤続年数（以下「平成26年度の平均勤続年数」という。）が次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の①欄に掲げる年数に該当し、かつ、職員1人当たりの平均勤続年数が②欄に掲げる年数に該当する施設については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値に代えて③欄に掲げる賃金改善要件分の値とすることができ、なお、加算を受けようとする年度の前年度の賃金改善要件分の値を下回る場合には、前年度の賃金改善要件分の率と同値とすること。また、賃金改善要件分の値が3%となった年度以降は、本ただし書きの適用は受けられないものとする。

の施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。（居宅訪問型保育事業においても、当該事業を行う事業所を単位として職員1人当たり平均勤続年数を算定すること。）ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者については、これを常勤とみなすこと。

(ウ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算するものとすること。

- ① 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数
- ② 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数
- ③ 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数
- ④ 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施設による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師又は看護師に限る。）

(エ) (ア)の職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行うこと。

ただし、年度の途中に新たに子ども・子育て支援法第27条第1項及び同法第29条第1項の市町村による確認（同法附則第7条及び第8条のみなし確認を含む。以下支探法による確認という。）を受けた施設・事業所における当該算定については、その支探法による確認を受けた日現在において行うこと。

なお、当該算定を行った後に、算定の対象となった職員の異動があっても、当該年度中においては、加算率の変更は行わないものであること。

(2) 都道府県知事は、市町村長に支探法による確認を行った施設・事業所の設置者から別紙様式1の「加算率認定申請書」（賃金改善要件分の加算率の適用を受けようとするとき別紙様式2の「賃金改善計画書」及び別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を添付させること。）を取りまとめさせ、加算率の適用に該当するかどうか及び適用する加算率の値を確認すること。

なお、賃金改善要件分のうちキャリアパス要件分については、別紙様式3の「キャリアパス要件届出書」を都道府県に提出していることをもって要件に適合したものとすること。その際、キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者が過年度に別紙様式3を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

(加算率区分表)

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率	
	基礎分	賃金改善要件分 うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	4%
10年以上 11年未満	12%	
9年以上 10年未満	11%	3%
8年以上 9年未満	10%	
7年以上 8年未満	9%	
6年以上 7年未満	8%	
5年以上 6年未満	7%	
4年以上 5年未満	6%	
3年以上 4年未満	5%	
2年以上 3年未満	4%	
1年以上 2年未満	3%	
1年未満	2%	

備考
1 基礎分は、全ての施設・事業所が対象となる。
2 賃金改善要件分は、(2)の賃金改善要件に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、(2)のキャリアパス要件に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の区分の値を減じた値とする。

(保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表)

①平成26年度の平均勤続年数	②職員1人当たりの平均勤続年数		③賃金改善要件分	
	7年以上	8年未満		
7年以上	8年未満	6年未満	2%	
	4年以上	2年未満		
	2年未満			
5年以上	6年未満	4年未満	2%	
	4年以上	2年未満		
	2年未満			
4年以上	5年未満	5年以上	6年未満	2%
	4年未満	4年以上	5年未満	1%
	3年未満	3年以上	2年未満	2%
	2年未満	1年未満	1年未満	1%
	1年未満			
1年以上	2年未満	2年未満	2年未満	2%
	1年未満	1年未満	1年未満	1%

備考
本表の適用を受ける保育所に適用される「基礎分」の値については、「加算率区分表」に掲げる賃金改善要件分の値と③欄に掲げる値の差を加えた値とすること。

(ア) 当該施設・事業所の職員1人当たり平均勤続年数は、(イ)の算定の対象となる職員について(ウ)の算定の対象となる施設・事業所における勤続年数を合算して得た総勤続年数を、当該職員の数により除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。

(イ) 職員1人当たり平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、そ

2 加算の要件

(1) 賃金改善要件

(ア) 原則として、次に掲げる要件を満たす賃金改善を実施する計画を策定していること。

① 次のいずれかの年度（以下「基準年度」という。）の職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の賃金（退職手当を除く。翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設・事業所の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。

a) 支援法による確認の効力が発生する年度の前年度

b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度

なお、当該改善の起点となる賃金については、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準とすること。

② (イ) ②により算定される賃金改善見込額が(イ)①により算定される加算見込額以上であること。

(イ) 賃金改善の具体的内容について以下の事項を記載した別紙様式2の「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額 (算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）×100」×「12月（賃金改善実施期間が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）等の補助金（以下「私学助成等」という。）を受けていた認定こども園又は幼稚園については、当該基準年度における私学助成等による収入額が公定価格及び利用子ども数を見込みをもとに算出した額（公定価格による見込額）から当該加算見込額を控除して得た額を上回っている場合であって、当該加算見込額を含む公定価格による見込額から当該私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とすることが適当と都道府県知事が認めるときは、当該額を加算見込額とすることができる。この場合においても、当該認定こども園又は幼稚園の教育・保育に支障のない範囲内で賃金水準の維持及び向上に努めることとする。

② 賃金改善見込額 各施設・事業所において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額

③ 賃金改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又ははする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること

④ 賃金改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中に支援法による確認を受けた施設・事業所については、支援法による確認を受けたときから直近の3月まで）

⑤ 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や1人当たりの賃金改善見込額を可能な限り具体的に記載すること

(ウ) (イ) ①の平均利用子ども数の算出に当たっては、各月初日の利用子ども数の見込みについては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

(エ) (オ) ①の加算実績額（基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園については、(ア) ②の賃金改善見込額とすることが適当と都道府県知事が認める額に準じて都道府県知事が認める額）と(オ) ⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

(オ) 年度終了後速やかに、市町村長に対して以下の事項を含んだ別紙様式4の「賃金改善実績報告書」を提出すること。

① 加算実績額 (算式)

「当該年度における処遇改善等加算の総額（実績）」×「賃金改善要件分に係る加算率（%）」÷「加算率（%）」（千円未満の端数は切り捨て）

ただし、基準年度の前年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園のうち、(イ) ①のただし書きの適用を受ける施設については、当該加算実績額を含む公定価格及び利用子ども数の実績をもとに算出した額から当該基準年度における私学助成等による収入額を控除して得た額（当該額が零以下となる場合は、零）とする。

② 賃金改善実施期間

③ ②の期間における次の事項

ア 対象となる職員の総数

イ 賃金改善を実施した職員数

ウ 職員に支給した賃金総額

エ 職員一人当たりの賃金月額

④ 実施した賃金改善の方法

⑤ ④の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数は切り捨て） 次のアからイを控除した額を賃金改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設・事業所の賃金改善方法等に応じた適切な方法によること。

ア 賃金改善を行った場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）

イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）

研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。

- a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設・事業所職員の能力評価を行うこと。
- b) 幼稚園教諭免許・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

② ①について、全ての施設・事業所職員に周知していること。

3 虚偽等の場合の返還措置

都道府県知事は、施設・事業者が虚偽又は不正の手段により（１）及び（２）の要件分に係る支給を受けた場合には、市町村長に対し、既に支給された処遇改善等加算に係る施設型給付費の全部又は一部の返還措置を講じることを命じることとする。

⑥ ①の加算実績額と⑤の賃金改善の実施に要した費用の総額の差額（残額が生じた場合には限る。）及び職員への支払い方法

⑦ 職員１人当たりの賃金改善額
(カ) 賃金改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員を含む。）とすること。ただし、経営に携わる法人の役員である職員については、賃金改善の対象とはならないこと。

なお、賃金改善を実施する職員の範囲については、各施設・事業所の実情に応じて決定するものとする。

(キ) 賃金改善要件分に係る支給を受けた施設・事業所は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後５年間保管しておくなければならないこと。

(ク) 複数の施設・事業所を運営する事業者である場合は、(イ)①及び(オ)①の加算見込・実績額の合計額の範囲で、同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分を行うことができること（都道府県又は市町村の圏域を超えて施設・事業所を複数有する場合を含む。）。なお、この場合には、配分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算見込・実績額により、賃金改善計画書・実績報告書を作成し、申請することとする。その際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。

また、申請は施設・事業所単位とするが、同一市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請するなど事務処理の簡素化を適宜図ることは差し支えないものであること。

(ケ) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている給与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

(コ) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各施設・事業所の実情に応じた方法によるものとする。

(2) キャリアパス要件

次の(ア)及び(イ)のいずれにも適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 施設・事業所職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設・事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

③ ①及び②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての施設・事業所職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

① 施設・事業所職員の職務内容等を含め、施設・事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次のa)及びb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る

平成 年度資金改善実績報告書

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

(1) 資金改善実績

① 加算実績額	円
② 資金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
③ 資金改善に要した費用の総額 (法定福利事業等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)	円
ア 資金改善を行った場合の資金の総額	円
イ 基準年度における資金水準を適用した場合の資金の総額	円
(再算) 法定福利事業等の事業主負担増加額	円
④ 加算実績額と資金改善に要した費用の総額との差額 (①-③)	円
(差額が生じた場合のみ)	円
支払った給与の項目	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()
具体的な支払い方法	

(2) 教育・保育従事者に係る資金改善実績

ア 常勤職員

① 対象職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
② 資金改善を実施した職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
③ 対象職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
④ 資金改善を実施した職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
⑤ 支給した資金総額 (1)②の期間における総額)	円
⑥ 職員1人当り資金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦ 資金改善に要した費用の総額 (法定福利事業等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額)	円
ア 資金改善を行った場合の資金の総額	円
イ 基準年度における資金水準を適用した場合の資金の総額	円
⑧ 資金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()
資金改善の具体的な方法	
⑨ 1人当り資金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日
代表者 姓名
代表者 姓名

イ 非常勤職員

① 対象職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
② 資金改善を実施した職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
③ 対象職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
④ 資金改善を実施した職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
⑤ 支給した資金総額 (1)②の期間における総額)	円
⑥ 職員1人当り資金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦ 資金改善に要した費用の総額 (法定福利事業等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額)	円
ア 資金改善を行った場合の資金の総額	円
イ 基準年度における資金水準を適用した場合の資金の総額	円
⑧ 資金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()
資金改善の具体的な方法	
⑨ 1人当り資金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

(3) 教育・保育従事者以外に係る資金改善実績

① 対象職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
② 資金改善を実施した職員 (実人員) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
③ 対象職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
④ 資金改善を実施した職員 (常勤換算数) (1)②の期間における延べ人数(人月))	人
⑤ 支給した資金総額 (1)②の期間における総額)	円
⑥ 職員1人当り資金月額 (1円未満切り捨て) (⑤÷③)	円
⑦ 資金改善に要した費用の総額 (法定福利事業等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額)	円
ア 資金改善を行った場合の資金の総額	円
イ 基準年度における資金水準を適用した場合の資金の総額	円
⑧ 資金改善の方法 改善した給与の項目	基本給、手当 ()、賞与 (一時金)、その他 ()
資金改善の具体的な方法	
⑨ 1人当り資金改善月額 (1円未満切り捨て) (⑦÷③)	円

事務連絡
平成27年8月28日

各都道府県
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局 幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援政策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付費等(私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。)に係る処遇改善等加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「処遇改善通知」という。)により、その取扱いをお示ししてきたところですが、賃金改善の額をより正確に把握し、その円滑な実施を図るため、上記処遇改善通知に加えて、別紙の通り取扱いをお示しするので、十分ご了知の上、貴管内の市町村に対して速滞なく周知を図らねばならない。

本件照会先:

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
TEL: 03-5263-2111 (代表) 内線 38347
FAX: 03-3681-0992 土佐、島田、大中
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL: 03-5263-4111 (代表) 内線 2714
FAX: 03-6734-2714 岡、大西、辻本
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
TEL: 03-5263-1111 (代表) 内線 7962
FAX: 03-3595-2674 松浦、金榮

別紙

処遇改善等加算に関する取扱いについて

1. 基本的考え方

(1) 賃金改善の考え方

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業(以下「特定教育・保育施設等」という。)の事業者は、特定教育・保育施設等の職員の賃金(基本給、手当、賞与又は一時金等(退職手当を除く。以下同じ。))の増額(以下「賃金改善」という。)を、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上の水準で実施するものとする。

賃金改善の実施に当たっては、基本給、手当、賞与又は一時金等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、特定された賃金項目以外も含め、賃金水準を低下させてはならず、各特定教育・保育施設等において賃金改善に要した費用の総額(以下「賃金改善総額」という。)は、当該施設等における賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の額以上であることが必要である。

賃金改善総額の算定に当たっては、当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額と、処遇改善通知2.(1)(ア)①に定める基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額(公定価格における人件費が人事院勧告等に応じて変更となった場合には当該改定状況を踏まえた額を含む。)との差により算定されるものである。

(2) 賃金改善の方法について

特定教育・保育施設等において給与規程や給与表等に基づき行われる定期昇給は、職員の職位、職責又は職務内容等に応じて昇給する賃金体系の基礎を為すものである。

従って、本加算は、本来、こういった既存の賃金体系の基礎の上乗せとして賃金改善を行うものであり、職員の処遇の改善が図られることを目的として実施するものであることから、賃金改善計画や賃金改善実績の確認等その運用にあたっては、その趣旨が担保されることが必要である。ただし、平成27年度は本加算の運用を開始した初年度であることから、本加算を踏まえて各特定教育・保育施設等の事業者が給与体系等の再編を行っていることもあり、円滑な施行に配慮した運用も可能とする。

また、本加算による賃金改善の対象となる賃金項目としては、手当や一時金等ではなく、基本給とすることが望ましい。基本給において賃金改善を実施する場合には、給与規程や給与表等の見直し、給与規程や給与表等に基づいて定期昇給すべき号給の改善(例えば、通常、定期昇給分として1号給昇給するところを2号給昇給する、などが考えられる。)、給与規程や給与表等に基づく施設・事業所ごとの定期昇給に上乗せする形により賃金改善を行う必要がある。

(3) 賃金改善の起点となる賃金

賃金改善の起点となる賃金については、特定教育・保育施設等の施設類型・事業類型に関わらず、「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」に、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」を加えた額とし、各施設等の賃金改善前の賃金の総額を算定すること。

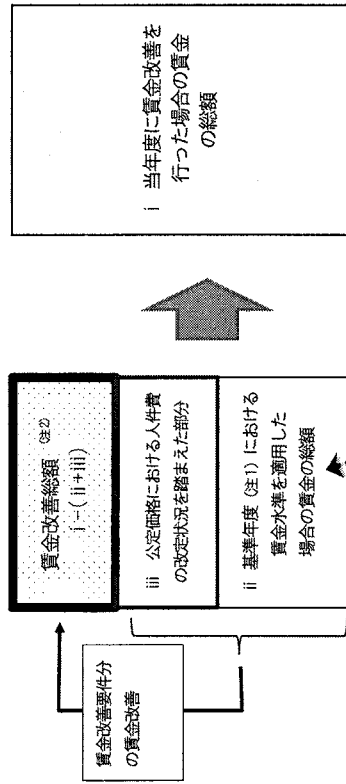
この場合、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」とあるのは、公定価格上の人件費の額の算定にあたっては、国家公務員の給与に準じて算定しているところであることが

ら、国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定を踏まえた後の人件費の水準を指すものであること。なお、具体的な改定率は年度ごとに明示することを予定しているが、平成26年度における改定率の考え方については、3.「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方を参照のこと。

※「賃金改善」の具体的な考え方

- i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額
 - iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分
- とし、i - (ii + iii) が、賃金改善総額となる

(図1：賃金改善のイメージ図)



(注1) 基準年度とは、以下のいずれかを指す。
 a) 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度※の賃金水準
 ※ 平成27年度に確認の効力が発生する場合は、平成26年度の賃金水準

又は
 b) 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設については平成24年度の賃金水準（保育士等如き改定率適用除外事業による賃金改善の部分を除く）

(注2) 賃金改善要件分に係る処遇改善等加算の加算見込額以上とすることが必要。

2. 賃金改善に係る留意事項について

- (1) 賃金改善要件分による賃金改善額について
 「i 当年度に賃金改善を行った場合の賃金の総額」から「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計を差し引いて得られる賃金改善の総額について、「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「iii 公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」の合計と比較して、原則としてその3%（平均勤続年数が11年以上の施設は4%とし、キヤリアパス要件未達成の施設は1%を減ずることとする。以下「賃金改善率」という。）以上の賃

金改善をすること。

$$\frac{i - (ii + iii)}{(ii + iii)} \geq 0.03 \quad *11年以上の施設は0.04$$

ただし、処遇改善通知1(1)の保育所における経過措置が適用される特定教育・保育施設等については、当該施設等に該当する賃金改善率（1%又は2%）以上の処遇改善を行うこととし、基準年度以前に私学助成等を受けていた認定こども園又は幼稚園であって、処遇改善通知2(1)(イ)の特例（以下「私学助成等を受けていた場合の特例」という。）が適用される特定教育・保育施設等については、特例により認められる賃金改善要件分の額以上の処遇改善を行うものとする。

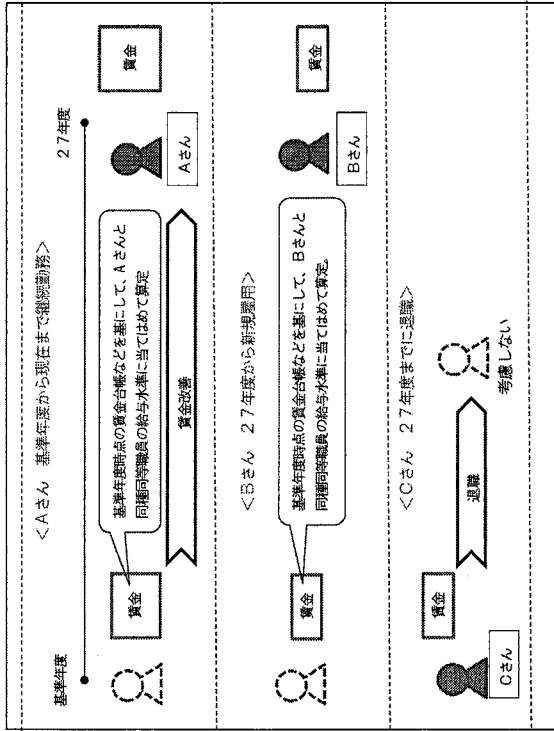
(2) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額について

「ii 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」とは、当年度における職員を基準年度の賃金水準に当てはめた場合の賃金の総額をいい、例えば、基準年度における賃金台帳などを基にして、基準年度の賃金水準を算定すること。ただし、基準年度の賃金水準が前後の年度に比して著しく異なる場合には、例えば、前後3年の賃金水準を考慮するなど、平均的な賃金水準を用いることは差し支えない。
 具体的には、当年度において勤続年数10年の職員がいる場合、基準年度時点の賃金台帳などを基にして、基準年度における勤続年数10年の給与水準に当てはめて算定することなどが考えられる（図2「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」のイメージを参照のこと）。

また、基準年度における勤続年数が同一の職員が存在しない場合には、近い条件の職員から類推して基準年度における給与水準を適用した場合の額を算出することも考えられる（例：上記の例の場合、基準年度に勤続年数10年の職員が存在せず、勤続年数8年の職員と12年の職員がいるならば、それらの者の賃金台帳を参考に、基準年度における勤続年数10年の職員の給与水準を算出すると考えられる。）。

なお、当年度における賃金改善総額が、処遇改善通知に定める算式により算定された加算見込額を下回る場合においては、当該下回る額以上の額を、基本的に当該年度中にあって、更なるペーサップや一時金等に充てる必要がある。

(図2)「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」のイメージ



(3) 新設園等における基準年度の賃金の総額の設定方法について

新設園の場合については、同一法人内における他施設での給与水準や所在する地域の水準を参考に基準年度における賃金総額を算出のうえ、当該賃金の総額から賃金改善率(原則3%)以上の賃金改善を行うこと。

なお、市町村は必要な特定教育・保育施設等に対して、市町村域内の地域水準についての情報を提供するなど、積極的な情報提供や支援に努めること。

また、施設・事業所において給与者が存在しないような場合においても、市町村は職務内容等に依じた賃金体系の整備に向けた指導を行うこと。

(4) 法定福利費等の事業主負担増加額の取扱いについて

処遇改善等加算(賃金改善要件分)による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は、賃金改善に要した費用の総額に含めて差し支えない。

なお、社会保険料率の変更に伴う法定福利費等の事業主負担増加額は、国家公務員の給与改定(人事院勧告)に伴う公定価格における人件費の改定及び処遇改善等加算(賃金改善要件分)による賃金改善とは関係なしに負担すべきものであることから、賃金改善に要した費用の総額に含めてはならない。

3. 「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」の考え方

特定教育・保育施設等においては、賃金改善の起点となる賃金について、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた水準」とすること。この場合の「公定価格における人件費の改定状況

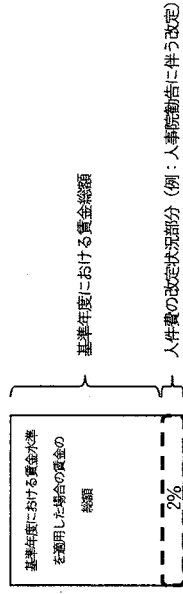
を踏まえた水準」とあるのは、公定価格上の人件費の額の算定にあたり、算定の根拠となる国家公務員の給与改定に伴う公定価格改定を踏まえた後の人件費の水準を反映した賃金の総額を指すものである。

なお、平成26年度における人件費改定の算定にあたっては、以下の算式を参照されたい。

算式：人件費の改定状況部分＝「当該年度における各月初日の利用児童数(広域利用子ども数を含む)の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「2(%)」×「12月」(年齢区分ごとに算出した額を合計し、千円未満の端数は切り捨てとする。)

※平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

(図3)：人件費の改定状況部分のイメージ図



また、処遇改善通知の別紙様式4による報告を行うに際しては、本様式(1)③イ、(2)ア①イ、(2)イ①イ、(3)⑦イ各欄の「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額」については、「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」を加えて報告を行うものとする。

4. 私学助成等を受けていた場合の特例の取扱い

処遇改善通知2(1)(イ)の基準年度以前に私学助成等を受けていた場合の特例の適用に際しては、基準年度における私学助成等による収入額に人件費の改定状況を踏まえた部分を加えた上で、公定価格による見込額と比較することとし、公定価格による見込額から基準年度における私学助成等による収入額と人件費の改定状況を踏まえた部分の合計額を控除して得た額(当該額が0以下となる場合は、0)を加算見込額とするものとする。

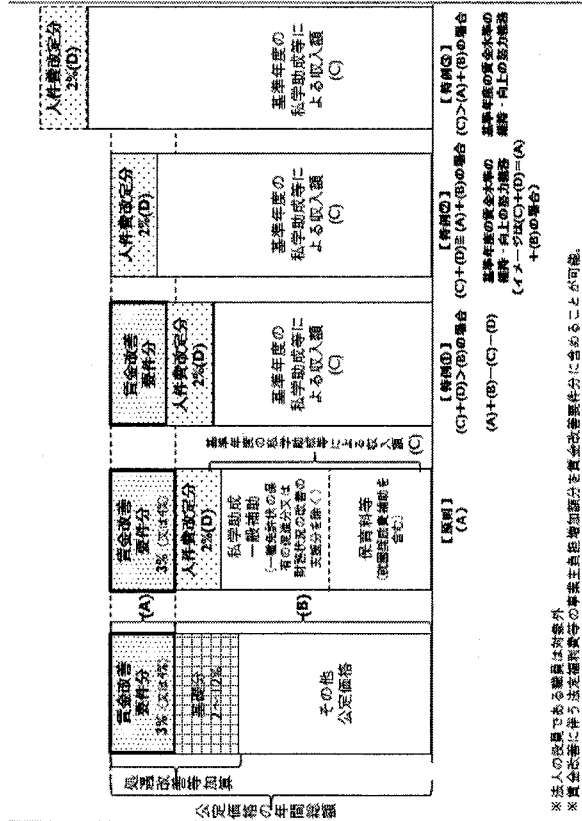
なお、加算見込額が0となる場合であっても、公定価格による見込額と基準年度における私学助成等による収入額を比較して公定価格による見込額が多いときは、その差額は人件費の改定状況を踏まえた部分に該当するものとして職員の賃金改善に充てることを条件として、都道府県知事において特例の適用を認めることも可能とする。

また、私学助成等を受けていた場合の収入額については、私学助成の一般補助(一種免許状の保有の促進又は財務状況の改善の支援分を除く。)及び保育料等で構成する。この場合の保育料等は、保育料や入園料等(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第3項に定める額(特定負担額)及び同条第4項に定める費用の額(実費徴収額)や入園に関わる事務手続に要する費用(入園受入準備費)等を除く。)の保護者からの納付金(幼稚園就園奨励費を市町村から代理受領した場合はその額を含む。)とし、その上限は一人当たり年額30万8,400円とする。なお、基準年度と比較して利用子ども数が増減する場合には、平均利用子ども数により納付金額の増減を加味した上で公定価格による見

込額との比較を行うものとする。

また、幼保連携型認定こども園（平成27年3月31日以前において保育所を運営していた場合に限る。）が私学助成等を受けていた場合の特例の適用については、私学助成等による収入額のほか、保育所運営費も含めて公定価格による見込み額と比較を行うこととする。

図4 子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度以前に私学助成等を受けていた幼稚園・認定こども園に係る処遇改善等加算の特例のイメージ



※法人の設置である幼稚園は対象外
 ※賞金加算等に伴う法定価格の増加分は賞金加算増加分に含まれることが可能。

<参考例> 賞金加算に係る改善モデルケース（イメージ）

以下で示す参考例は、本加算の趣旨に最も即した賞金改善の方法として一例を示したものであり、実際の賞金改善に当たっては、施設状況及び地域の実情等を踏まえ、施設・事業においてより適切と考えられる方法による運用も可能とする。

例1：平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設のケース（保育所、認定こども園）
 ※平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設に限る。

(例1の1) 保育所（一律に賞金改善を行った場合）

- 前 規
- 定員規模：90人
- 職員構成：所長1人、主任保育士1人、保育士11人、調理員1人、休けい保育士1人、事務職員1人
- 賞金改善要件：3%
- 処遇改善等加算（賞金改善要件分）の加算見込額：2,101,000円
- ※所長設置加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、3歳児配置改善加算、療育支援加算の認定
- ※平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

(具体的な計算の手順の例)

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賞金台帳等を参考に基準年度における賞金水準を算出
 - ② 国家公務員の給与改定（人事院告示）に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
 - ③ ※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2（%） × 12月
 - ④ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
 - ⑤ ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賞金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
- ⑤ (1) 加算見込額と(2)「賞金改善要件分」を用いて賞金改善を行った額 - (「基準年度における賞金台帳等により算出された額」 + 「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」) を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賞金改善に充てる。

No	職員名	勤務年数	基準年度(1924年度)における賞金(賞金台帳)より算出された額		人事院告示など人件費の法定状況を踏まえた賞金改善要件分		賞金改善要件分を用いて賞金改善を行った額	
			賞金	賞金	賞金改善要件分	賞金改善要件分	賞金改善要件分	賞金改善要件分
1	所長	30年目	650万円	500万円	120万円	120万円	665万円	665万円
2	主任保育士	20年目	500万円	450万円	120万円	120万円	525万円	525万円
3	主任保育士A	15年目	450万円	400万円	120万円	120万円	475万円	475万円
4	保育士A	12年目	400万円	380万円	120万円	120万円	420万円	420万円
5	保育士B	10年目	380万円	360万円	120万円	120万円	400万円	400万円
6	保育士C	10年目	380万円	360万円	120万円	120万円	400万円	400万円
7	保育士D	7年目	360万円	350万円	120万円	120万円	378万円	378万円
8	保育士E	5年目	350万円	340万円	120万円	120万円	368万円	368万円
9	保育士F	5年目	350万円	340万円	120万円	120万円	368万円	368万円
10	保育士G	3年目	320万円	320万円	120万円	120万円	337万円	337万円
11	保育士H	3年目	320万円	320万円	120万円	120万円	337万円	337万円
12	保育士I	3年目	320万円	320万円	120万円	120万円	337万円	337万円
13	保育士J	1年目	300万円	300万円	120万円	120万円	315万円	315万円
14	保育士K	1年目	300万円	300万円	120万円	120万円	315万円	315万円
15	調理員	20年目	220万円	220万円	120万円	120万円	237万円	237万円
16	事務職員	10年目	180万円	180万円	120万円	120万円	198万円	198万円
	合計		5,860万円	5,860万円	1,200万円	1,200万円	6,161万円	6,161万円

(賃金改善の内容)

- (1) 加算見込額：2,101,000円
- (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」－（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」
＋「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）

$$61,610,000円 - (58,600,000円 + 1,200,000円) = 1,200,000円$$

「賃金改善要件分を用いて
賃金改善を行った額」
（「国家公務員の給与改定に伴う
公定価格の改定状況」
により算出された額）

(1) と (2) を比較し、(2) の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) 2,101,000円 - (2) 1,810,000円 = 291,000円$$

＋α
手当や一時金等による
賃金の改善

※1 施設の職員のうち、法人の役員（理事、監事を含む）評議員を除く、以下同じ、を業務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。

また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性を考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。

※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える保育士であれば、24年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額（7年目）を指すのではなく、24年度当時の10年目の保育士の賃金台帳に基づく給与総額を指している。

※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額120万円（平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月）を各職員に配分した額を示したものである。

各職員への配分方法は施設毎の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額（5,800万円）に占める各職員の給与の割合で按分計上してみせたもの（若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設の判断で最も適当と思われる方法で配分すること）

※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改訂計画審判時における当年度の給与総額見込が、上記算式に基づく給与総額を下回ることはないこと。

また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額181万円（6,161万円－5,800万円＋120万円）が処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額を下回る場合には、一時金等により要する処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額以上の賃金改善を行うこと。

※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各国のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

(例1の2) 保育所（若年層のベースアップを重点的に行った場合）

(前掲)

- 定員規模：90人
- 職員構成：所長1人、主任保育士1人、保育士11人、調理員1人、休けい保育士1人、事務職員1人
- 賃金改善要件：3%
- 処遇改善等加算（賃金改善要件分）の加算見込額：2,101,000円※
- ※所長設置加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、3歳児配置改善加算、療育支援加算の認定
- ※平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

(具体的な計算の手順の例)

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
- ② 国家公務員の給与改定（人事院勧告）に伴う公定価格の改定状況を踏まえた総額を算出
※平均利用子ども数 × 処遇改善等加算単価合計額 × 2 (%) × 12月
- ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
- ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況を踏まえた額の合計額－賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
- ⑤ (1) 加算見込額と(2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」－（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」＋「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）を比較し、(2) の方が少なければ

さらに一時金等により賃金改善に充てる。

NO	職員数1	勤務係数	基準年度（26年度）に占める賃金収入の割合		人事院勧告を踏まえた賃金改善額3	賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額※4	
			10年目を迎える保育士の賃金台帳等	10年目を迎える保育士の賃金台帳等			
1	専任	30名	120万円	× (650万円 / 5,800万円)	= 13万円	10%	667万円
2	主任保育士	20名	100万円	× (500万円 / 5,800万円)	= 10万円	10%	515万円
3	保育士	40名	120万円	× (400万円 / 5,800万円)	= 8万円	10%	482万円
4	調理員	12名	120万円	× (400万円 / 5,800万円)	= 8万円	10%	403万円
5	療育士	10名	100万円	× (380万円 / 5,800万円)	= 6万円	10%	407万円
6	事務職員	7名	100万円	× (380万円 / 5,800万円)	= 6万円	10%	379万円
7	休けい保育士	5名	120万円	× (380万円 / 5,800万円)	= 6万円	10%	369万円
8	保育士	5名	120万円	× (380万円 / 5,800万円)	= 6万円	10%	369万円
9	保育士	3名	120万円	× (320万円 / 5,800万円)	= 7万円	10%	343万円
10	保育士	3名	120万円	× (320万円 / 5,800万円)	= 7万円	10%	343万円
11	保育士	3名	120万円	× (300万円 / 5,800万円)	= 6万円	10%	347万円
12	保育士	1名	120万円	× (300万円 / 5,800万円)	= 6万円	10%	347万円
13	調理員	20名	120万円	× (320万円 / 5,800万円)	= 7万円	10%	377万円
14	事務職員	7名	120万円	× (320万円 / 5,800万円)	= 7万円	10%	377万円
15	専任	30名	120万円	× (180万円 / 5,800万円)	= 3万円	10%	187万円
16	専任	30名	120万円	× (180万円 / 5,800万円)	= 3万円	10%	187万円
	合計		5,800万円		120万円		6,162万円

(賃金改善の内容)

- (1) 加算見込額：2,101,000円
- (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」－（「基準年度における賃金台帳等により算出された額」
＋「国家公務員の給与改定に伴う公定価格の改定状況」）

$$61,620,000円 - (58,600,000円 + 1,200,000円) = 1,200,000円$$

「賃金改善要件分を用いて
賃金改善を行った額」
（「国家公務員の給与改定に伴う
公定価格の改定状況」
により算出された額）

(1) と (2) を比較し、(2) の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。

$$(1) 2,101,000円 - (2) 1,820,000円 = 281,000円$$

＋α
手当や一時金等による
賃金の改善

※1 施設の職員のうち、法人の役員を業務している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。

また、非常勤職員・派遣職員の取り扱いについては、非常勤職員・派遣職員の過去の賃金台帳等の実績をベースに、他の職員との公平性を考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。

※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える保育士であれば、24年度当時の自身の賃金台帳に基づく給与総額（7年目）を指すのではなく、24年度当時の10年目の保育士の賃金台帳に基づく給与総額を指している。

※3 人事院勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額120万円（平均利用子ども数×処遇改善等加算単価合計額×2%×12月）を各職員に配分した額を示したものである。

各職員への配分方法は施設の職員構成等を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うものであり、一例として、基準年度の給与総額（5,800万円）に占める各職員の給与の割合で按分計上してみせたもの（若年層に重点的に配分するなど、他の方法により配分して差し支えなく、施設の判断で最も適当と思われる方法で配分すること）

※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改訂計画審判時における当年度の給与総額見込が、上記算式に基づく給与総額を下回ることはないこと。

また、上記算式に基づく賃金改善に要した費用の総額182万円（6,162万円－5,800万円＋120万円）が処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額を下回る場合には、一時金等により要する処遇改善等加算（賃金改善要件分）見込額以上の賃金改善を行うこと。

※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額については、各国のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて見込むものとする。

例2：例1以外のケース（子ども・子育て支援法による確認の効力が発生する年度の前年度の賃金水準と比較する施設ケース（幼稚園、認定こども園[※]、地域型保育事業など）

(例2の1) 認定こども園（一律に賃金改善を行った場合）
 ※ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設以外の施設に限る。

(前提)
 定員規模：180人(1号120人、2・3号60人)
 職員構成：園長1人、副園長1人、主幹教諭2人、保育教諭12人、調理員2人
 チーム保育加配加算2人、学級補助加算1人
 賃金改善要件：3%
 処遇改善加算(賃金改善要件分)の加算見込額：3,166,000円※
 ※副園長・教諭加算、学級補助加算、チーム保育加算、通園送迎加算、給食実施加算、事務職員雇上
 費加算、3歳児(満3歳児)配置改善加算、療育支援加算の認定
 ※ 平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

(具体的な計算の手順の例)
 ① 当年度のそれぞれの職員に対し、基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
 ② 国家公務員の給与改定(人事院勧告)に伴う公示価格の改定状況を踏まえた総額を算出
 ※平均利用子ども数 × 処遇改善加算単価合計額 × 2 (%) × 12月
 ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
 ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公示価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
 ⑤ (1)加算見込額と(2)「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」- (「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公示価格の改定状況」)を比較し、(2)の方が少なければさらには一時金等により賃金改善に充てる。

NO	職名	勤務年数	基準年度における賃金台帳等により算出された額		人事院勧告などによる賃金改定率を踏まえた額		賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額		改善後給与総額
			1月1日	12月31日	1月1日	12月31日	1月1日	12月31日	
1	園長	25年目	650万円	650万円	650万円	650万円	650万円	650万円	650万円
2	副園長	25年目	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
3	主幹教諭A	15年目	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
4	主幹教諭B	12年目	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
5	保育教諭A	12年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
6	保育教諭B	12年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
7	保育教諭C	10年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
8	保育教諭D	10年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
9	保育教諭E	8年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
10	保育教諭F	8年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
11	保育教諭G	8年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
12	保育教諭H	8年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
13	保育教諭I	5年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
14	保育教諭J	5年目	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
15	保育教諭K	4年目	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
16	保育教諭L	4年目	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
17	チーム保育A	1年目	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
18	チーム保育B	1年目	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
19	学級補助	1年目	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
20	調理員A	20年目	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
21	調理員B	10年目	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円	160万円
合計			9,000万円	9,000万円	9,000万円	9,000万円	9,000万円	9,000万円	9,572万円

(賃金改善の内容)
 (1) 加算見込額：3,166,000円
 (2) 「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」- (「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公示価格の改定状況」)

95,720,000円 - (90,800,000円 + 2,115,000円)
 「賃金改善要件分を用いて」 「基準年度における賃金台帳等」 「国家公務員の給与改定に伴う公示価格の改定状況」
 賃金改善を行った額

(1) と (2) を比較し、(2)の方が少なければさらに一時金等により賃金改善に充てる。
 (1) 3,166,000円 - (2) 2,805,000円 = 361,000円 + 一時金等による賃金の改善

- ※1 施設職員のうち、法人の役員を兼任している場合は、賃金改善要件分による賃金改善の対象外であること。
 また、非常勤職員、派遣職員については、非常勤職員、派遣職員の過去の賃金台帳等をベースに、他の職員との公平性を考慮し、実情に応じて賃金改善を行うこと。
 ※2 基準年度における賃金台帳等により算出された額とは、例えば、27年度に10年目を迎える保育教諭であれば、26年度当時の自身の賃金台帳に基づき給与総額(9年目)を指すのではなく、26年度当時の10年目の保育教諭の賃金台帳に基づき給与総額を指している。
 なお、これらの額に法定福利等は含まない。
 ※3 人権勧告を踏まえた人件費の改定状況部分の額212万円(平均利用子ども数×処遇改善加算単価合計額×2%×12月)を各職員に配分した額を示したものを、施設職員の給与改定を踏まえ、施設の判断で適切に配分を行うもの(若年層に重点的に配分するなど、他の方法により総額(9,080万円)に占める各職員の給与と割合で調整して示すこと)として配分すること。
 ※4 ここで示す改善後給与総額は、一例として示したものであり、改訂し通算作成時における当年度の給与総額見込が、上記方式に基づき給与総額を下回る可能性があること。
 また、上記改善に基づき賃金改善に要した費用の総額281万円(9,572万円-9,080万円+212万円)が処遇改善加算(賃金改善要件分)見込額を引いた額となる場合には、一時金等により更なる処遇改善に努め、処遇改善加算(賃金改善要件分)見込額以上の賃金改善を行うこと。
 ※5 賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増額については、各園のこれまでの法定福利費等の額の実績等を踏まえて記述する。

(例2の2) 認定こども園(若年層のベースアップを重点的に行った場合)

※ 平成27年3月31日以前において既に保育所として運営していた施設以外の施設に限る。

(前提)
 定員規模：180人(1号120人、2・3号60人)
 職員構成：園長1人、副園長1人、主幹教諭2人、保育教諭12人、調理員2人
 チーム保育加配加算2人、学級補助加算1人
 賃金改善要件：3%
 処遇改善加算(賃金改善要件分)の加算見込額：3,166,000円※
 ※副園長・教諭加算、学級補助加算、チーム保育加算、通園送迎加算、給食実施加算、事務職員雇上
 費加算、3歳児(満3歳児)配置改善加算、療育支援加算の認定
 ※ 平成26年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定率：2%

(具体的な計算の手順の例)

- ① 当年度のそれぞれの職員に対し、基準年度における賃金台帳等を参考に基準年度における賃金水準を算出
 ② 国家公務員の給与改定(人事院勧告)に伴う公示価格の改定状況を踏まえた総額を算出
 ※平均利用子ども数 × 処遇改善加算単価合計額 × 2 (%) × 12月
 ③ ②により算出した総額につき、例えば、基準年度給与総額に占める割合等により、各職員に割り振る。
 ④ 基準年度の給与相当額と国家公務員の給与改定に伴う公示価格の改定状況を踏まえた額の合計額に賃金改善要件分の加算を掛け合わせて、改善後給与総額を算出。
 ⑤ (1)加算見込額と(2)「賃金改善要件分を用いて賃金改善を行った額」- (「基準年度における賃金台帳等により算出された額」+「国家公務員の給与改定に伴う公示価格の改定状況」)を比較し、(2)の方が少なければさらには一時金等により賃金改善に充てる。

【参考】Q & A

(問1) 定期昇給を処遇改善等加算による賃金改善要件分に含めることは可能ですか。

(答) 施設・事業所における給与規程や給与表等で定める定期昇給は、本来、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系の基礎を為すものであり、その基礎の更なる上乗せとして処遇改善が図られることが本加算の趣旨に合致するものであることから、その運用に当たっても、その趣旨を担保されることが必要です。

ただし、平成27年度については、本加算の運用を開始した年度であることから、本加算を踏まえて、各特定教育・保育施設等の事業者が給与体系等の再編を行っていることもあり、円滑な施行に配慮した運用も可能としています。

(問2) 本事務連絡1(2)では「手当や一時金等によるものではなく、基本給とすることが望ましい。」とありますが、これはいわゆるベースアップで改善することを求めているのですか。

(答) 具体的な改善方法については、その施設・事業所ごとに委ねられますが、本加算の目的は、教育・保育に携わる人材について、「長く働くことのできる」職場を構築し、以て、質の高い教育・保育を安定的に供給することにありますので、教育・保育に携わる人材に係る全体の賃金水準の底上げを行い、人材の確保や質の向上を図ることが必要です。

従って、本加算による賃金改善の対象となる賃金項目としては、手当や一時金等ではなく、基本給とすることが望ましく、基本給において賃金改善を実施する場合には、給与規程や給与表等の見直し、給与規程や給与表等に基づき号給の改善(例えば、通常、定期昇給分として1号給昇給するところを2号給昇給する、などが考えられる。)、給与規程や給与表等に基づく施設・事業所ごとの定期昇給に上乗せする形により、賃金改善を行う必要があると考えます。

(問3) 年度当初において、賃金改善見込額を定めるが、実際の運用で園児数の増減等により計画と実際の加算額とに差異が生じた場合、実際に賃金改善を行った額が改善見込額を下回ってもかまわないのですか。

(答) 年度途中に利用する子ども数が増減したなど、やむを得ない事情により、実際の処遇改善等加算額が改善見込額を下回る場合には、実績報告書において、実績が改善見込額を下回ることについて十分かつ合理的な説明をする必要があるとともに、実際の加算額を全て確実に賃金改善に充てる必要があります。

(問4) 公定価格上措置されている職員のほか、施設・事業所の自己負担で配置している職員も含めて、処遇改善等加算による賃金改善の対象にしている場合、賃金改善の対象となる職員全体の総人件費に対し、賃金改善率以上の改善をしなければならぬのですか。その場合、処遇改善について、一部施設の自己負担を求めることになりませんが、見解は如何ですか。

(答) 公定価格上措置されている職員のほか、施設・事業所の自己負担で配置している職員も含めてすべての職員の(基準年度における賃金水準の)総人件費に対し、賃金改善率以上の賃金改善の実施を求めると、処遇改善について、施設の自己負担が生じることになりま

いれば、すべての職員の(基準年度における賃金水準の)総人件費に対し、賃金改善率を下回ったとしても差し支えないものとします。

ただし、施設・事業所の自己負担で配置している職員も含め、すべての職員の(基準年度における賃金水準の)総人件費に対し、賃金改善率以上の賃金改善を実施することを否定するものではなく、教育・保育に携わる人材について、「長く働くことのできる」職場を構築する観点からも、積極的な賃金改善が行われるよう努めることが望ましいと考えます。なお、賃金改善率を下回る場合には、すべての職員に対して丁寧な説明が求められるとともに、賃金改善計画書にその内容及び考え方を記載いただく必要があるものと考えられます。

(問5) 実績報告書において、人事院勧告による賃金改善はどのように反映すべきですか。

(答) 人事院勧告に基づく「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」による賃金改善は、賃金改善の起点となる「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」を合計したものを起算点として、処遇改善等加算による賃金改善を行う必要があります。

このため、処遇改善通知の別紙様式4の実績報告書上、人事院勧告に基づく「公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分」による賃金改善は(1)賃金改善実績のうち③「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に含めることが適当であり、処遇改善等加算による賃金改善は、人事院勧告とは別に行われるものであることから、(1)賃金改善実績のうち③「賃金改善に要した費用の総額」に含めることは適当ではありません。

(問6) 一時金として支給する場合、翌事業年度支給(未払計上)は認められますか。

(答) 加算の趣旨にかんがみみると、当年度中の支給が基本になりますが、例えば、計画策定時に想定できない程度に利用する子ども数の増加し加算額が増えた場合や、本来加算すべきだった職員の退職等によりやむを得ず差額が生じたなどの場合には、翌年度支給することも差し支えありません。

(問7) 当法人は地域の給与水準を考慮し、独自に俸給表を作成しているが給与規程は人事院勧告に伴う水準としなければならぬのですか。

(答) 職員の給与体系については、各施設において職員の勤務年数や職位、職責、職務内容に応じた勤務条件等を勘案して各施設・事業所において定めるものですが、公定価格における人件費については、これまでの保育所運営費負担金の仕組みと同様に国家公務員の給与改定(人事院勧告)に準拠して人件費を積み上げ計算していることを踏まえ、人事院勧告により公定価格上の人件費が改善された場合には、それに相当する改善を独自で作成された給与表等に反映していただくことが適当と考えます。

(問8) 賃金改善の方法として、当年度は一時金、翌年度は基本給の改善というように年度によって賃金改善の方法を変えてもかまわないのですか。

(答) 賃金改善計画書に記載し、施設のすべての職員に対して周知説明がなされているのであれば、年度によって賃金改善の方法が変わること自体は問題ありませんが、処遇改善等加算の趣旨に鑑み、より安定的に職員の処遇改善が図れる定期昇給の上乗せのような形や給与表の

見直しにより対応するように変更することが望ましいと考えられます。

(問9) 職員によって、賃金改善方法、あるいは賃金改善額が異なっても構わないですか。

(答) 全職員について、同じ賃金改善方法、同額の賃金引き上げを必ずしも行う必要はありません。

例えば、若年層に重点的に改善を行うなど、一部の職員のみを対象とすることや勤続年数などにより改善額に差を設けて実施することも可能ですし、賃金改善方法に差を設けることも可能です。

ただし、その場合は、職員の間で不公平感が生じぬよう、すべての職員に対して丁寧な説明が求められるとともに、賃金改善計画書にその内容及び考え方を記載いただく必要があるものと考えられます。

(問10) 法人役員兼務者は対象外とあるが、例えば一律のベースアップをする場合、処遇改善等加算による賃金改善には該当しないが、法人役員兼務者も同一水準でベースアップしてもいいのでしょうか。

(答) 法人役員については、給与規程や処遇等を決定する経営に携わる者であるため、役員を兼務する職員の場合は、当該加算の対象とはならないとしたところです。

なお、当該加算とは別に、施設・事業所の自己負担により、法人役員兼務者について、同一水準でベースアップを行うことは否定されるものではありませんが、それにより子どもや職員の処遇が低下するようにならないように配慮が必要です。

(問11) キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どのようなものでどの程度の内容が必要でしょうか。

(答) 施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（主幹教諭研修、主任保育士研修、初任者研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を自ら実施し、又はこうした内容の研修会への参加を職務として認める等の研修の機会を確保していればよく、研修内容は、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設・事業所の実情に応じて取り組んでいければ差し支えありません。

(問12) キャリアパス要件において求められている「施設・事業所職員の能力評価」は、どのようなものでどの程度の内容が必要でしょうか。

(答) キャリアパス要件については、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等が仕事にやりがいを感じつつ、当該施設においてキャリアアップを積み重ねることができような職場環境を確保する取組が促進されることを目的として設けられたものです。
具体的には、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどの手法が考えられますが、施設・事業所の職員が業務や能力に対する自己認識をし、その認識が事業者全体の方向性の中でどのように認められているのかを確認し合うことが重要であり、

この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば差し支えありません。

(問13) 加算見込額の算定について、各月初日の利用子供数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価にかかる端数処理をどのように行えば良いのですか。

(答) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示49号）第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、単価が10円未満であった場合は、小数点1位を切り捨てることとします。

(問14) 公定価格の算定において、常態的に土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合、私立幼稚園において認可定員を超過した受け入れを行う場合などに加減調整や乗除調整が適用されることがありますが、加算見込額の算定に当たってこの調整部分の取扱いをどのようにすればよいでしょうか。

(答) 上記のような調整が適用される場合には、公定価格の算定方法に準じ、該当する調整部分に含まれる処遇改善等加算部分も合わせて「処遇改善等加算の単価の合計額」を算定することとします。

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による仕事・子育て両立支援事業の創設について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第22号。平成28年4月1日施行)の制定に伴い、仕事・子育て両立支援事業が新たに創設されました。

これを受け、仕事・子育て両立支援事業の実施に関して各自治体において特に御留意いただきたい事項を下記のとおりお示しいたします。各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)への周知・助言や関係各団体との連携による適切な対応をお願いします。

なお、子ども・子育て支援法の改正により内閣総理大臣が策定する基本指針(以下「基本指針」という。)の記載事項に仕事・子育て両立支援事業が追加されているところ、今後、基本指針の改正を行う予定ですので、あらかじめ御承知おき下さい。

仕事・子育て両立支援事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業である。

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第49条の2イからハにおいては、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項の認可を受けていないものについては届出対象外施設としていたところであるが、今般、仕事・子育て両立支援事業が創設されたことに伴い、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第81号)により、届出対象外施設となる同規則第49条の2各号に掲げる施設から仕事・子育て両立支援事業に係るものを除くこととした。

児童福祉法第59条の1項に規定する施設(以下「認可外保育施設」という。)としての届出があった場合、都道府県知事は、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知することとなり(同法第59条の2)、また、都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、報告の徴収・立入り調査等、改善勧告、事業の停止・閉鎖命令を行うことができるとともに、これに際して、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる等とされている(同法第59条、第59条の2の6等)。

このため、都道府県においては、本事業の対象となる施設に対し、他の認可外保育施設と同様に、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等による適切な指導監督に遺漏なきようお願いする。なお、企業主導型保育事業に係る事業所内保育施設(以下「企業主導型保育施設」という。)については、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」(平

成 28 年 5 月 2 日府子本第 305 号、雇児発 0502 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第 2 に定める企業主導型保育助成事業の実施主体(公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。))が、助成を受けた企業等に対し指導・監査(基準の適合状況等助成要件の確認に係るものに限る。)を行うこととして、都道府県が指導監督を行うに当たっては、可能な限り当該実施主体と連携を図っていただきたい。また、仕事・子育てで両立支援事業の実施に当たっては、企業主導型保育事業及び企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を行うこととしているが、特に企業主導型保育事業については、待機児童の解消に向け、平成 29 年度末までに最大 5 万人の保育の受け皿を確保することとしていること等を踏まえ、各都道府県、市町村におかれては、具体的に以下の点に留意されたい。

1 保護者等への情報提供

児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項各号及び児童福祉法施行規則第 49 条の 3 各号において届出事項とされている保育サービスの内容及びその利用者負担額、保育士等の配置数等のほか、連携施設の有無、地域枠の設定状況など企業主導型保育施設の情報については、企業主導型保育助成事業の実施者である協会より都道府県に情報を提供することとしていることから、都道府県は、管内で実施されている利用者支援事業等において活用等が図られるよう管内市町村への当該情報の提供に努めること。

また、市町村は、利用者支援事業などにおいて、保育所等への入所を希望する保護者に対し、当該企業主導型保育施設も含めて案内するなど必要に応じて企業主導型保育事業の積極的な活用を促すこと。

なお、子どもが企業主導型保育施設を利用している保護者が、保育所等への入所を希望する場合には、当該企業主導型保育施設を利用していることをもって、保育所等への入所に係る利用調整の過程において不利な取扱いをすることがないよう配慮願いたい。

2 都道府県等が実施する保育従事者等に対する研修

都道府県及び市町村は、各自治体において実施する保育従事者等に対する研修について、企業主導型保育施設を設置希望者や企業主導型保育施設等に周知を行い、研修への参加を促すこと。

また、協会において実施する保育従事者等に対する研修(子育て支援員研修)についても積極的に活用されたい。

※「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙

「子育て支援員研修実施要綱」については、近日中に改正する予定である。

3 設置を希望する企業等への助言等

都道府県及び市町村は、企業主導型保育施設を設置を希望する企業等から問合せがあった場合は、協会や内閣府、厚生労働省の連絡先(別紙参照)を紹介する等の助言を行うこと。

また、本事業は、一般事業主の雇用する労働者の子どもに加えて、地域の子どもの受入も可能であり、地域の待機児童解消にも資するものであることから、必要に応じて、協会等の連絡先の紹介に止まらず、自治体において企業主導型保育事業に関する情報を集約し、地域の企業等に対して協会等の連絡先も含めて情報提供するなどの働きかけをお願いしたい。

さらに、設置を希望する企業等からの問い合わせが多数にのぼるなど、地域における設置のニーズが高いと認められる場合は、問合せがあった企業等や設置を希望する企業等の情報を収集・集約し、当該企業等からの相談に基づき共同設置を提案することなども考えられること。

なお、助言や働きかけを行う際には、企業主導型保育事業の助成申請(1次)の締切が 6 月 30 日(木)となっているが、2 次募集以降も順次引き続き行っていく予定である旨併せて周知いただきたい。

平成 28 年度企業主導型保育事業の助成に係る申請について

平成 28 年度企業主導型保育事業の助成については、企業主導型保育助成事業の実施団体である公益財団法人児童育成協会が行います。

企業主導型保育事業の助成を希望する事業者におかれましては、別添の実施要綱、助成要領を参照の上、必要書類を公益財団法人児童育成協会（下記提出先参照）まで提出いただきますようお願いいたします。

申請手続き

申請手続きについてお尋ねの場合は、公益財団法人児童育成協会（下記問い合わせ先参照）までご連絡ください。

※申請等に使用する各種様式については、公益財団法人児童育成協会のメールアドレス（syoukai@kodomo-shiro.jp）に「申請書希望」と送信していただければ、直ちに送信いたします。

提出先・提出期限

提出先：公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部

(〒150-0011 東京都渋谷区東 2-22-14 ロゼ氷川 6 F)

提出期限（第 1 次分）：平成 28 年 6 月 30 日（木）必着

注：第 2 次分の締切は 8 月末頃を予定。以降、概ね 2 か月ごとに締切を区切って募集する予定ですが、本事業は予算の範囲内で行うこととされていることから、今後変更が生じることもありえますので、ご留意ください。

問い合わせ先

○助成の申請手続き等について

公益財団法人児童育成協会両立支援事業部 TEL：03-5766-3801

FAX：03-5766-3803

○企業主導型保育事業全般について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当） 事業第 3 係

TEL：03-5253-2111(内線 38349)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 保育調整係

TEL：03-5253-1111(内線 7962)

4 連携施設の確保に関する協力

市町村は、企業主導型保育施設が満 3 歳未満の児童のみを受け入れていく場合など卒園後の受け皿の確保が必要な場合であって、当該企業主導型保育施設からの求めがある場合、必要な協力をを行うよう努めること。都道府県は、管内市町村に対して必要な協力・助言を行うこと。

5 その他

上記のほか、今後、必要に応じて、企業主導型保育事業に関し、別途事務連絡を送付することがあること。

以上

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」開催…………… 1
- ・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」に係る保育対策総合支援事業費補助金の各種実施要綱が順次発出…………… 2
- ・子供の未来応援基金による支援対象団体の公募について…………… 3
- ・全国社会福祉協議会 『社会福祉法人広報強化セミナー』開催のお知らせ…………… 4

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」開催

平成28年7月8日、厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課は、都道府県・指定都市・中核市行政を対象とする標記説明会を開催しました。

説明会では、概ねこれまで示されてきた通知等について説明がありました（資料は、厚生労働省ホームページ掲載の内容をご参照ください）。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html>)

今般新たに「社会福祉法人制度改革の施行に向けた準備進捗状況調査について」が示され、以下枠内のおり、改正法の施行日までに全法人の手続きが完了することを目的として実施されます。

対応の必要な法人におかれましては、別添説明会資料7ページに記載の「社会福祉法人改革の施行スケジュールについて」を踏まえ、施行日までの諸手続きをお進めください。

社会福祉法人制度改革の施行に向けた準備進捗状況調査について

< 1. 調査概要 >

【対象】 全国の社会福祉法人

【目的】 所轄庁等において法の施行準備状況を把握することにより、施行日までに全法人の手続きが完了することを目的とする。

【手法】 都道府県、所轄庁を通じて実施

【内容】 定款変更手続きの状況、新評議員選任等の準備状況等に係る項目を設定

< 2. 調査スケジュール（予定） >

第1回	第2回
H28年11月末頃	H29年1月末頃

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」に係る 保育対策総合支援事業費補助金の各種実施要綱が順次発出

厚生労働省は、平成 28 年 7 月 4 日付で「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」の各種事項について、保育対策総合支援事業費補助金の実施要綱を発出しました。

今般発出の実施要綱及び事業内容等は以下枠内の通りです。詳細は別添の実施要綱等をご参照ください。今後、残りの実施要綱が発出されましたら、あらためて周知いたします。

1. 【新規】 保育所等改修費等支援事業の実施について

- 事業内容 (1) 賃貸物件による保育所改修費等 (2) 小規模保育改修費等
(3) 認可化移行改修費等 (4) 家庭的保育改修費等
(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

2. 【新規】 保育所設置促進事業の実施について

○事業内容

保育所等の設置にあたり、新たに土地を借り上げるために必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む。）を補助する。（ただし、保育所等の施設整備を行う場合に限る。）

3. 【改正】 「民有地マッチング事業の実施について」の一部改正について

○事業内容（追加）

(2) 保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する事業。

ただし、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

4. 【改正】 「保育環境改善等事業の実施について」の一部改正について

○事業内容（追加）

(2) 環境改善事業

④ 緊急一時預かり推進事業「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4. 対象事業の制限

(7) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

・「広域的保育所等利用事業の実施について」の一部改正について

○事業の目的（改正）

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の (1) ～ (10) の施設・

事業（以下「保育所等」という。）の利用を可能にするるとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。以下、同じ。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設
- (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設
- (8) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設
- (9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号若しくは同項第 3 号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業（幼稚園型）若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。）
- (10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成等により預かり保育を実施している施設

○事業内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の (1) 及び (2) に掲げる経費について補助を行うものである。

- (1) こども送迎センター事業
- (2) 代替屋外遊戯場送迎事業

子供の未来応援基金による支援対象団体の公募について

昨年 10 月より、子供の貧困対策のための官公民の連携・協働プロジェクト、子供の未来応援国民運動が始動し、その事業の一環として、「子供の未来応援基金*」が創設されました。

この度、当該基金による支援金の交付対象となる NPO 等民間団体が 6 月 27 日から 7 月 29 日までの期間で公募されています。

対象には、町内会や自治会など、法人格のない任意団体も含まれます。

公募の詳細は、別添の公募チラシ及び以下 URL（日本財団ホームページ）に掲載の内容をご参照ください。

○日本財団ホームページ

「子供の未来応援基金」2016 年度 未来応援ネットワーク事業

http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/programs/children_future/

*「子供の未来応援基金」…貧困の状況にある子供たちのために何かをしたいという思いを結集し、子供たちを支える応援のネットワークを築いていくため、貧困の状況にある子供等に寄り添って草の根で支援を行っている NPO 等に対して支援金を交付予定。

全国社会福祉協議会『社会福祉法人広報強化セミナー』 開催のお知らせ

全国保育協議会では、平成 28 年度の会報『ぜんほきょう』で、「見直そう、あなたの園の情報発信」をテーマとした連載をおこなっています。

9 月 5～6 日の 2 日間、全国社会福祉協議会では、上記連載の筆者である田園調布学園大学教授の村井祐一氏を講師に、「社会福祉法人広報強化セミナー」を開催します。

本セミナーでは、自法人の社会的使命にもとづく経営戦略はいかにあるべきか、その実践過程を地域社会、住民へ発信していく広報の意義と展開について講義・演習を通して考察します。

また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人が社会的使命として取り組む経営戦略のあり方、広報の意義等についての講義も展開します。

プログラム・申込方法等の詳細は、下記ホームページをご参照ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/20160615_seminar02.pdf

【主催】全国社会福祉協議会・政策企画部広報室

【日程】平成 28 年 9 月 5 日（月）～9 月 6 日（火）

【対象】都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設で
広報活動を担当するリーダー等

【内容及び講師】

○実践報告 「社会福祉法人の本質と経営戦略」地域公益活動の意義」

全国社会福祉法人経営者協議会 地域公益活動推進委員長
社会福祉法人中心会 理事長 浦野正男 氏

○講義・演習 「社協、社会福祉法人・福祉施設の経営戦略と広報(仮)」

< I 社協職員コース >

東海大学 文学部 広報メディア学科 教授 河井孝仁 氏

< II 施設職員コース >

田園調布学園大学 社会福祉学科 教授 村井祐一 氏

【定員】100 名

【参加費】10,000 円(旅費・宿泊費は別途)

【締切】平成 28 年 8 月 15 日(月) ※定員に達し次第締め切ります。

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて

		28年度			29年度	
		7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7月～
関係法令 改正等	○定款例 (案)等事 務連絡発 出【済】		○関係政令公布 ○関係省令公布 ○関係通知発出		●施行	
	評議員会 関係	○定款変更案の検討 ○評議員候補者の検討 ○評議員選任・解任委員候補者の検討	○定款変更(新評議員の 選任方法等)の手続	○評議員選任・解任委員会の設置 ○新評議員の選任	●旧評議員任期満了 新評議員の任期開始 ○新評議員による定時評議員会 の開催(決算、新役員等)	
理事会 関係					○旧役員による理事会の 開催(決算、新役員等)	●旧役員任期満了 新役員の任期開始 ○新役員による理事会の 開催(理事長の選定等)
	会計監査 人関係	社会福祉法人会計監査 円滑実施協議会 対象法人 の基準の 決定	○会計監査人候補者の選定 →予備調査の実施	○予備調査の結果に基づき法人による改善	○定時評議員会による会計 監査人の選任	○会計監査 契約締結 ○会計監査 開始
社会福祉 充実計画 関係 ※残額のある 法人のみ	検討会等による検討			○決算見込み ○社会福祉充実残額の試算 ↓(残額がある場合のみ) ○社会福祉充実計画(案)の 検討・作成	○公認会計士・税理士 による確認 ※地域公益事業を位置 付ける場合は、地域協 議会等の意見聴取	○所轄庁 への承 認申請
	所轄庁	○全国担当者説明会 の開催(7/8) ○ブロック担当 者会議の開催	○定款変更認可			○充実計画承認

法人

雇児発 0704 第 7 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

保育所等改修費等支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育所等改修費等支援事業実施要綱」を定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 20 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「賃貸物件による保育所改修費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 21 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模保育改修費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 22 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行改修費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 23 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭的保育改修費等支援事業の実施について」及び平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 24 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業の実施について」は、平成 28 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、平成 27 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

別紙

保育所等改修費等支援事業実施要綱

1 事業の目的

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「待機児童解消加速化プラン」に伴う保育の受け皿拡大を図るため、賃貸物件による保育所を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要な改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

(1) 賃貸物件による保育所改修費等

賃貸物件により、保育所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費(改修費等、賃借料(礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。

(2) 小規模保育改修費等

賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要な経費(改修費等、賃借料(礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。

(3) 認可化移行改修費等

認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第 32 条に規定する保育所に係る設備に関する基準又は家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第 28 条又は同基準第 32 条により準用する第 28 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。)) の一部を補助する。

(4) 家庭的保育改修費等

家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を経営する者及び NPO 法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。)) の一部を補助する。

また、家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を経営する者が、保育環境を整えるために必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

幼稚園を 11 時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

※ 上記（1）から（4）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年 4 月 1 日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の 3 月 31 日までの間とする。

4 対象事業者

(1) 賃貸物件による保育所改修費等

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。（公立施設を活用して保育所を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。）

(2) 小規模保育改修費等

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 66 号）第 43 条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(3) 認可化移行改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 36 号）の別添 1 「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第 32 条、家庭的保育事業設備運営基準第 28 条又は同基準第 32 条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を経営する者

(4) 家庭的保育改修費等

子ども・子育て支援法第 43 条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添 2 「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」（以下「長時間預かり実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者

5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合
- ② 施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

(2) 本事業による賃借料の補助は、1 の保育所・事業所につき 1 回限りとする。

6 留意事項

- (1) 4の(1)、(2)及び(4)の対象事業者が子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付費、同法第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算の適用を受ける場合は、本事業による保育所等の開所以降に生じる賃借料の補助を受けることができない。
- (2) 4の(3)について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。
- (3) 4の(5)について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発第 0704 第 8 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

保育所設置促進事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育所設置促進事業実施要綱」を定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

保育所設置促進事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育所等の整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができ体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

保育所等の設置にあたり、新たに土地を借り上げるために必要な賃借料(敷金を除き、礼金を含む。)を補助する。(ただし、保育所等の施設整備を行う場合に限る。)

4 対象事業者

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合及び保育所等整備交付金により施設整備を行う場合を除く。

5 対象事業の制限

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならない。
- (2) 本事業による賃借料の補助は、1の保育所等につき1回限りとする。
- (3) 本事業については、原則、当該年度中又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とする。
- (4) 本事業は、工事契約日以降にかかる土地借料を対象とする。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇 児 発 0704 第 9 号
平 成 2 8 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「民有地マッチング事業の実施について」の一部改正について

「民有地マッチング事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日付け雇児発
0413 第 26 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改
正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行することとしたので、通知する。

「民有地マッチング事業の実施について」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

新	旧
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>雇児発 0413 第 26 号 平成 27 年 4 月 13 日 (一部改正) 雇児発 0704 第 9 号 平成 28 年 7 月 4 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>民有地マッチング事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「民有地マッチング事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>雇児発 0413 第 26 号 平成 27 年 4 月 13 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>民有地マッチング事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「民有地マッチング事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>

<p>別紙</p> <p>民有地マッチング事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。(以下「都道府県等」という。))とする。 なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 (1) <u>土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。</u> (2) <u>保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する事業。</u> <u>ただし、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。</u></p> <p>4から6 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>民有地マッチング事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。(以下「都道府県等」という。))とする。 なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。</p> <p>4から6 (略)</p>
---	---

(改正後全文)

雇児発 0413 第 26 号

平成 27 年 4 月 13 日

(一部改正) 雇児発 0704 第 9 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(公 印 省 略)

民有地マッチング事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「民有地マッチング事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

別紙

民有地マッチング事業実施要綱

1 事業の目的

保育所・認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所・認定こども園を運営する法人等（以下「保育所整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。(以下「都道府県等」という。))とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

- (1) 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。
- (2) 保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する事業。

ただし、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

4 実施要件

- (1) 保育所等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集

し、保育所等の実施に適切な場所（地域の保育ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

- (2) (1) で選定された保育所等整備候補物件において、保育所等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適切な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
- (3) 土地等所有者及び保育所整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。
- (4) 選定した土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。
- (5) 本事業の趣旨は、保育の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

5 留意事項

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で保育所等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の保育の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発0704第10号
平成28年7月4日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「保育環境改善等事業の実施について」の一部改正について

「保育環境改善事業の実施について」(平成27年4月13日付け雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日より施行することとしたので、通知する。

「保育環境改善等事業の実施について」新旧対照表（下線部：変更箇所）

新	旧
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市長</p> <p>雇用児発 0413 第 27 号 平成 27 年 4 月 13 日 (一部改正) 雇用児発 0704 第 10 号 平成 28 年 7 月 4 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>保育環境改善等事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「保育環境改善等事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 6 月 9 日雇用児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市長</p> <p>雇用児発 0413 第 27 号 平成 27 年 4 月 13 日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p>保育環境改善等事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「保育環境改善等事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 6 月 9 日雇用児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>

別紙

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所等を経営する者とする。

3 事業の内容

(1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所等設置促進事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「病児保育事業実施要綱」の4(3)に基づく事業(以下「病児保育事業(体調不良児対応型)」という。)の実施に必要な改修等を行う事業

別紙

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所・保育所分園(以下「保育所等」という。)の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所等を経営する者とする。

3 事業の内容

(1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所等設置促進事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「病児保育事業実施要綱」の4(3)に基づく事業(以下「病児保育事業(体調不良児対応型)」という。)の実施に必要な改修等を行う事業

(2) 環境改善事業

利用児童にとつての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

- ① 障害児受入促進事業
既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ② 分園推進事業
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

④ 緊急一時預かり推進事業

「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付 文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。
 - ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
 - ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
 - ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事

(2) 環境改善事業

利用児童にとつての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

- ① 障害児受入促進事業
既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ② 分園推進事業
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

- (1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。
 - ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
 - ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
 - ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事

業。

- ④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業。
- (2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）
- (3) 保育所等設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とすること。
- (4) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。

- (5) 障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。
- (6) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場限りに限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

(7) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

業。

- ④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業。
- (2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）
- (3) 保育所等設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とすること。
- (4) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。

- (5) 障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。
- (6) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場限りに限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(改正後全文)

雇児発 0413 第 27 号
平成 27 年 4 月 13 日
(一部改正) 雇児発 0407 第 10 号
平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育環境改善等事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育環境改善等事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

別紙

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所等を経営する者とする。

3 事業の内容

(1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所等設置促進事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「病児保育事業実施要綱」の4(3)に基づく事業(以下「病児保育事業(体調不良児対応型)」という。)の実施に必要な改修等を行う事業

(2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

④ 緊急一時預かり推進事業

「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業。
- ④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業。

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）

(3) 保育所等設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とすること。

(4) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(5) 障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の

受入れを予定している保育所等を対象とすること。

- (6) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。
- (7) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発0704第11号
平成28年7月4日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「広域的保育所等利用事業の実施について」の一部改正について

「広域的保育所等利用事業の実施について」(平成27年4月13日付け雇児発0413第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日より施行することとしたので通知する。

◎ 広域的保育所等利用事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第9号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>雇児発0413第9号 平成27年4月13日 <u><一部改正>雇児発0704第11号</u> 平成28年7月4日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p>広域的保育所等利用事業の実施について</p> <p>広域的保育所等利用事業について、今般、別紙のとおり「広域的保育所等利用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適性かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>雇児発0413第9号 平成27年4月13日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長</p> <p>広域的保育所等利用事業の実施について</p> <p>広域的保育所等利用事業について、今般、別紙のとおり「広域的保育所等利用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適性かつ円滑な実施に期されたい。</p>

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 <u>送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の(1)～(10)の施設・事業(以下「保育所等」という。)</u> (1) 保育所 (2) 認定こども園 (3) 小規模保育事業 (4) 家庭的保育事業 (5) 事業所内保育事業 (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設 (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設 (8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育てで両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設 (9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号若しくは同項第3号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業(幼稚園型)若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。) (10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は私学助成等により預かり保育を実施している施設</p> <p>の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等。以下、同じ。)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるとような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施</p>	<p>別紙</p> <p>広域的保育所等利用事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 <u>近隣に入所可能な保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業又は事業所内保育事業(以下「保育所等」という。)</u>が見つかからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等でも利用を可能にするため、保護者にとつて利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置することでも送迎センター(以下「送迎センター」という。)を中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 広域的保育所等利用事業の実施に必要なバス等の購入費または運行費、</p>

に当たって必要となる次の(1)及び(2)に掲げる経費について補助を行うものである。

(1) こども送迎センター事業

保護者にとつて利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センター(以下「送迎センター」という。)から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村(特別区含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) こども送迎センター事業

① 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であつて、居住地と入所可能な保育所等が離れているために送迎が必要な児童とする。

② 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、送迎センター1施設当たりの登録児童数は概ね6人以上とし、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらにも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、利用保育所等の保育士等が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することとする。

当該バス等の運転手雇上費、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村(特別区含む。以下同じ。)とする。

4 実施要件

(1) 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であつて、居住地と入所可能な保育所等が離れているために送迎が必要な児童とする。

(2) 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、送迎センター1施設当たりの登録児童数は概ね20人以上とし、複数の保育所等が共同で利用すること。

(3) 保育所等毎に該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、利用保育所等の保育士等が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。

④ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができて居る施設設備及び職員配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。

⑤ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間を考慮して、市町村の長が定めること。

⑥ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。

⑦ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

⑧ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

⑨ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。

② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。

④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童1人につき3.3㎡以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(4) 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間を考慮して、市町村の長が定めること。

(5) 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。

(6) 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

(7) 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

(8) 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

(昭和23年厚生省令第63号)又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。

⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

⑦ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

保育所等のうち、上記1の(6)～(10)の施設・事業を対象として本事業を実施する場合、上記4の(1)②又は(2)②における単独の保育所等の利用により本事業を実施する場合には、『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について(平成28年4月7日雇児発0407第2号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。ただし、この場合であっても、上記1の(10)の施設については、単独の利用により本事業を実施することはできず、上記1の(1)～(9)の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発0413第9号
平成27年4月13日
<一部改正>雇児発0704第11号
平成28年7月4日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

広域的保育所等利用事業の実施について

広域的保育所等利用事業について、今般、別紙のとおり「広域的保育所等利用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適性かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

広域的保育所等利用事業実施要綱

1 事業の目的

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の(1)～(10)の施設・事業(以下「保育所等」という。)

(1) 保育所

(2) 認定こども園

(3) 小規模保育事業

(4) 家庭的保育事業

(5) 事業所内保育事業

(6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設

(7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設

(8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設

(9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号若しくは同項第3号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業(幼稚園型)若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。)

(10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は私学助成等により預かり保育を実施している施設

の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等。以下、同じ。)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の(1)及び(2)に掲げる経費について補助を行うものである。

(1) こども送迎センター事業

保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター(以下「送迎センター」という。)から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) こども送迎センター事業

- ① 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であつて、居住地と入所可能な保育所等が離れているために送迎が必要な児童とする。
- ② 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、送迎センター1施設当たりの登録児童数は概ね6人以上とし、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、利用保育所等の保育士等が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。
- ④ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。
- ⑤ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ⑥ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑦ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

- ⑧ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑨ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

- ① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。
- ② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。
- ④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童1人につき3.3㎡以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- ⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。
- ⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑦ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

保育所等のうち、上記1の(6)～(10)の施設・事業を対象として本事業を実施する場合、上記4の(1)②又は(2)②における単独の保育所等の利用により

本事業を実施する場合については、『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。ただし、この場合であっても、上記 1 の (10) の施設については、単独の利用により本事業を実施することはできず、上記 1 の (1) ～ (9) の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 公定価格に関する FAQ（よくある質問）【Ver. 11】（平成 28 年 7 月 12 日時点版）を发出・・・ 1
- ・ 社会福祉法人制度改革の施行に向けた対応について～7 月 8 日全国担当者説明会資料の
主な内容～・・ 1
- ・ 「ペアレント・プログラム」事業化マニュアル等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

公定価格に関する FAQ（よくある質問）【Ver. 11】 （平成 28 年 7 月 12 日時点版）を发出

平成 28 年 7 月 12 日、内閣府は「公定価格に関する FAQ（よくある質問）【Ver. 11】（平成 28 年 7 月 12 日時点版）」を都道府県、政令指定都市、中核市宛てに发出しました。

新規に 6 項目が追加され、処遇改善等加算に係る平均勤続年数の算定にあたっての職員の勤続年数の確認方法【No.127】、減価償却費加算の要件のうち「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」の判断方法【No.128】、認定こども園における「主幹保育教諭等」の対象となる職種【No.129】、主任保育士専任加算等に係る「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件【No.130】等、取扱いが示されています。

FAQ の全文は、以下の内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>Q&A 集

平成 28 年 7 月 12 日（火） 公定価格に関する FAQ（よくある質問）（Ver. 11）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

社会福祉法人制度改革の施行に向けた対応について

～7 月 8 日全国担当者説明会資料の主な内容～

平成 28 年 7 月 8 日に「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」が開催され、資料等について本ニュース No.16-24（7 月 13 日）でお知らせしたところです。

説明会の主な内容について、項目ごとの掲載ページ及び概要を以下のとおりあらためてお知らせいたします。今後の対応を進めるにあたって、ご参照ください。

なお、現時点での考え方が示されたものであり、今後、変更があり得るものも含まれていることにご留意ください。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」主な項目と掲載ページ

○施行スケジュールについて(P7)

- ・ 全体的なスケジュールを掲載。

○評議員選任の選任方法について(P20～)

- ・ 評議員選任・解任委員会のイメージを掲載。

○会計監査人について(P29～)

- ・ 会計監査人が義務付けられる一定規模以上の対象法人は検討中、段階的実施の方向。
- ・ 会計監査人候補者の選定は、価格のみで選定することは適当ではない。

○定款変更について(P45～)

- ・ 制度改革に伴う定款準則から変更される定款例(案)を掲載。
- ・ 所轄庁における定款の確認方法等が別途示される予定。
- ・ 定款例(案)を参考に、各法人は定款(案)の作成準備を進められたい。

○政省令、通知発出予定について(P77)

- ・ 現時点での予定は、10月公布・発出予定。(指導監査要綱の制定はH29.3予定)

○財務諸表等開示システムについて(P73～)

- ・ 操作説明会を自治体向けに実施予定。
(H28.10～11 施行運用操作、H29.4～5 本格稼働操作)
- ・ 所轄法人に対しての説明会開催の依頼。
- ・ H28.12以降、法人において施行運用を実施予定。

【社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料：掲載先】

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html>

「ペアレント・プログラム」事業化マニュアル等について

* 「ペアレント・プログラム」…保護者が子どもの特性を知って、かかわり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としている「子育ての応援プログラム」。

「ペアレント・プログラム」は、現在、障害福祉分野において、その実施及び普及が推進されています。

今般、「平成27年度障害者支援状況等調査研究事業」により、ペアレント・プログラム事業化マニュアル及びチラシが作成され、「ペアレント・プログラム事業化マニュアル等について」(平成28年5月25日付、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡)が、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部(局)宛に発出され

ています。

ペアレント・プログラムは、障害福祉分野のみならず、児童福祉分野、保育分野及び母子保健分野において、発達障害児者等の支援を行う者として想定される地域の保健師や保育士、児童養護施設等の職員も広く活用が可能であることから、当該マニュアル等について情報提供されているものです。

別添のとおり「ペアレント・プログラム事業化マニュアル（ダイジェスト版）」をお送りします。マニュアルの全体版及びチラシ等は、発達障害情報・支援センターホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

【発達障害情報・支援センターホームページ】

ホーム>こんなとき、どうする？>家族支援>ペアレント・プログラム

<http://www.rehab.go.jp/ddis/こんなとき、どうする？/家族支援/ペアレントプログラム/# 8423>

ペアレント・プログラム 事業化マニュアル **ダイジェスト版**

1 はじめに

発達障害者支援法の制定（平成16年）、国際連合において障害者の権利に関する条約への批准（平成26年）、児童虐待防止法改正（平成26年）、子ども子育て支援新制度のスタート（平成27年）、障害者差別解消法の施行（平成28年）と、発達障害児者等の子育て支援のニーズのある子どもたちをとりまく法や制度は、この10年余りで着実に整備されてきた。平成26年、障害児支援の在り方に関する検討会は、今後の障害児支援の在り方について、地域社会への参入（インクルージョン）という方向性を打ち出した。その基本理念のひとつは、「家族支援の重視」であり、そのための支援内容のひとつが「保護者の『子どもの育ちを支える力』を向上させることを目的としたペアレント・トレーニング等の支援」である。つまり、障害児支援において保護者支援をなんらかの効果的な枠組みに沿って、地域社会で当たり前に行うことが求められている。

「ペアレント・プログラム」は、地域社会ですでに子どもや保護者の支援に携わる保育士や保健師、福祉事業所の職員等が保護者支援のひとつとして取り入れやすいグループ・プログラムである。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、育児に不安の強い保護者、良い仲間関係が築けず困っている保護者等を、効果的に支援できるよう設定されており、地域の保護者支援の充実が期待される。



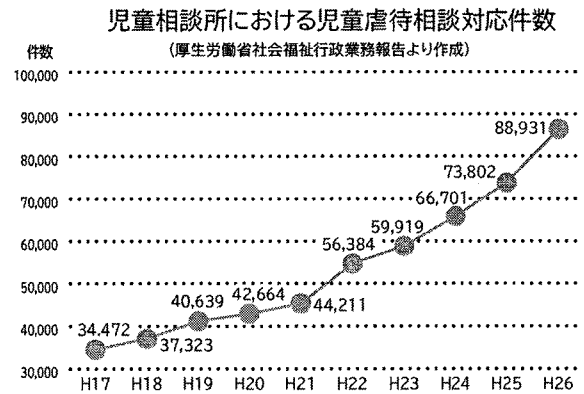
平成27年度 障害者支援状況等調査研究事業

2 子育て支援におけるペアレント・プログラムの位置づけ

2-1 発達障害と保護者支援の必要性

発達上の困難や発達障害を有する子どもの育てにくさ、育児困難は虐待のリスクを増大させる要素であると指摘されてきた。児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているが、児童虐待を受けた子どもの54%がなんらかの発達障害を有するという報告もある(杉山、2007)。育児困難は、保護者の抑うつ症状等のメンタルヘルスの問題にも深く関係するため、家族ひいては社会全体の機能低下にもつながる問題といえる。家族形態が多様化する現在では、地域で障害のある子どもを支援することが社会的に求められ、保護者支援の充実がますます望まれている。

問題は、「具体的にどのように支援を行うか」である。厚生労働省の障害児支援の在り方に関する検討会の報告にもあったように、子どもの適応行動を増進するためには、ペアレント・トレーニング等の具体的な支援手法を用いる必要があり、**普及可能な支援手法の取組み**が必須となる。



被虐待児の54%が発達障害を有する(杉山、2007)
=子どもの育てにくさが虐待につながりうる

2-2 ペアレント・プログラムとは

ペアレント・プログラム(以下「ペアプロ」という)は、1クール6回の保護者支援のためのグループによるプログラムである。2~3週間に1回のペースで実施され、3ヶ月で1クールが終了となる。ペアプロが目指す保護者の変化は以下の3点である。

- ① 保護者が子どもの「性格」ではなく、「行動」で考えることができるようになること
- ② 子どもを叱って対応するのではなく、できたことに注目してほめて対応すること
- ③ 保護者が仲間を見つけられること

プログラムでは、保護者の子どもに対する否定的な視点(「困った子」「できない子」)を、肯定的な視点(「ここまでできている」「子どもなりに頑張っている」)に変えるよう、子どもの「行動」を適切に捉えることを扱う。また、実施者は心理学等の専門家ではなく、地域の保健師や保育士、福祉事業所の職員等を想定しており、自治体で子育て支援に携わる支援者のスキルアップおよび保護者支援の充実に寄与する内容となっている。現在(平成28年3月)までに23の自治体で実施されており、NPO法人等民間団体の実施も含めれば、40ヶ所以上で実施され、効果検証がなされているプログラムである。

ペアレント・プログラム 全6回の概要

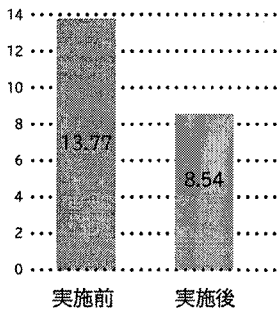
- 第1回** 現状把握表を書く! 自分のことについて書いてみよう!
自分の「いいところ」「努力しているところ」「困ったところ」について、「行動」で書くことに取り組む。
- 第2回** 行動で書く!
保護者と子どもの「行動」を、より正確に捉え、「いいところ」を気づくようにする。
- 第3回** 同じカテゴリーをみつける!
書き出した「行動」を同じカテゴリー(種類)に分け、全体を把握する。
- 第4回** ギリギリセーフ!をみつける!
「困った行動」の中で、「ここまでできている」という「ギリギリセーフ」の部分を見つかる。
- 第5回** ギリギリセーフ!をきわめる!
保護者や子どもの「ここまでできている」をたくさんみつけるようにする。
- 第6回** ペアプロでみつけたことを確認する!
現状把握表を通して、今までの取組みを振り返り、できたことを確認する。

2-3 パARENT・プログラムの効果

ペアプロに参加した保護者には、次のような効果がみられた。

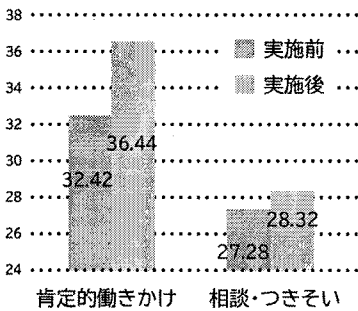
実施前より実施後の方が 抑うつ気持ちが減少

※日本語版ベック抑うつ質問紙 (BDI-II)



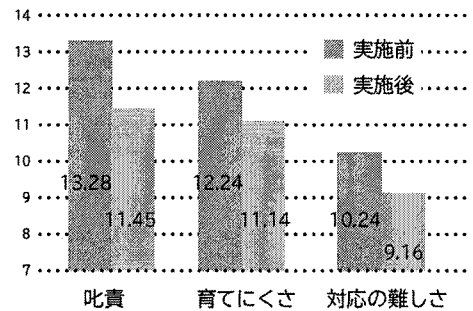
実施前より実施後の方が ポジティブな関わりが増加

※養育スタイル尺度による測定 (松岡ら,2011)



実施前より実施後の方が ネガティブな関わりが減少

※養育スタイル尺度による測定 (松岡ら,2011)



保護者の感想

<自分自身について気づいたこと>

- 見方を変えるだけで、物のとらえ方がとても楽になりました。(子どもが)伸びていることを素直に認めてあげられました。
- 自分を振り返ることは最初は恥ずかしくて抵抗がありましたが、現状把握表に書き出して頭の中が整理されて少し自分自身へのモヤモヤ感がスッキリしました。
- わけがわからないまま、毎日叫んで怒っていたことが自然に落ち着きました。「この子は本当に困った子だ!」と思っていた毎日でしたが、少しずつですが、この子らしさを見つめて受け入れることができるようになってきています。心も穏やかになりました。

<子どもとの関わりについて気づいたこと>

- 具体的なほめポイントを探ることが多くなり、その場でほめてやれるようになった。
- 困った行動の原因を探して、子どもが困らない環境を作ってあげた。
- 強い怒鳴り声をあげなくなった。カッとなって叩かなくなった。生意気な言葉や反抗されたときすぐにしゃべらず、少し間を置くようになった。そして、頭にきたときは距離を置くなど、自分の心をコントロールできるようになった。

支援者の感想

<保護者支援について>

- 最終回の母たちの表情が初回と見違えるほど驚きました。もっといろんな母たちに知ってもらいたいです。(保健師、30代)
- 保護者が自分自身やわが子を肯定的に捉えられるようになったり小さな変化に気づけるようになったりすることは大きな収穫であったと感じた。(保育士、40代)
- ほめることを通して、心を開いてくださった方もいて、ほめるということは気持ちが優しくなれるのだなと思われました。自分自身もこのような方法にもっと早く出会いたかったと思います。(社会福祉士、40代)

<支援者研修として>

- 多くの子どもたちのことを「行動」でみようという考え方がスタッフ間で共有できたら、常にプラスの言葉がけができると思います。(児童発達管理責任者、50代)
- 困っていることを具体的にしていくことで見えるものがあったり、「実はそんなでもなかった…」と思えることで、母自身が楽になることを知り、とても勉強になりました。具体的な支援にもつながりやすいと思いました。(保健師、30代)

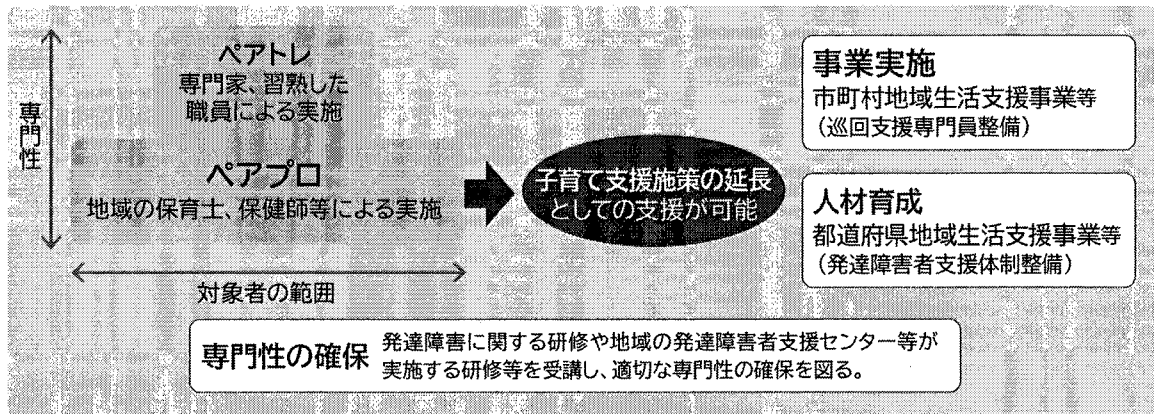
運営者の感想

- 現場職員のニーズが高く実際に運営できそうなテーマである点でとても良かった、また行動で考えるという見方は支援者にとっても大切な視点だと思う
- 小学校、幼稚園、保育所、子育て支援センター、保健師、障がい児の事業所等、地域にある多種類の施設、事業所からの参加があった。今後同じ理念で話のできる関係づくりが出来ていくきっかけができた意義は大きい。

3 自治体における事業実施体制づくり

3-1 事業実施の枠組みづくり

プログラムを継続的に実施するためには、職員研修と関連づける、国庫補助事業を活用する等の方法がある。特にスタッフの確保や事業立ち上げに制度を活用することが検討されるべきである。



3-2 行政と民間の連携の必要性

子育て支援は、一部署・一施設にとどまるべきではなく、行政・民間が連携する必要がある。

	行政	民間
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体に保護者支援を位置づけ、安定して継続できる ●広く子どもや保護者と関わり、フォローにつなぐことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の実施形態を比較的柔軟に決めることができる ●他の団体や支援者との連携がとりやすい
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●部署や施設を超えた連携が難しい (縦割りによる関わりとなる) 	<ul style="list-style-type: none"> ●予算の有無に左右されやすい ●相談者が現れるまではアプローチしづらい

連携が必要!

3-3 各地域の発達障害者支援センターの役割

支援としてプログラムを実施するだけでなく、啓発・研修の一環として、地域の支援者向けに【研修型】プログラムを実施することで地域の支援者に保護者対応の研修を行うことが期待される。

4 実施に向けた方策

4-1 プログラムを実施できる人の養成・確保

①外部講師による自治体内でのファシリテーター研修

事業立ち上げの時期に外部からファシリテーターおよび支援者への研修が可能な講師を招いて、地域の支援者研修のためのプログラムを行い、地域のファシリテーターの養成を行う。

②プログラム実施地域(団体)への参加

NPO法人アスペ・エルデの会では、年に2回【研修型】としてのペアプロを実施している。そのプログラムに研修として参加することによって、プログラムの進め方や保護者支援の方法等を学ぶ。

4-2 いつ・どのようなどころで実施するのか

①参加者が集まりやすい場所の確保

ペアプロは子育て支援ニーズのある保護者に対する最初のプログラムであるため、児童館等、誰もがアクセスできる公的な場所で「子育て支援の一環」として行われることが望ましい。

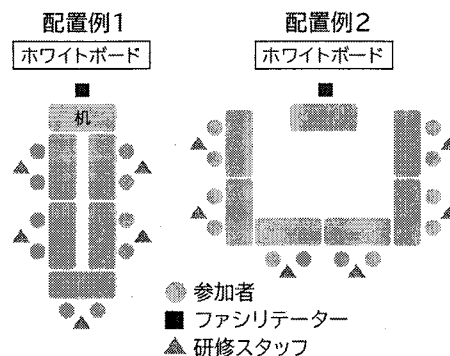
参加者がある程度余裕をもって座れる程度の会議室や和室のような空間を準備する。【研修型】プログラムとして支援者がオブザーバー参加をするなら、その分も考慮する。

②参加者が参加しやすい日時の設定

日程 できるだけ夏休み（盆休み）や冬休み（年末年始）は避けることが望ましい。子どもが家にいることが多く、（託児がない場合）保護者が出かけにくかったり、帰省等用事が入りやすかったりするために、プログラムを欠席せざるを得ないことが多いためである。

時間帯 午前中は子どもが保育所・幼稚園や学校に行くため、比較的参加しやすい時間帯である。自治体の療育教室にすでに参加している保護者を対象とする場合は、教室と同じ時間帯でプログラムを実施することも可能である。行政機関が主体となる場合には平日の昼間が多いが、保護者の就労状況等に合わせて土日や夜間の実施も柔軟に考慮したい。

【研修型】プログラムの場合の配置例



4-3 グループをどのように組むのか

①発達障害の診断の有無による区分は必要ない

ペアプロの非常に重要な視点は、発達障害等の診断のある子どもではなく、将来発達障害の診断を受ける可能性のある子どもや、虐待リスクのある子ども等、子育てに困難を感じる子どもの保護者全体を対象としていることにある。ある程度状態像が似ている方が保護者は話がしやすいが、それは必ずしも診断を意味しない。「障害」よりも「行動」に焦点をあてた方がよい。

②子どもの年齢による区分

子どもの年齢（就学前、小学校低学年・高学年、中学生）によって、子どもの行動や保護者の悩みは変化するため、プログラムの参加を子どもの年齢によって区切ることはペアワークを促進するために有効である。ただし、年齢を区切ることが難しい場合（小学校全体で参加者を募集する場合等）には、ペアプロはペアワークがメインであるため、同じ年齢帯の子どもをもつ保護者がそれぞれ複数人いれば、グループは成り立つ。

4-4 参加者の募集をする

①保護者の募集

大きくは、公募の形で希望者に直接申し込んでもらう方法と、保健師や保育士、療育教室のスタッフ等、すでになんらかの形で関わっている支援者から個別に声をかける方法の2つに分けられる。事業立ち上げの時期は、すでに関わりのある保護者に個別に声かけを行ってグループを形成する方が、支援者間で保護者の理解や情報共有、フォローがしやすい。

②支援者の募集

支援者は、【研修型】プログラムの参加後には、自分たちでプログラムを実施する意欲・関心のある支援者が積極的に参加できることが望ましい。所属先を出張扱い・研修扱いとすることで、支援者個人の負担をできるだけ減らす必要がある。途切れない子育て支援を提供するよう、さまざまな施設や職種を広く募集することが望ましい。募集の対象としては、地域の保育士、保健師、教師、心理士、福祉事業所の職員、発達支援センター等の職員、子育て支援や障害児福祉に関わる民間団体のスタッフ等である。

新潟県魚沼市

平成26年度は、厚生労働省障害者総合福祉事業の一環で外部からファシリテーターが派遣され、その他のスタッフは市職員を中心に体制を構築した。

- 実施場所：市内の保護者のほとんどが来場経験のある、子育て支援センターの多目的スペースを利用した。
- 独自に取り組んだ工夫：プログラムの理解を効率的に進めるため、厚生労働省の助成事業で作成されたマニュアルからエッセンスを抽出した、オリジナルのレジュメを毎回配布した。

愛知県大府市

浜松医科大学子どもこころの発達研究センターからの事業協力依頼に基づいてペアプロを開始した。現在では、市の児童課が中心となり、保育園の施設長補佐や主任、児童センター等の保育士の研修の一環として位置づけ、保護者支援技術の向上を目的としている。

- スタッフの保育士が運営から託児までに取り組み、運営している。
- 支援者のネットワーク：市内の各保育園、児童センター等に、ペアプロを経験した保育士が少なくとも2~3名常駐する状態となり、各スタッフが自身の園でプログラムを報告する試みが始まり、本務先でも保護者の関わりに役立てられている。今後は放課後等デイサービス等との連携を検討している。

宮城県

被災3県を対象とした国の復興事業（発達障害復興拠点事業）がきっかけとなって有識者とのネットワークを築き、発達障害者支援センター「えくぼ」を中心に発達障害のある子どもをもつ保護者や関係機関・関係者への支援が展開された。

- 実施場所：施設・学校が自施設を利用したり、市町村が保健センター・公民館を利用したりした例がある。
- 独自に取り組んだ工夫：ファシリテーターが、それぞれにオリジナルのエピソードを盛り込んだスライド資料を作成した。
- 支援者のネットワーク：圏域の障害児等療育支援事業の担当者と連携し、プログラム開催時に近隣の地域で支援者のネットワークを築く取り組みを始めた。

5 おわりに

自治体でペアプロを実施することは、非常に意義あることである。地域で社会的な支援を提供することが、障害のある人たちの支援の基本と考えられるようになってきた現在では、診断の有無にかかわらず、子育ての支援ニーズのある保護者にとって有効なプログラムを自治体で当たり前提供できることは、非常にインクルーシブで、なおかつ、社会的障壁を取り除く取組みとなる。

保護者支援は、障害、子育て支援、母子保健等、いくつかの部局をまたぐ形になるために、インクルーシブな支援の実施ができないまま現在に至っている。しかし、地域で子育てをしている保護者に前向きな一歩を提供するためには、職員の意識付けだけでは不十分である。極めて有効な家族支援技法であるペアプロや、ペアプロを実施可能な支援者が自治体に存在するということが、実質的な支援の質の向上につながっていく。